

**摂津市障害者施策に関する
長期行動計画(第3次)
後期計画 [中間見直し]
第4期 摂津市障害福祉計画**

平成27年(2015年)3月

摂津市

発刊にあたって

本市では、平成9年3月に「摂津市障害者施策に関する新長期行動計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員として生活し、活動する社会をつくる「ノーマライゼーション」と、すべてのライフステージにおいて、自立性・主体性を重んじた生き方を獲得するという理念の実現に向け取り組んでまいりました。

また、平成19年には障害福祉サービスについての方策を示す「障害福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉を推進してまいりました。

近年、我が国の障害者施策は多様に変化しておりますが、その背景には平成26年1月に批准した国連障害者権利条約があります。改正された障害者基本法では、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものである」という理念が含まれ、また、新たに制定された障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の禁止についての考え方を広く地域全体へ啓発することが求められています。

本市においても、障害及び障害のある人に関する市民の理解を促進し、あわせて、障害のある人へのあらゆる場での合理的な配慮等について、市民が気づき、行動することがさらに必要となっています。活動や生き方の制限の原因を個人の障害の存在に求めるのではなく、地域や職場、学校などの日常生活の場での合理的な配慮や社会的な支援の不十分さを解消することをまちづくりの目標とし、「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」の実現に向け取り組んでまいります。

今後この計画に基づき、障害者施策を推進することとあわせて、まちづくりの大きなテーマであります「人間基礎教育」を徹底し、元気あふれるまち・せつつを実現していきますので、市民の皆さんには、より一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「摂津市障害者施策推進協議会」および「摂津市障害者地域自立支援協議会」の委員の皆さん、団体・市民の皆さんに心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

摂津市長 森山 一正



摂津市民憲章

わたしたち、淀川のゆたかな流れのほとりに住む摂津市民は、これまでにきずかれてきた伝統と文化を生かし、力を合わせて、しあわせのあふれるまちをつくるために、この市民憲章をさだめます。

- みんなでつくろう ゆたかで平和な すみよいまちを
- みんなできずこう きまりをまもる あかるいまちを
- みんなでそだてよう 花とみどりの きれいなまちを
- みんなでめざそう 老人と子どもをいたわる えがおのまちを
- みんなでのばそう かおりの高い 文化のまちを

(昭和 46 年 11 月 1 日制定)

【 目 次 】

第1部 はじめに	1
第1章 計画の見直しにあたって	3
1. 計画の中間見直しにあたって	3
2. 計画の性格	4
3. 計画の期間	9
4. 計画策定の体制	9
第2章 障害のある人の現状と施策の進捗状況	11
1. 障害のある人の状況	11
2. 施策の進捗状況と課題	18
3. 第3期摂津市障害福祉計画の目標と実績の比較	39
4. 第3期摂津市障害福祉計画の見込量と実績の比較	42
 第2部 障害者施策に関する長期行動計画	 53
第1章 基本理念と基本的考え方	55
1. 基本理念	55
2. 基本目標	56
3. 重点課題	57
4. 計画の施策体系	59
第2章 施策の行動目標	60
1. 生活環境の整備改善	60
2. 雇用・就労の充実	64
3. 保健・医療の充実	68
4. 療育・教育の充実	71
5. 生活支援の充実	76
6. 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進	82
 第3部 第4期障害福祉計画	 87
第1章 障害福祉計画の基本的な方向性	89
第2章 成果目標	91
1. 施設入所者の地域生活への移行	91
2. 障害者の地域生活の支援	92
3. 福祉施設から一般就労への移行	93
4. 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	94

第3章 見込量及びその見込量の確保の方策	95
1. 訪問系サービス・短期入所（ショートステイ）	95
2. 日中活動系サービス	98
3. 居住系サービス	100
4. 利用者本位の相談・サービス提供体制	102
5. 地域生活支援事業	105
6. 障害児支援サービス	110
7. 障害福祉計画の進捗管理及び評価について	113
 資料	115
1. 計画策定の経緯	117
2. 摂津市障害者施策推進協議会	118
3. 摂津市障害者地域自立支援協議会	121
4. 摂津市の障害福祉に関するアンケート調査（調査概要）	123
5. 障害者関連団体ヒアリング調査の結果概要	126

第1部 はじめに

第1章 計画の見直しにあたって

1. 計画の中間見直しにあたって

本市では、「措置制度」から「支援費制度」への改革や「障害者自立支援法」の施行など障害者福祉の大きな転換期の中で、平成18年3月には「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」を策定し、平成24年3月には「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画」を策定しました。この「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」においては「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」をめざして、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定の下に自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

また同年3月には平成24年度から平成26年度を計画期間とする「第3期摂津市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の目標値と、その確保のための方策を定め、サービス基盤の整備を図ってきたところです。

今回、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画」と摂津市障害福祉計画を見直すまでの3年の間には、これまでの通所施設を中心とした施設整備やサービス利用だけではなく、摂津市障害者総合支援センターの充実や訪問系サービスの利用の円滑化、就労継続支援（B型）の事業所の増加、共同生活援助（グループホーム）等の新たな開設など、地域生活を支えるサービスに広がりが出てきました。

また、障害のある児童の支援をスムーズに行うために府内組織を変革し、保健、福祉、教育の連携の強化にも努めてきました。

一方、国においては、障害者基本法改正に基づいて平成25年9月に障害者基本計画を策定しました。また「障害者権利条約」の批准（平成26年1月）に向けて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの国内法を相次いで整備しました。また平成25年4月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」を施行し、障害福祉計画の根拠法であった障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正しています。

本市においては、このような国や本市の状況を十分に踏まえて、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画」を見直すとともに、摂津市障害福祉計画を第4期として新たに策定することとします。

2. 計画の性格

(1) 摂津市障害者施策に関する長期行動計画（障害者施策の総合的な展開）

本計画は、平成23年8月に改正された「障害者基本法」第11条の3に定める障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画であり、今後の本市における障害者施策の基本的な方向と行動目標を示した総合的な計画です。

また、この計画は市行政のみならず、関係機関、企業、民間事業者や地域社会、市民が行う障害者福祉にかかる取り組みの指針となるものです。

障害者基本法（最終改正：平成二十三年八月五日法律第九〇号）から抜粋

第十一條 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等をふまえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 摂津市障害福祉計画（障害福祉サービス等の確保方策を示すもの）

本計画は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づき、障害福祉サービス・相談支援、地域生活支援事業の確保の方策を検討し、策定するものです。なお、「市町村障害福祉計画」の策定に当たっては、同法において国が定める「基本指針」に則することも併せて規定されており、本計画もそれらに基づいて策定しています。

障害者総合支援法（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～3 略

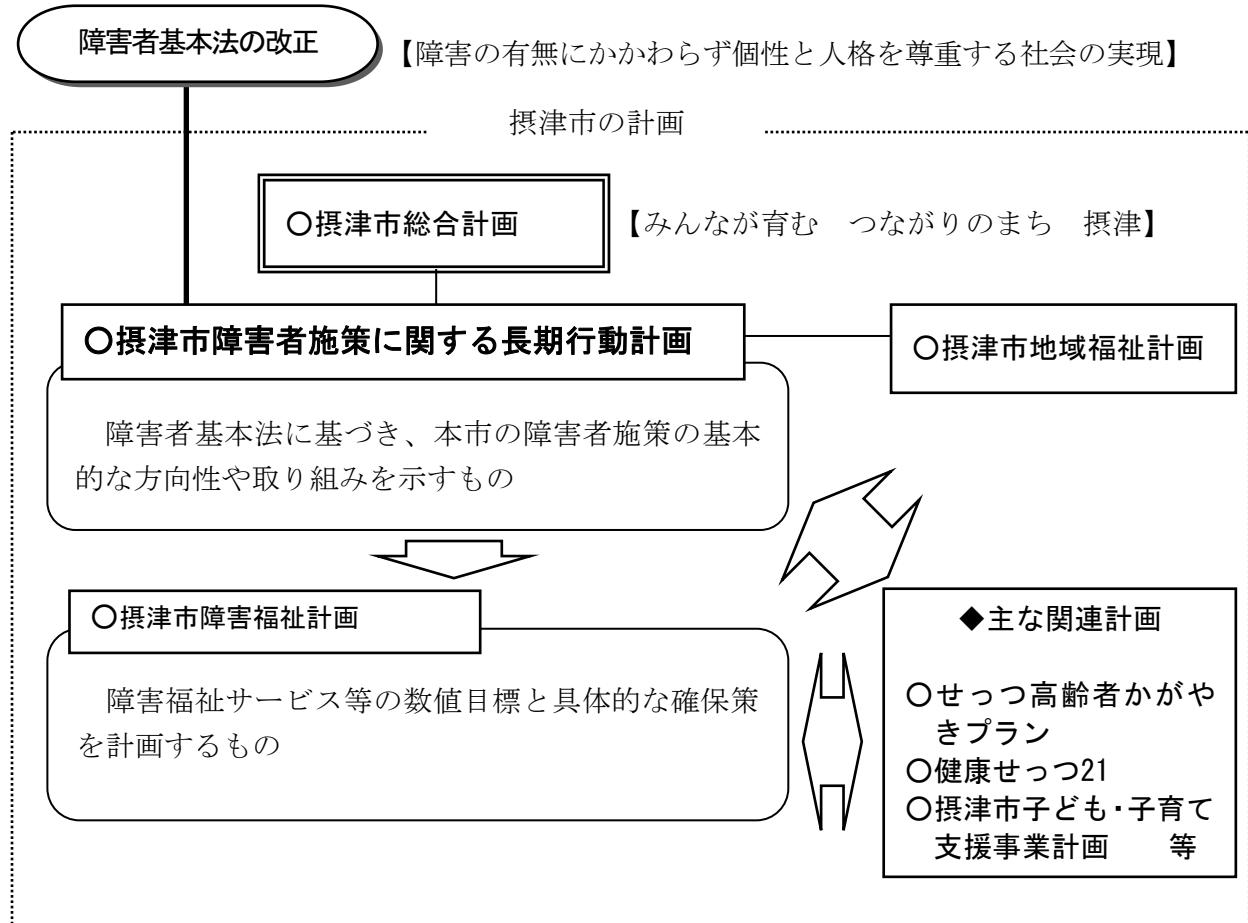
4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6以下 省略

(3) 他の計画との整合性

この計画に基づく事業の実施に当たっては「摂津市総合計画」や「摂津市地域福祉計画」「せっつ高齢者かがやきプラン」「健康せっつ21」「摂津市子ども・子育て支援事業計画」など関係計画に基づく事業との整合性や連携を図りつつ、積極的かつ継続的に事業を展開していきます。



(4) 近年の関連法制度の状況

① 「障害者権利条約」の批准（平成 26 年 1 月批准）

障害者の権利および尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者権利条約」が、平成 18 年 12 月に国連総会本会議で採択され、平成 20 年 5 月に発効されました。日本は、平成 19 年 9 月にこの条約に署名し、国内法の整備を経て、平成 26 年 1 月に批准しました。

② 「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月公布、施行（一部除く））

平成 23 年 8 月には、障害者の定義の見直し、地域社会における共生、合理的な配慮の欠如を含む差別の禁止などを盛り込んだ「改正障害者基本法」が公布されました。

◆目的規定の見直し（第 1 条関係）

目的規定は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとりすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することとなりました。

◆施策の基本方針

改正前において、障害者施策は障害者の「年齢および障害の状態」に応じて策定、実施されなければならないとされていましたが、今回の改正では、「性別」「生活の実態」にも応じたものとするべき旨が規定されました。

署名済みの障害者権利条約の考え方に基づく障害者制度全体の抜本改革

障がい者制度改革推進会議での議論から

- ・**基本的人権を確認（「権利の主体」である社会の一員、「差別」のない社会づくり）**
- ・**障害概念を社会モデルへ転換（制限に対する問題意識）**
- ・**個性と人格を認め合う「共生社会」の実現**
- ・**地域で暮らす権利の保障とインクルーシブ社会の実現**

根拠法の「障害者基本法」の改正

- 目的規定に基本的人権を追加
- 制度の谷間がないように障害者の定義の見直し
障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- 地域社会における共生
- 合理的な配慮の欠如を含む差別の禁止等

【その他】

- 「整備法」の施行、「障害者総合支援法」の施行
- 「障害者虐待防止法」の施行
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布

③ 「障害者自立支援法」と「障害者総合支援法」について

- ◆「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」（平成 22 年 12 月公布、平成 22 年 12 月～平成 24 年 4 月 1 日施行）による「障害者自立支援法」の一部改正、「児童福祉法」の一部改正

利用者負担の見直し、発達障害を「障害者自立支援法」の対象とすることの明確化、基幹相談支援センターの設置など相談支援体制の充実、放課後等デイサービスの創設など障害児支援の強化、同行援護の創設など地域での自立生活のための支援の充実などが図られることになりました。

障害児を対象とした福祉施設や福祉サービスは、「児童福祉法」に根拠規定が一本化されました。このため、障害児を対象とした福祉施設や福祉サービスの体系は平成 24 年 4 月 1 日から順次変更されています。

- ◆「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」（平成 24 年 6 月公布、平成 25 年 4 月施行、なお一部平成 26 年 4 月施行）

基本理念に「共生社会の実現」が盛り込まれ、障害福祉サービス等の対象には難病患者を含むこととなりました。常時介護を要する人に対する支援や障害支援区分の認定、意思疎通をはかることに支障がある障害者等に対する支援のあり方等については、法施行後 3 年を目処に見直す予定とされています。

④ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」（平成 23 年 6 月公布、平成 24 年 10 月施行）

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立および社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護および自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

⑤ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）（平成 25 年 6 月公布、一部を除き平成 28 年 4 月施行予定）

改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的として障害者差別解消法が制定されました。

⑥ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）（平成 24 年 6 月公布、平成 25 年 4 月施行）

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、それによって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的としています。

⑦ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月（一部公布日又は平成 30 年 4 月）施行予定）

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めています。精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることになります。

⑧ 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 25 年 5 月公布、平成 25 年 6 月施行）

平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

⑨ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年 6 月公布、一部を除き平成 26 年 4 月施行予定）

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行うこととなりました。

⑩ アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年 12 月公布）

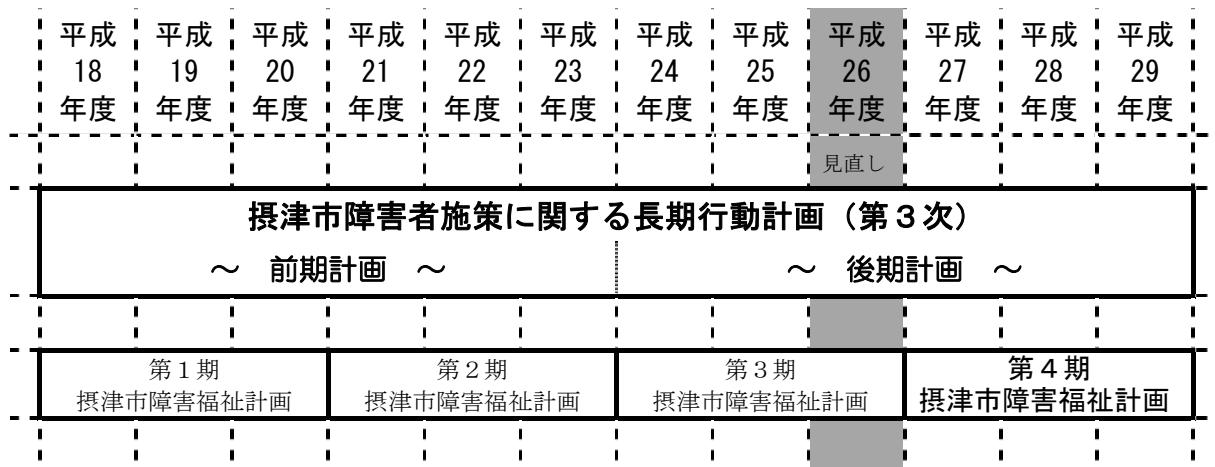
アルコールの有害な使用などによる健康障害及び暴力、虐待、飲酒運転、自殺などの社会問題とが密接に関わるとした上で、国や地方公共団体にアルコール健康障害対策を総合的に策定、実施する責務を明記しています。

（5）計画の対象

本計画が対象とする「障害者」及び「障害のある人」とは、「障害者基本法」第 2 条で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人とします。

3. 計画の期間

摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）は平成18年度から平成29年度までの12年間を計画期間としています。第4期摂津市障害福祉計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。



4. 計画策定の体制

（1）障害のある人、障害者福祉関係団体、事業者等の実態・ニーズの把握

日頃の生活実態や就労・学校生活・障害福祉サービス・災害時の支援・保健・医療などへの意向について障害のある人を対象に「摂津市の障害福祉に関するアンケート調査」^①を実施しました。また、当事者団体及び関連団体、事業者を対象として、各団体における活動の実態や課題、施策への意見、サービス提供事業所の今後の整備方針などをヒアリング調査で把握しました。

（2）摂津市障害者施策推進協議会・障害者地域自立支援協議会による計画策定の検討

保健、医療、福祉、教育関係者や当事者団体などの各代表、学識経験者により構成された「摂津市障害者施策推進協議会」が計画策定委員会を兼任し、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」と「第4期摂津市障害福祉計画」の方向性や具体的な取り組みの検討を行いました。また、相談支援体制やサービス提供体制の強化をめざす摂津市障害者地域自立支援協議会においては「第4期摂津市障害福祉計画」の検討を行いました。

^① 以降「障害福祉に関するアンケート調査」と表します。障害福祉に関するアンケート調査では18歳以上と18歳未満それぞれを対象に2種類のアンケートを実施しています。

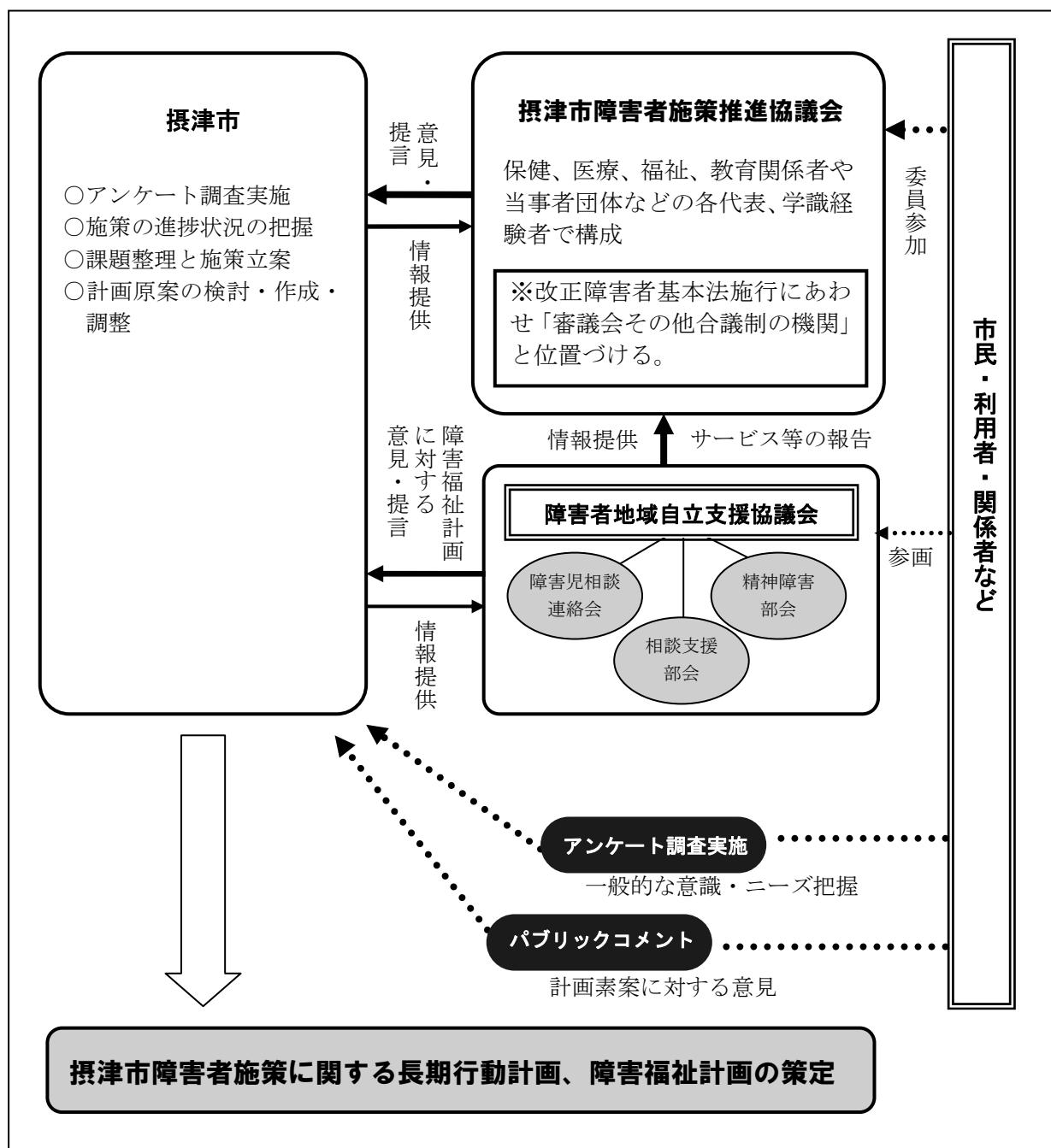
(3) 庁内での検討・協議

障害者施策は、保健・医療・福祉の分野だけにとどまらず、障害のある人のライフステージやライフスタイルに応じた幅広い分野の視点から施策を実施していく必要があります。そのため、本計画の各施策に関する担当部課係との協議・調整を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

市民のみなさまに、計画の内容を精査していただくため、計画案を本市のホームページや市公共機関で公開し、パブリックコメントを実施しました。

【計画の策定体制】



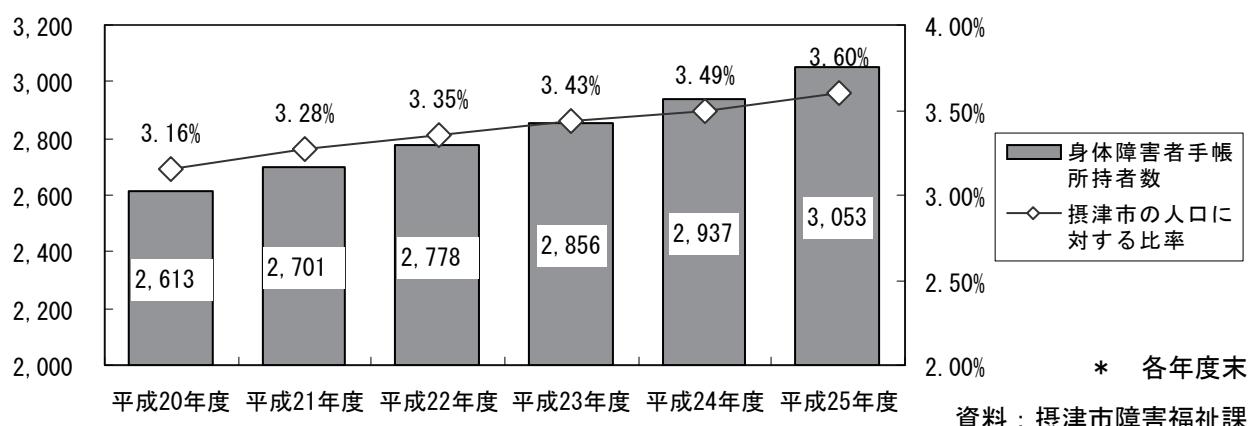
第2章 障害のある人の現状と施策の進捗状況

1. 障害のある人の状況

● 身体障害者手帳所持者数の推移

平成 25 年度の身体障害者手帳所持者数は 3,053 人で、平成 20 年度の 2,613 人から年々増加傾向にあります。本市の人口に占める身体障害者手帳所持者の比率をみると、平成 20 年度の 3.16% から年々増加し平成 25 年度には 3.60% となっています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移

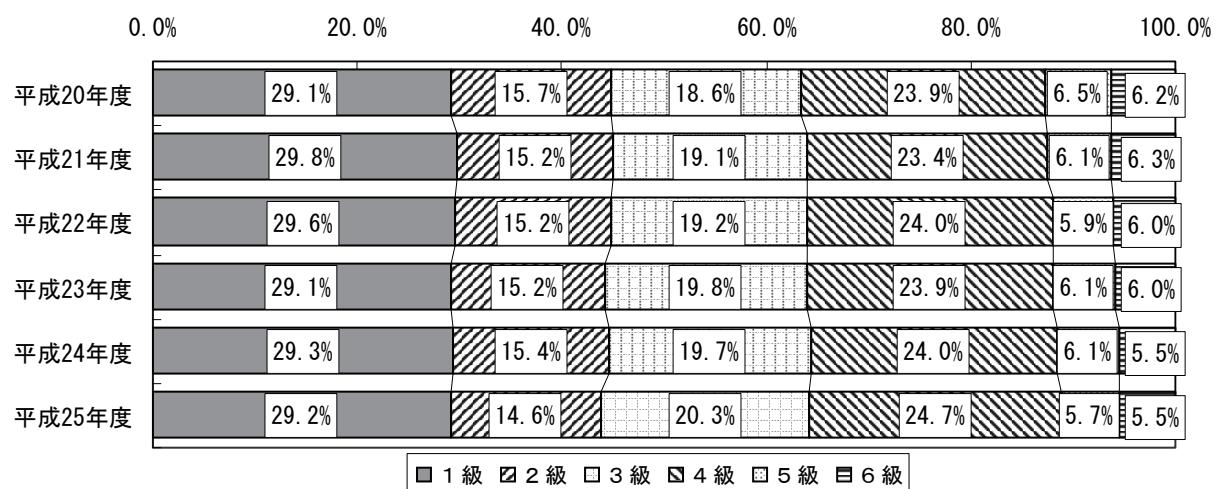


資料：摂津市障害福祉課

● 身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移

身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移をみると、平成 20 年度から平成 25 年度にかけて増加幅が最も大きいのは 3 級（1.7 ポイント増）で、次いで 4 級（0.8 ポイント増）となっています。減少幅が最も大きいのは 2 級（1.1 ポイント減）となっています。

図 身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移



* 各年度末

資料：摂津市障害福祉課

表 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	760	804	823	830	861	891
2級	409	410	423	435	451	447
3級	487	517	532	565	579	619
4級	625	633	668	683	705	754
5級	170	166	164	173	178	174
6級	162	171	168	170	163	168
合計	2,613	2,701	2,778	2,856	2,937	3,053

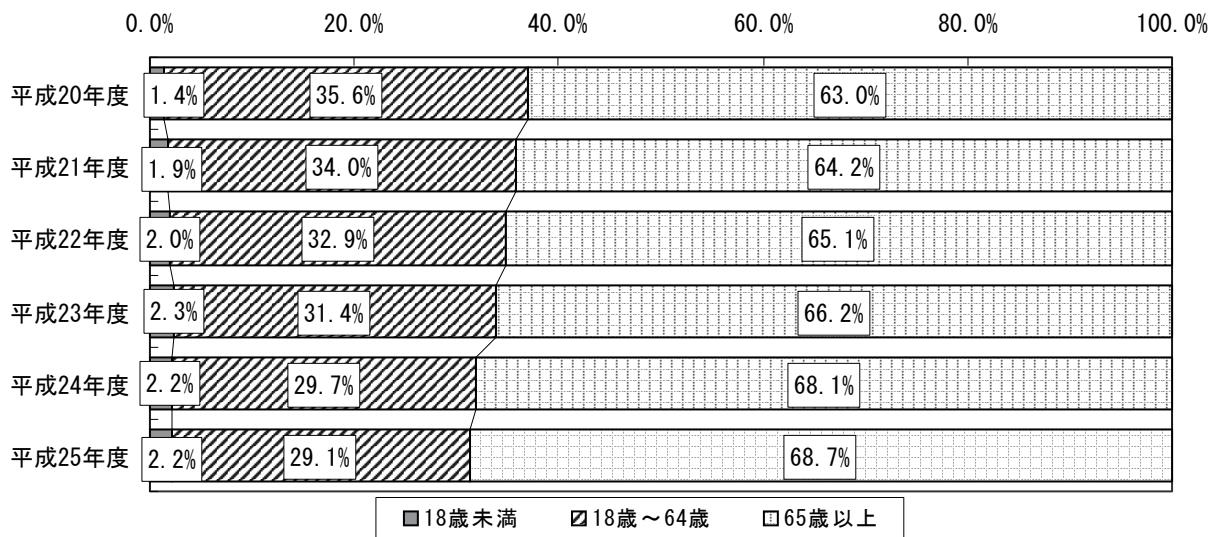
* 各年度末

資料：摂津市障害福祉課

● 身体障害者手帳所持者の年齢別比率の推移

身体障害者手帳所持者の年齢別比率をみると、18歳～64歳では平成20年度の35.6%から年々減少して平成25年度には29.1%となっています。65歳以上では平成20年度の63.0%から年々増加して平成25年度には68.7%となっています。身体障害者手帳所持者数に占める65歳以上の比率は他の年齢層の比率よりも高くなっています。

図 身体障害者手帳所持者の年齢別比率の推移



* 各年度末

資料：摂津市障害福祉課

● 障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移

障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、視覚障害のある人は平成 20 年度から平成 22 年度までは増加傾向にありましたが、平成 22 年度を境に減少に転じ平成 25 年度には 186 人となっています。

聴覚・平衡障害のある人は平成 20 年度から平成 25 年度にかけて概ね増加傾向であり、平成 25 年度には 225 人となっています。

音声・言語障害のある人は平成 20 年度から平成 25 年度までほぼ変わらず、43～52 人の間で推移しています。

肢体不自由のある人は平成 20 年度の 1,500 人から増加傾向にあり、平成 25 年度には 1,802 人となっています。

内部障害のある人は平成 20 年度の 685 人から増加傾向にあり、平成 25 年度には 788 人となっています。

表 障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障害	190	196	199	193	189	186
聴覚・平衡障害	192	203	211	210	217	225
音声・言語障害	46	46	43	48	49	52
肢体不自由	1,500	1,548	1,605	1,665	1,709	1,802
内部障害	685	708	720	740	773	788
合計	2,613	2,701	2,778	2,856	2,937	3,053

* 各年度末

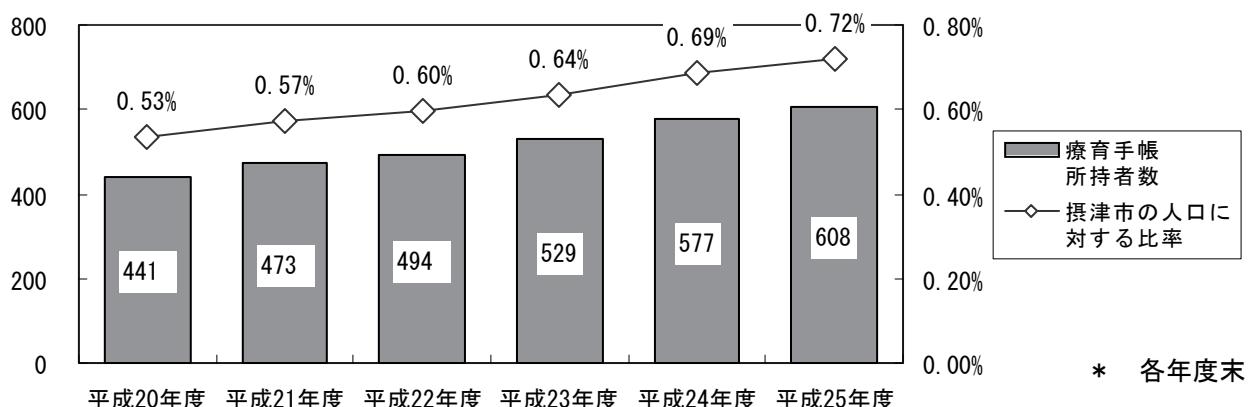
* 平成 21 年度より内部障害に肝臓機能障害が加えられています。

資料：摂津市障害福祉課

● 療育手帳所持者数の推移

平成 25 年度の療育手帳所持者数は 608 人で、平成 20 年度の 441 人から年々増加しています。本市の人口に占める療育手帳所持者の比率をみると、平成 25 年度は 0.72% で平成 20 年度の 0.53% からわずかながら増加傾向にあります。

図 療育手帳所持者数の推移



資料：摂津市障害福祉課

● 療育手帳所持者の障害程度別比率の推移

療育手帳所持者の障害程度別比率の推移をみると、A は平成 20 年度には 51.2% を占めていましたが、その後は減少傾向となり、平成 25 年度には 43.3% となっています。

平成 20 年度から平成 25 年度までの比率の差をみると、A や B 1 は減少していますが、B 2 は 11.1 ポイント増加しています。

図 療育手帳所持者の障害程度別比率の推移

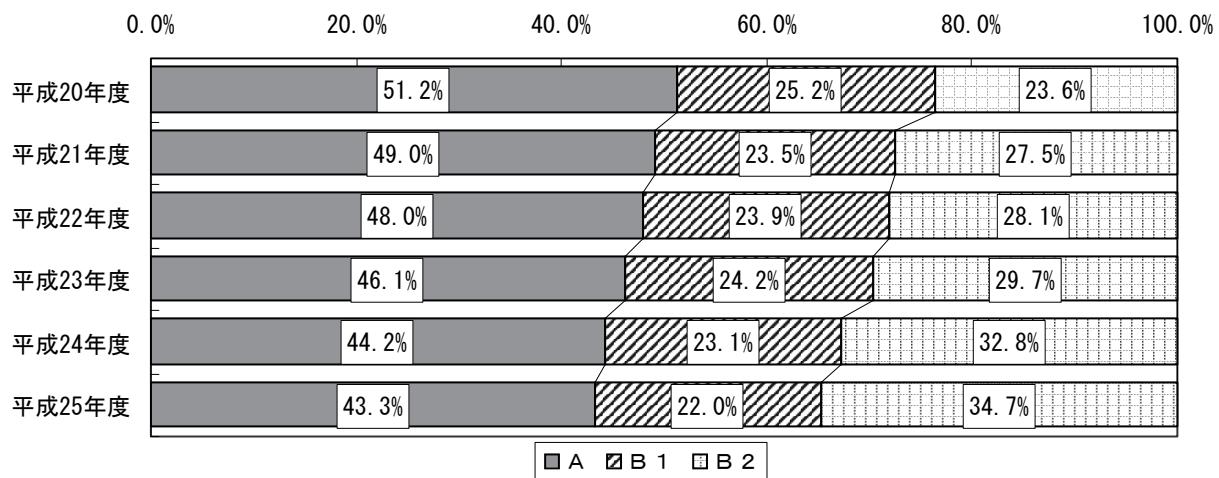


表 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A	226	232	237	244	255	263
B 1	111	111	118	128	133	134
B 2	104	130	139	157	189	211
合計	441	473	494	529	577	608

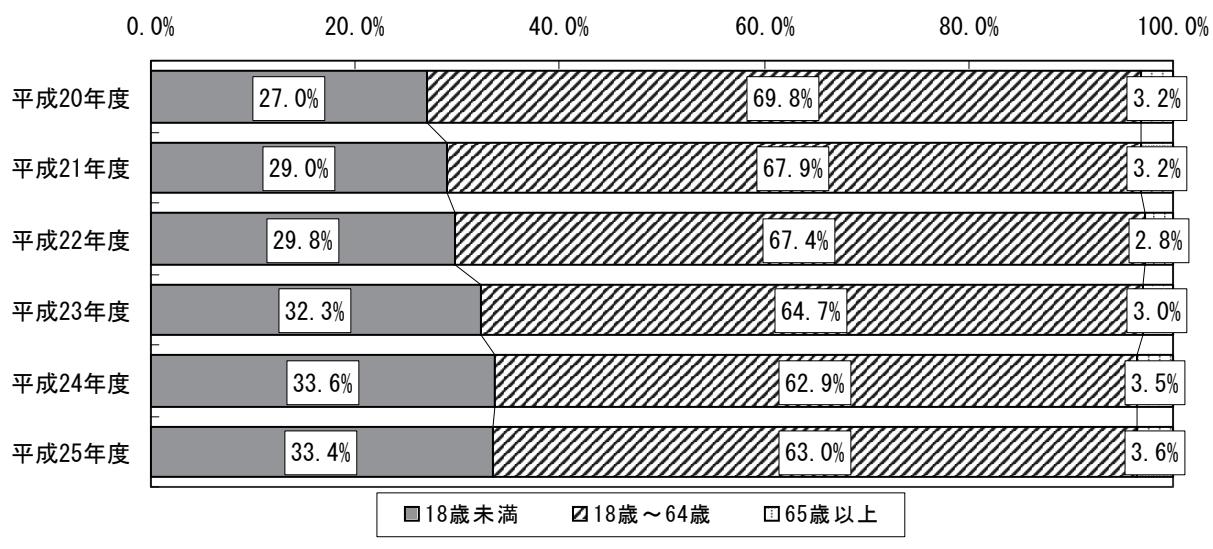
* 各年度末

資料：摂津市障害福祉課

● 療育手帳所持者の年齢別比率の推移

療育手帳所持者の年齢別比率をみると 18 歳未満では平成 25 年度は 33.4%で平成 20 年度 (27.0%) から 6.4 ポイント増加しています。18 歳～64 歳では平成 25 年度は 63.0%で平成 20 年度 (69.8%) から 6.8 ポイント減少しています。65 歳以上では平成 20 年度から平成 25 年度にかけて 3%台で推移しています。療育手帳所持者数に占める 18 歳～64 歳の比率は他の年齢層の比率よりも高くなっています。

図 療育手帳所持者の年齢別比率の推移



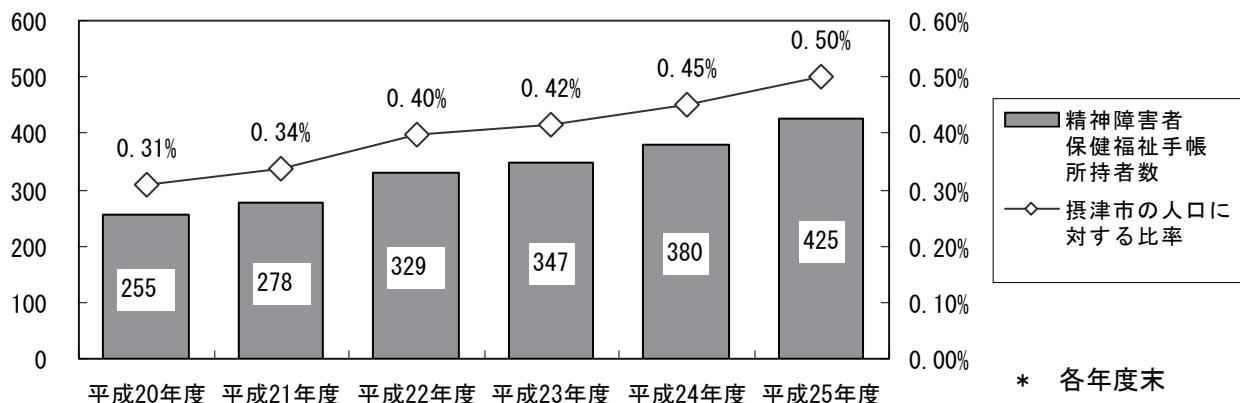
* 各年度末

資料：摂津市障害福祉課

● 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 25 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 425 人で、平成 20 年度の 255 人から年々増加しています。本市の人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の比率をみると、平成 25 年度は 0.50% で平成 20 年度の 0.31% からわずかながら増加傾向にあります。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：摂津市障害福祉課

● 精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別比率の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別比率の推移をみると、2級はいずれの年度でも最も多く、6割以上を占めています。1級は平成 20 年度の 22.0% から年々減少し、平成 25 年度には 11.5% となっています。2級は平成 20 年度から平成 25 年度にかけて 64~66% 台で推移しています。3級は平成 20 年度の 13.3% から年々増加し平成 25 年度には 23.5% となっています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別比率の推移

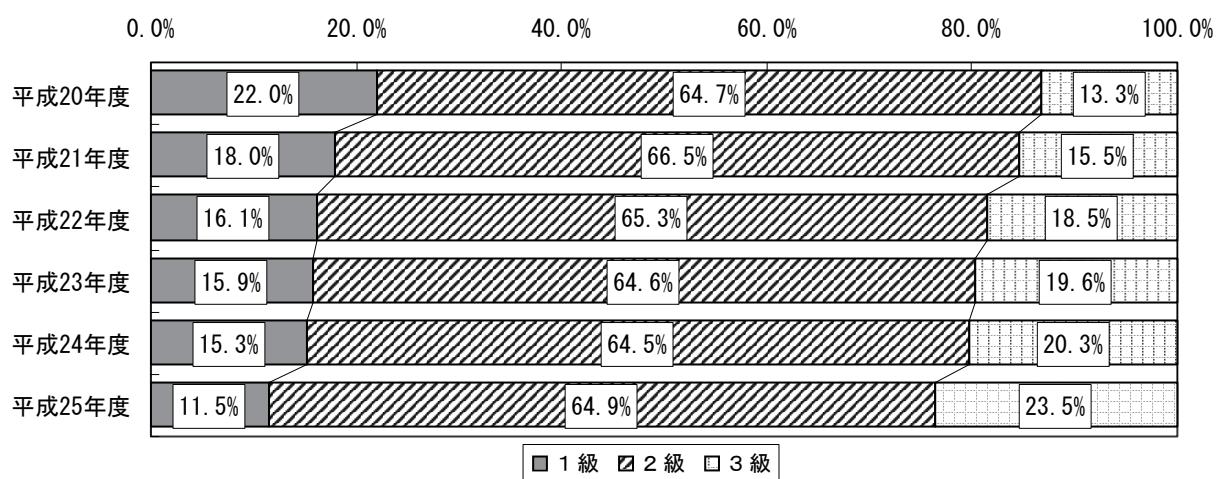


表 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	56	50	53	55	58	49
2級	165	185	215	224	245	276
3級	34	43	61	68	77	100
合計	255	278	329	347	380	425

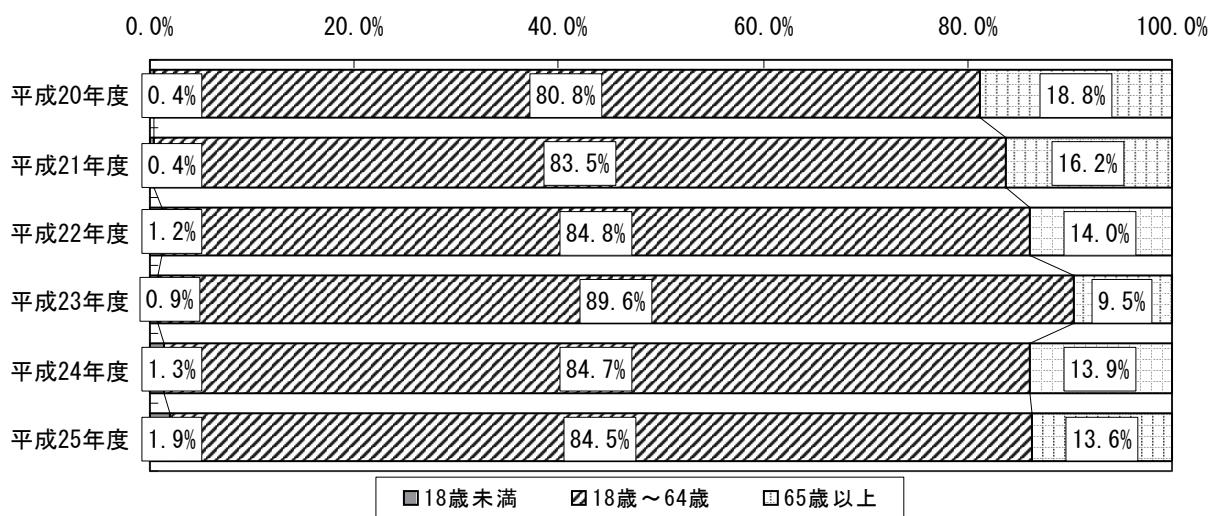
* 各年度末

資料：摂津市障害福祉課

● 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別比率の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別比率をみると、18歳～64歳では平成20年度から平成23年度までは増加傾向にありましたが、平成23年度の89.6%を頂点に減少し、平成24・25年度は84%台で推移しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数に占める18歳～64歳の比率は他の年齢層の比率よりも高くなっています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別比率の推移



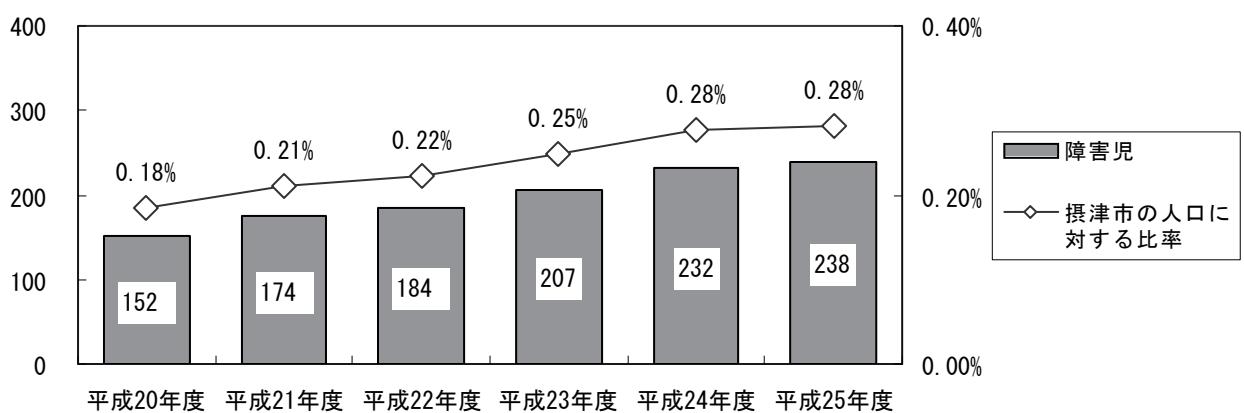
* 各年度末

資料：摂津市障害福祉課

● 障害児数の推移

平成25年度の障害児数は238人で、平成20年度の152人から年々増加傾向にあります。

図 障害児数の推移



* 各年度末

資料：摂津市障害福祉課

2. 施策の進捗状況と課題

本市の障害者施策の取り組み状況と各種統計データなどから、本計画の進捗状況と課題を検討しています。

(1) 生活環境の整備改善

① すべての市民にとって「やさしいまちづくり」

◆ 交通バリアフリー基本構想に基づく事業の推進

平成17年3月に策定した「摂津市交通バリアフリー基本構想」で重点整備地区に設定した阪急正雀駅とJR千里丘駅及びその周辺地域については、整備メニューに沿ってバリアフリー化を計画的に進めてきました。市道千里丘南千里丘線の歩道拡幅、歩道段差の解消、市道新在家鳥飼上線の交差点部において、歩道段差の解消ならびに視覚障害者用誘導ブロックの設置を実施しました。「摂津市交通バリアフリー基本構想」に基づき、「摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定しています。

また、平成18年12月から施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」では、身体障害のある人だけでなく、障害のあるすべての人々が対象に含まれ、バリアフリー化基準に適合するように求める対象施設等を拡大し、駅のない地域でも重点整備地区にできるなど、新たな内容が盛り込まれています。

◆ 公共的施設のバリアフリーの推進

公共的施設のバリアフリー化については、「大阪府福祉のまちづくり条例」や平成20年3月に改定された「バリアフリー化推進要綱」に基づいて進めています。

施設のバリアフリー化は徐々に広がりつつあります。福祉部署が所管していない施設においても計画的な整備が進められています。

◆ 駐車・駐輪場の整備の推進

放置自転車等の移動保管の実施により、移動保管台数は減少の傾向にあり、今後も違法駐車・迷惑駐車防止啓発とともに継続実施します。

◆ 移動手段の確保と公共交通機関のバリアフリー化

鉄道駅舎のバリアフリー化や阪急、近鉄、京阪の各バス事業者に対する低床バスの導入の要請等を実施しました。

本市においては、市民の日常的な移動手段として路線バスが重要な役割を担っていますが、民間のバス路線網がカバーしきれない地域もあり、このような地域で市民の移動手段をどのように確保していくのかが重要な政策課題となってきたことから、公共施設巡回バス（愛称セッピイ号）の本格運行と摂津市内循環バスの路線の変更を実施しました。

公共施設巡回バスは、平成 25 年 8 月より新たに「スポーツ広場」にバス停を新設し、ルート変更を行いました。ルート変更により 1 便当たりの走行距離が延伸し、1 日 5 便から 1 日 4 便へ減便しました。摂津市内循環バスは平成 25 年 3 月 18 日より JR 千里丘を起終点としたルート変更を行い、徐々に利用者数が増加しています。今後も、利便性の向上について、民間事業者の検討を続けていきます。

② 誰もが住みやすい住宅の整備

住宅は安心して暮らすために欠くことのできない生活の基盤であり、生涯を通じて豊かな生活を送ることができるよう、居住環境の整備を行うことが重要な課題です。

本市では共同生活援助（グループホーム）の開設または増設にあたり、補助金を交付し基盤整備の支援を行っており、平成 26 年度に新たな開設が見られました。

「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」は 24 時間の相談支援体制等の確立が困難であるなどの理由で実施できていませんが相談支援事業所の自助努力によって入居の際の支援などが展開されています。

③ 情報アクセスの整備

◆ 広報や施策情報の充実

視覚障害のある人への情報提供を促進するために点字サービス等に委託して点字広報を作成したり、聴覚障害のある人に対してはカセットテープによる「声の広報」の発行を行ったりしています。

今後はデイジー図書の普及により、カセットテープからデイジー図書への移行等を検討する必要性が出てきています。そのため声の広報の作成を依頼しているボランティアサークルにデイジー図書の作成を検討してもらっています。

◆ コミュニケーション支援

日常生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、聴覚・言語機能障害のある人に対する手話奉仕員の派遣等を実施しています。

平成 18 年度から平成 21 年度までは、手話講習会 3 コース（入門：昼・夜、基礎会話：夜）、点字講習会 1 コース（夜）を実施しました。平成 22 年度から、手話講習会を 4 コース（入門：昼・夜、基礎会話：昼・夜）に拡充し、奉仕員の養成に努めています。平成 25 年度から大阪府が実施している手話通訳養成講座に協力をしています。

手話奉仕員の増員と要約筆記のニーズ把握や、手話講習会に参加後も継続して学習に取り組めるような工夫が必要になっています。

④ より安全な生活を送るための防犯・防災体制の整備

◆ 防犯の視点から

全国的に障害のある人を狙った詐欺や犯罪が明るみに出てきており、当事者が犯罪に巻き込まれているのかが周りも本人も判断がつきにくい場合もあることから、防犯意識の普及・啓発、消費生活に関する啓発などにも力を入れていく必要があります。

また、犯罪行為による障害等の被害者に対して、「摂津市犯罪被害者支援条例」に基づき、相談や総合的な支援を行っています。

◆ 防災の視点から

東南海・南海地震を想定して平成19年には「地域防災計画」を改訂し、障害のある人等の安全を確保するための対策を推進してきました。しかし、東日本大震災を受けて、避難準備情報等の伝達体制、避難誘導の方法、避難所での生活や福祉・医療などに関して市民の関心が高まる中で、地域で防災について検討していただくとともに、特に、障害のある人を含む災害時要援護者の支援策を行政と地域が連携して構築していく必要があります。

平成24年度から災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの育成に努めました。

平成25年度には東日本大震災の教訓や南海トラフ大地震の被害想定等を踏まえ大阪府地域防災計画が改定されたことに伴い、現行の「地域防災計画」の改定に着手しました。

また障害者手帳交付時において、消防緊急情報システムや災害時要援護者支援制度の説明を行っています。

障害者関連団体ヒアリング調査の結果をみると、「生活環境の整備改善」について災害時・緊急時の避難場所の障害特性に合わせたあり方や、災害時要援護者に関する仕組みづくりなどが課題となっています。

◆ 災害時要援護者に対する支援

平成25年2月から災害時要援護者支援制度を開始し、自治連合会・民生児童委員協議会・老人クラブ連合会などの団体への周知を行い、対象者の登録推進や地域における支援体制の整備の推進を図っています。また、自治連合会のモデル地区を設定し、地域主催の防災会議等へ市役所の職員も出席しています。

(2) 雇用・就労の充実

① 雇用・就労の促進

◆ 障害のある人の雇用の拡大のために

障害福祉に関するアンケート調査の結果をみると、仕事をしていない人のうち正規やパートなどの一般的な形態で働きたい人は4割強を占めています。さらに「障害者（児）施設」に通っている人では前回調査の2割強より下がっているものの2割弱の人が一般的な形態で働きたいと回答しています。本市では関係機関と連携して就労につなげる支援策の充実に努めてきたものの、個人の特性に応じた働く場が少ないためにやむなく就労できない人が潜在的に存在しており、就職先の確保策の充実が引き続き課題となっています。

「障害者雇用促進法」では民間企業、国、地方公共団体は、雇用率制度によって一定の割合以上、障害のある人を雇用しなければならないとされています。

市役所における雇用の創出としては、平成21年度を除き、毎年身体障害のある人を対象とした採用試験を実施しており、障害のある人の雇用の促進に努めています。近年、市役所では法定雇用率を超える雇用をおおむね確保してはいますが、市が定めた目標雇用率である3%は達成していないため、今後さらに障害のある人の雇用の促進に努めていく必要があります。また、障害のある人に適した職域開発、職場環境の改善、指定管理者への障害者雇用促進にかかる働きかけが課題となっています。

民間では平成22年に障害者雇用納付金制度の改正があり、納付金制度が適用される雇用主が拡大(労働者数が200人を超え300人以下の中小企業事業主を追加)されたこともあり、障害のある人の実雇用率は上昇傾向にあります。しかし、平成25年に法定雇用率が1.8%から2.0%へ引き上げられたことにより、法定雇用率達成企業の比率は下降傾向となっています。

本市では摂津市社会福祉事業団の他にも就労移行支援や就労継続支援の事業所などにおいて、障害のある人の新たな就労先の開拓に取り組んでいます。

このように、市役所においても民間においても障害のある人の雇用が徐々に拡大しています。

現在、全国的に不安定な景況感が漂う状況にあり就職先の開拓が難しくなっています。事業主への支援制度の周知とともに、事業主や職員の障害に対する理解を促すなど、障害のある人の就職先の確保に向けてもう一段の努力と支援を継続していく必要があります。

表 市役所での障害のある人の雇用状況

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	法定雇用率
市長部局	2. 47%	2. 10%	2. 06%	2. 23%	2. 30%	2. 31%	2. 30%
教育委員会	1. 75%	1. 83%	1. 75%	1. 97%	2. 50%	2. 44%	2. 20%
水道部	6. 52%	7. 50%	4. 16%	2. 17%	2. 15%	2. 20%	2. 20%
市役所合計	2. 68%	2. 46%	2. 14%	2. 14%	2. 31%	2. 36%	2. 30%

* 各年 6 月 1 日現在

* 平成 25 年 4 月 1 日から、法定雇用率が 2. 10%→2. 30% に改定

資料：摂津市人事課

表 大阪府内での障害のある人の雇用状況

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
大阪府内	実雇用率	1. 60%	1. 67%	1. 63%	1. 69%	1. 76%	1. 81%
	未達成企業の比率	57. 1%	55. 5%	56. 2%	55. 1%	59. 3%	57. 4%
	法定雇用率達成企業の比率	42. 9%	44. 5%	43. 8%	44. 9%	40. 7%	42. 6%

* 各年 6 月 1 日現在

* 実雇用率は常用労働者数に対する障害者数の比率です。

* 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数です。

* 未達成企業の比率とは企業数に対する法定雇用率未達成企業数の比率です。

* 平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、平成 23 年度とそれまでの年度の数値を単純に比較することはできません。

* 平成 25 年 4 月 1 日から、法定雇用率が 1. 80%→2. 00% に改定。対象事業所の規模も 56 人以上→50 人以上に改定されています。

資料：大阪府労働局

◆ 雇用・就労に向けた相談・支援の拡充のために

本市では茨木・摂津障害者就業・生活支援センターの機能強化や「市立ひびきはばたき園」の就労移行支援事業への移行など、障害のある人を就労につなげる取り組みを徐々に強化してきました。

障害者就業・生活支援センターとは、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を必要とする障害のある人に対し、関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言その他の支援を行う機関で、本市では摂津市社会福祉事業団が運営しています。平成22年11月に「摂津市障害者総合支援センター」の機能の一つとして市の中心部に移転し、利用者数の増加が見られます。平成26年2月には、総合相談支援センターの長が茨木・摂津障害者就業・生活支援センターの管理をすることとなり、相談支援事業との一体的な運営を行い支援の質の向上を図っていきます。

表 茨木・摂津障害者就業・生活支援センターの利用者数

	実績				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全体	376人	503人	586人	684人	789人
内、摂津市の人	109人	139人	173人	210人	249人

資料：摂津市障害福祉課

この他では、摂津市社会福祉事業団が運営する「障害者職業能力開発センター“せっつくすのき”」が障害のある人の就労に向けた訓練や新たな就労先の開拓に取り組み、大きな成果をあげてきました。平成25年度から短期職業訓練を実施しました。

表 障害者職業能力開発センター“せっつくすのき”における訓練生の状況

	実績				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
修了者数	18人	20人	20人	19人	19人
就職者数	15人	16人	19人	16人	15人

資料：摂津市障害福祉課

さらに、市が地域就労支援事業の取り組みとして実施している「摂津市障がい者就職フェア」や各種資格取得のための能力開発講座などの充実を図ってきました。また、トライアル雇用事業については、啓発チラシ等で周知を行ってきました。

◆ 職場における定着支援のために

障害のある人の就労支援は生活・就労面での支援を一体的かつ重層的に行う必要があります。本市では障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所において、就職した後の企業等への巡回訪問や余暇支援などを行っています。

これまで職場定着に向けて生活と就労の両面に注意して施策を展開してきましたが、雇用・就労施策は単一のサービスや施設だけで完結するものではなく、生活面・就労面を総合的かつ重層的に支える仕組みの充実が重要となっています。平成26年2月1日には総合相談支援センターの長が茨木・摂津障害者職業・生活支援センターの管理をすることになり、相談支援事業との一体的運営をすることで、就労に向けた相談支援から職場における定着、生活面の支援を一体的に実施していきます。

就労移行を進めていく中で、これまでのように障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所での支援だけでは限界もあることから就職後のケアの対策の充実が必要となっています。

② 日中活動の場の充実

◆ 授産活動活性化のための支援の充実

福祉施設における月平均工賃はこの数年の間に減少傾向となっています。業者の都合や時期、景況感によって仕事量の増減が顕著になってきており、販路拡大や仕事づくり、工賃水準をさらに上昇させる取り組みが必要となっています。

リサイクルプラザでの取り組みや緊急雇用を利用した障害者雇用の実施、授産製品の購入推進のため「ものづくり」の冊子の作成による授産製品の啓発など、障害者優先調達推進法に基づき、授産製品の購入を進めています。

(3) 保健・医療の充実

① 保健サービスの充実

◆ 早期発見・母子保健事業の充実のために

妊婦一般健康診査では助成金額を拡大し、安心して妊娠・出産ができるよう支援の充実を図ってきました。また、乳幼児健康診査の未受診者には再案内や家庭訪問を行い全数把握に努めています。さらに、「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4か月までに全戸訪問を実施し、産後の体調や育児の不安などの相談や指導が早期にできるようになり、母子保健事業（訪問指導）がさらに充実しました。また、平成26度よりプレママサロンと称した両親教室を市民の利便性を考慮して市内3か所で行っています。

障害や発達に課題のある子どもに対しては、早期に適切な支援や援助が受けられるよう、健診や相談、訪問指導などにより、「くまさん教室」等のフォロー教室や必要に応じて療育支援へつながるように関係機関の連携を図っています。

表 健康診査の実施状況

		平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
妊婦一般 健康診査	受診者数	864人	781人	792人	793人	811人
	受診率	94.3%	94.3%	94.6%	96.6%	97.0%
乳児一般 健康診査	受診者数	725人	658人	681人	661人	655人
	受診率	85.8%	78.7%	83.0%	84.0%	84.4%
4か月児 健康診査	受診者数	823人	837人	818人	818人	767人
	受診率	98.6%	97.0%	99.5%	98.7%	99.2%
	要フォロー率	35.7%	35.2%	41.3%	35.4%	33.9%
乳児後期 健康診査	受診者数	668人	680人	706人	714人	664人
	受診率	85.9%	84.4%	85.3%	87.6%	87.5%
1歳6か月児 健康診査	受診者数	722人	760人	856人	773人	782人
	受診率	94.6%	96.4%	97.9%	97.4%	96.9%
	要フォロー率	43.5%	48.7%	48.5%	44.4%	41.7%
3歳6か月児 健康診査	受診者数	821人	816人	738人	763人	752人
	受診率	81.2%	83.5%	84.4%	89.0%	88.8%
	要フォロー率	20.6%	23.3%	28.7%	29.6%	27.0%

資料：摂津市保健福祉課

表 こんにちは赤ちゃん事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問割合	72.4%	84.8%	80.8%	82.2%	79.5%

資料：摂津市保健福祉課

◆ 健康づくりの推進のために

障害のある人が各種健診を受診しやすいように配慮するとともに、障害特性として一括りにするのではなく、当事者の個別の健康課題について健康管理を支援できるような働きかけが必要になっていきます。

◆ 発達障害、高次脳機能障害、難病患者に対する取り組み

身体障害、知的障害、精神障害という従来の3つの枠組みでは適切な支援が難しい、発達障害や高次脳機能障害、難病患者における対策が必要となっています。これらの障害は社会の中で認知・確立されてきた時期が他の障害よりも遅く、支援拠点は大阪府を中心に設置されており、本市としても摂津市障害者総合支援センターを含め、大阪府等の関係機関との連携が必要となっています。平成25年4月から難病患者（130疾患）の方も、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、障害福祉サービス等の対象となりました。

② 医療サービスの充実

◆ 訪問看護事業の充実及びかかりつけ医の推進、障害者医療費助成制度の充実

障害者関連団体ヒアリング調査の結果をみると、「保健・医療の充実」について、重度の方への対応や医療機関での障害特性の理解促進、入院時の個室の費用・付き添いの負担、緊急時の受け入れ、施設での医療的ケア、障害の早期発見に関する課題があります。

体の機能の維持に対する身近な地域での医療的支援や在宅での医療ケアの支援が引き続き課題となっています。

表 重度障害者訪問看護利用料助成事業の利用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	8人	8人	12人	10人	9人
利用回数	347回	519回	500回	638回	474回

資料：摂津市障害福祉課

◆ 精神障害のある人に対する取り組み

自立支援医療の一部負担金の増加に対して、府下の各国保険者（市町村等）と同様に精神医療給付金を支給し、従来どおり被保険者の負担が生じないようにすることで、治療を受けやすい環境を整備することができました。

入院医療中心から地域生活中心へと国の施策が位置づけられていることから、相談支援事業者等と連携し、地域生活への移行を進めています。

③ 地域リハビリテーションの充実

◆ ふれあいリハサロンの推進

校区等福祉委員会が主催する「ふれあいサロン」では地域の高齢者を対象に軽スポーツや体操・ゲームなどを実施しています。「ふれあいリハサロン」では特に身体機能が低下している人やひとり暮らしの人などを対象にリハビリ体操等が行われています。このようなサロンは地域福祉活動拠点や小学校、公民館、集会所などで行われ、市の保健師や保健センターの療法士、看護師、社会福祉協議会のヘルパーなどが関わっています。

サロン活動については、校区等福祉委員会が自主的に、工夫を凝らし活発に展開されています。今後は、このサロンに障害のある人が参加できるよう検討していくことが必要となっています。

◆ リハビリテーションについて

治療から地域生活までの一貫したリハビリテーションが提供されるよう、大阪府や大阪府障害者医療・リハビリテーションセンターとの連携に努めています。

障害者関連団体ヒアリング調査の結果をみると、「生活支援の充実」について日頃過ごしている福祉施設内でのリハビリの充実などが課題となっています。障害者向けのリハビリについて市内の通所施設にて展開しているところも出てきています。

(4) 療育・教育の充実

① 療育・幼児教育の充実

障害や発達に課題のある子どもに対しては、早期に適切な支援や援助が受けられるよう、健診や相談、訪問指導などにより、「くまさん教室」等のフォロー教室や必要に応じて療育につながるよう連携を図り支援を進めてきました。今後も継続して早期療育につながる仕組みづくりが求められています。

◆ 家庭児童相談室の機能の充実

健診等で発達に課題があると認めた乳幼児とその保護者に対して、「くまさん教室」でフォローし、必要に応じて市立児童発達支援センター等につなげ、養育への支援を行ってきました。保育所、幼稚園、小中学校に対しては巡回相談を実施し、課題を早期にとらえ、発達検査等もを行い、適切な支援を行えるよう、関係機関とも連携して取り組んできました。

表 家庭児童相談室における相談延べ件数（平成25年度、単位：件）

相 談 内 容		相 談 回 数							合 計	
		本 人		親		指 導 ケ ース ス ワ ー ク ・ 訪 問	電 話 で の 相 談	阪 機 関 茨 木 連 携 (学 校 ・ 保 健 所 等) 大		
		検 発 達 等 検 査 ・ 心 理	リ 療 法 ・ 力 ウ ン 箱 セ 庭	遊 戯 ・ 療 法 ・ 力 ウ ン 箱 セ 庭	く ま さ ん 教 室					
養護	児童虐待相談	1	4	2	63	57	5	94	226	
相談	その他の相談	0	0	0	2	0	1	1	4	
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	
障害 相談	肢体不自由相談	1	0	0	1	0	0	2	4	
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	
	言語発達障害相談	127	94	2,718	391	0	31	171	3,532	
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	2	2	
	知的障害相談	5	0	0	6	0	0	17	28	
非行 相談	自閉症等相談	10	141	204	97	0	4	14	470	
	ぐ犯行為等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	
	触法行為等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	
育成 相談	性格行動相談	29	194	643	212	14	9	53	1,154	
	不登校相談	0	33	0	25	0	4	9	71	
	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	
	育児・しつけ相談	1	0	0	23	0	1	0	25	
その他の相談		0	0	2	2	0	0	0	4	
計		174	466	3,569	822	71	55	363	5,520	

表 家庭児童相談室における相談延べ件数（単位：件）

相 談 内 容		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
養護相談	児童虐待相談	316	376	226
	その他の相談	59	60	4
保健相談		0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	22	5	4
	視聴覚障害相談	0	0	0
	言語発達障害相談	2, 554	2, 385	3, 532
	重症心身障害相談	4	4	2
	知的障害相談	379	284	28
	自閉症等相談	507	431	470
非行相談	ぐ犯行為等相談	85	0	0
	触法行為等相談	0	0	0
育成相談	性格行動相談	1, 380	2, 126	1, 154
	不登校相談	89	78	71
	適性相談	91	13	0
	育児・しつけ相談	247	24	25
その他の相談		0	0	4
計		5, 733	5, 786	5, 520

◆ 巡回相談について

障害児保育の対象児が増加するとともに、課題を有する子どもも増加傾向にあります。保育所、幼稚園、小中学校からの依頼を受け、必要と判断した場合は、関係機関と連携をして巡回相談を実施しました。適切な支援ができるよう関係機関と現場の職員が情報交換・検討を行うことにより保育の充実に努めました。また保護者への関係機関の紹介や手続き等がスムーズに行えるよう情報交換をしっかりとを行い、連携することで保護者支援にも努めています。

◆ 市立児童発達支援センターの機能の充実

市立児童発達支援センターでは、専門訓練士による個別訓練とグループ療育を行うとともに、早期療育を実施しており、つくし園は未就学児を、めばえ園は就学児を対象としています。

表 市立児童発達支援センター（つくし園・めばえ園）の利用児童数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
つくし園在籍児数	26 人	28 人	32 人	31 人	31 人
めばえ園利用児数	111 人	127 人	119 人	120 人	126 人

資料：摂津市子育て支援課

◆ 障害児保育等の充実

公私立の保育所、幼稚園において、障害のある子どもの受け入れや体制整備、保育内容の充実に努めてきました。

保育所巡回指導（年2回）では障害のある子どもの保育所での様子を確認するほか、保育士への指導助言を行います。（障害のある子どもが入所している公立、私立保育所）

幼稚園巡回指導（年3回）では、支援の必要な幼児の指導助言及び保護者面談を行います。障害児保育運営協議会（公立保育所）、民間保育所障害児保育運営協議会（民間保育所）を開催し、障害のある子どもの入所について協議しています。

公立保育所障害児保育担当者によるピラミッド会議では障害児保育に関する情報交換・検討を行うほか、障害児保育に関する職員研修も実施しています。

障害のある子どもの受け入れ数は増加傾向にあり、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援が求められています。

表 障害のある子どもの市立幼稚園・保育所での受け入れ状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	5 人	6 人	9 人	10 人	13 人
保育所	24 人	30 人	29 人	32 人	36 人

資料：摂津市こども教育課

◆ 障害児相談連絡会の強化

子育て支援ネットワーク推進会議に障害児相談連絡会を設置し関係機関との連携強化に努めています。

表 障害児相談連絡会の構成機関

機関	課・施設
市	障害福祉課、保健福祉課、教育支援課、こども教育課、子育て支援課
(福) 摂津市社会福祉事業団	市立児童発達支援センター、総合相談支援センター
大阪府	大阪府吹田子ども家庭センター、大阪府茨木保健所、大阪府立摂津支援学校

◆ 発達に課題のある児童の療育体制

乳幼児期の段階から子どもに関わるさまざまな機関が連携を取り、適切な療育を提供できるように努めています。

児童福祉法に基づくサービスが必要と判断される場合には、受給者証を発行し、相談支援事業所による個々のニーズに応じたサービスの利用の計画を経て、児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービス（就学児）、保育所等訪問支援などを提供しています。より専門的な支援が必要な方には、適切な機関の紹介を行っていきます。

② 学校教育の充実

◆ 特別支援教育の充実

特別支援教育とは、支援学級に在籍する児童を中心とした教育だけでなく、学習障害（L D）や注意欠陥多動性障害（A D H D）、高機能自閉症などの児童・生徒への支援も含めた教育です。近年本市では、特別支援教育についての正しい理解と全校的な支援教育体制の構築のために、全市的に教職員研修を継続して実施してきました。また、それぞれの支援教育体制を整備しサポートするため、市全体で、特別支援教育コーディネーターの養成や特別支援教育サポート委員会の開催を推進してきました。特にこの特別支援教育サポート委員会では、各校からの要請に基づいて委員を中心とした巡回相談も繰り返し実施しています。

支援学級以外でも特別支援教育を必要とする児童が増えており、巡回相談の回数や時間は大幅に増加しています。このため、サポート委員会のメンバーでありリーディングチームともなっているコーディネーターにかなりの時間的な負担が生じています。市全体の巡回相談の充実を図るために、予算面での充実とともに特別支援教育コーディネーターのさらなる養成が必要となります。また、経験の浅い教職員に対して支援教育の理解に係る研修を継続的に開催する必要もあると考えます。

表 公立小学校で通級指導を受ける児童の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学級数	1 学級	3 学級	3 学級	4 学級	4 学級
人数	21 人	43 人	56 人	77 人	69 人

* 通級指導教室は、コミュニケーション能力障害等でコミュニケーション力につける必要がある子どもや学習障害（L D）や注意欠陥多動性障害（A D H D）などの障害のある児童を対象としています。

* 通常は地域の学校に在籍し、放課後に週 1 回程度通級指導教室に通っています。

資料：摂津市教育支援課

◆ 教育施設の改善及び設備の充実

入学する児童・生徒の障害の特性に応じて個々に対応を行い、スロープの設置等のバリアフリー化に取り組み、車いす用トイレの整備についてはすべての学校において 1 か所以上の整備が完了しました。平成 19 年度には味舌小学校、平成 23 年度には摂津小学校においてエレベーターの設置を行いました。

しかし、施設の老朽化も顕著になっており、大規模なバリアフリー化の改修は財政的にも困難な状況が続いている。

◆ 交流教育・福祉教育の充実

小学校では、①ゲストティーチャーとして視覚障害のある人に来ていただき、盲導犬についてお話しitidaくといった講演形式のもの、②昔遊びの指導や昔の暮らしについての聞き取り等、地域の高齢者とのふれあい体験をベースとしたもの、③支援学級在籍児童との交流や地域在住の支援学校在籍児童との交流を図るものに大別される交流教育・福祉教育施策を推進しています。

また、中学校では、①職場体験学習や社会貢献学習の中で地域にある福祉施設での高齢の人や障害のある人とのふれあい体験、②総合的な学習の時間でのインスタントシニアや車いす体験などの体験実習、③ボランティア体験としての福祉施設での体験学習などを実施してきました。

このような取り組みは小中学校がそれぞれの学校内で系統的に進めていますが、小中学校9年間の系統性という視点ではまだまだ未整備であり、小中学校が協働して中学校区ごとの実態にそった、9年間の交流教育・福祉教育をカリキュラムとして編成する必要があります。

◆ それぞれのライフステージに進むためのつなぎの充実が必要

本市では早期発見・早期療育に早くから取り組んできたこともあります、健診等を担当する保健部局と児童の療育部分を受け持つ福祉部局との連携は強いものがありました、教育部局へどのようにつなげていくかが課題となっていました。また、親や子どもにも小中学校へ進学する際の不安や負担が就学年齢に達した時に大きくなることもあります、それまでの療育の内容を小中学校へと的確につなげることも課題となっていました。

このような課題を受けて、近年、本市では学校で「個別の教育支援計画」を作成し、進学時にこれまでの指導内容を引き継ぐ取り組みを始めました。また、平成23年度には府内に次世代育成部を創設し、就学前後の施策をスムーズにつなぐような組織改革を行いました。このように施策や機関においてつながりのある体制が整いつつある中で、今後はいかに充実させていくかが課題となっています。

また、大人になるにしたがって障害のある人が自立し、社会へ参加していくためには、通所施設だけではなく多様な就職先を開拓することで進路の幅を広げ、職業的な自立をめざすことも重要になります。近年、本市では「摂津市障害者総合支援センター」の相談支援専門員等が支援学校の高等部に出向き、進路指導の支援を始めました。ここ数年では施設等の他に企業への就職が決まる児童も認められます。今後とも、教育、福祉関係機関が連携して学校から社会へとつなげる取り組みを引き続き展開していく必要があります。

表 摂津市在住の支援学校高等部卒業者の進路

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
就職	0 人	2 人	0 人	0 人	3 人
専修学校・職業訓練校	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人
施設等	9 人	4 人	8 人	9 人	13 人

* 摂津市在住の吹田支援学校、高槻支援学校、茨木支援学校、摂津支援学校の高等部卒業者の進路をまとめたもの

資料：摂津市教育支援課

③ 生涯学習教育の充実

◆ 生涯学習の充実

公民館の改修など、市内各施設の充実に努めるとともに生涯学習リーダーやふるさと摂津案内人の育成充実を図りました。

市立公民館 6 館：『人権・福祉』に関する講座を開催しました。障害や障害のある人について理解を深める講座を実施し、考える機会の充実に努めました。ただし、障害のある人でも気軽に参加できる講座の開催に向けては、サポート体制を図るなど課題があります。

施設改修事業：公民館のトイレ設置、バリアフリー対策、階段・和式トイレに手すりの設置

2 階のトイレの設置については、利用者の評判がおおむね良くなっています。

文化関係施設の改修を進めていますがすべての施設改修を終えるには費用等の課題が多くあります。また、生涯学習リーダーやふるさと摂津案内人の育成・派遣に努めていますが、活動場所の提供や周知方法に検討の余地があります。

◆ 図書サービスの充実

視聴覚資料作成のため、随時勉強会及びミーティングを開き技術向上を図りました。隔月でテープ図書（声のおたより）の作成・発行、テープ雑誌（広報せつつ）の作成、市民図書館に寄せられたリクエスト図書の作成に協力しています。

声のおたよりに関しては、平成 22 年度よりデイジー録音機器を整備し、視覚障害のある人の録音図書サービスを実施しています。

④ スポーツ・文化活動の充実

◆ スポーツ振興事業の推進

スポーツ推進委員協議会、体育協会、スポーツ少年団本部、レクリエーション協会と連携を取りながら、行政・市民団体が一体となってスポーツ振興に努めました。特にスポーツ推進委員協議会を中心に誰でもいつでも取り組めるニュースポーツの普及に努めています。

身体障害者福祉協会への委託により、風船バレーボール大会、グラウンド・ゴルフ大会を毎年各1回実施するとともに、総合相談支援センターへの委託によりエアロビクス教室を年1回実施しています。

北摂七市三町及び各身体障害者福祉（協）会で、北摂ブロック身体障害者スポーツ・レクリエーション大会を開催しています。

スポーツ振興に寄与できる体制と事業を展開することができましたが、より一層の充実・発展をさせるために努力します。

◆ 文化、芸術、レクリエーション活動の推進

公民館・図書館では多様化する生涯学習ニーズに対応するため、各種講座を開催しました。

情報提供では生涯学習関連施設一覧や出前講座冊子の発行、市広報紙への公民館講座特集記事の掲載などを行い、事業や施設の周知に努めました。

「市民福祉まつり」や「輪い輪いまつり」などの障害者団体を中心とした取り組みについて、関係機関との連絡調整等を行い、円滑に行事が実施できるよう支援しています。また、「市立ひびきはばたき園」利用者の作品展・音楽鑑賞会（つくっ展と輝けコンサート）を毎年実施しています。

(5) 生活支援の充実

① 障害者総合支援法によるサービス展開

制度改正が続いてきた障害福祉サービス等は障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の施行によって、再び制度の転換期を迎えてます。障害者総合支援法による障害福祉計画の策定においては、国の基本指針にある「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」という基本理念に基づいて、障害福祉サービス等の整備に努める必要があります。本市では第1期以降、第4期障害福祉計画の策定までの間に、平成23年7月には既存通所施設の新体系サービスへの移行は完了し、またサービス提供事業者によるサービスの再編・拡大も行われたことから、サービス基盤は一定の整備が進んだと考えています。今後は障害福祉計画に基づいて引き続きサービスの供給確保と質の向上に努めるとともに、地域生活の継続支援などを念頭に法制度に基づいた適正な運営を進める必要があります。

② 相談支援機能の充実

本市では障害のある人に対する相談支援として、市役所の他に平成22年11月に開設した「摂津市障害者総合支援センター」において三障害に対応できる相談と就業の相談も含めた総合的な展開を図っています。

地域における活動としては、平成25年度からコミュニティソーシャルワーカーを保健福祉課に配置し、地域包括支援センターと役割を分担するとともに、連携を図り一体的な活動を行っています。地域における課題の把握のため、民生委員・児童委員の会合への参画など、地域福祉に関わりのある団体との連携を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカーの活動内容の周知にも務めています。

③ 地域生活支援施策の充実

この数年の間に既存の市立施設を中心としたサービス提供だけではなく、摂津市障害者総合支援センターの開設や訪問系サービス・移動支援事業の利用者数の増加、日中一時支援事業や共同生活援助（グループホーム）などの新たな提供事業所の開設等、地域生活を支えるサービスに広がりが見られるようになりました。

④ 障害のある児童の長期休暇に対する施策の充実

◆ 障害のある児童の日中一時支援、短期入所支援

課題であった障害のある児童の長期休暇の支援（日中一時支援等）について、中学生以上の生徒に対する「市立みきの路」での対応に加え、平成 22 年 11 月に開設した「摂津市障害者総合支援センター」において、新たにサービスを実施しています。

また短期入所については平成 23 年 4 月から「市立みきの路」において児童の利用も可能としました。

平成 24 年度からの放課後等デイサービス事業の開設により長期休暇に関してはニーズの充足がはかられたと考えられます。今後は、どのような役割分担をしていくか検討していきます。

◆ 学童保育室等の充実

学童保育事業として、支援学校に在籍している児童や支援学級に在籍している児童を受け入れており、必要に応じて指導員を加配し、対応に努めています。また、放課後子ども教室（わくわく広場）、放課後自習教室（しゅくだい広場）ではともに、在籍する児童を受け入れています。

◆ 放課後等デイサービス

児童福祉法の改正により平成 24 年度に制度が創設されたサービスで、放課後や長期休暇における児童の支援を行っています。事業所数は当初の 2 か所から平成 25 年度末には 6 か所になり、利用も大幅に増加しています。

⑤ 地域生活への移行

基幹相談支援センターを中心に、平成 24 年 4 月から個別給付化された地域移行支援や地域定着支援のサービスを活用し、施設入所からの地域移行を進めています。

また精神障害のある人の退院促進についても、大阪府茨木保健所を中心に地域移行のためのパンフレットを作成したり、「あしすと」が主体となり地域移行を進めています。

(6) 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進

① 啓発活動の推進

◆ 障害のある人の人権を尊重する地域づくりが必要

障害福祉に関するアンケート調査の結果から障害のある人に対する市民の理解が深まつたかをみると、深まつたとは思わない人（「あまり深まつたとは思わない」と「深まつたとは思わない」の合計）は 59.1%で深まつたと思う人（「かなり深まつたと思う」と「ある程度深まつたと思う」の合計、30.1%）を上回っています。深まつたとは思わない人は障害児（73.4%）が最も多く、次いで知的障害者（68.4%）、精神障害者（64.4%）となっています。

近年の我が国の障害者制度改革は平成 26 年 1 月に批准した、国連の「障害者権利条約」が重要な背景となっています。改正された「障害者基本法」においては目的に「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものである」との理念が含まれています。また「障害者差別解消法」の制定を受けて、同法に規定される「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の禁止についての考え方を広く地域全体へ啓発することが求められています。

障害のある人が「権利の主体」として基本的人権が当然に保障され、自己選択・自己決定による生き方を実現するためには、障害のある人の人権尊重の考え方を普及するとともに、障害及び障害のある人に関する市民の理解を促進し、あわせて、障害のある人へのあらゆる場での合理的な配慮等について、市民が気づき、行動することがさらに必要となっています。

特に、障害の概念が多様化している昨今では、かつては障害と認識されていなかった精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病患者の人など、日常生活・社会生活における自立と社会参加で支援を必要としている人への理解の促進が重要となっています。

これまで本市では、市民に対してはこころの健康ボランティア講座の推進や障害者週間中の街頭啓発活動であるふれあいキャンペーンなどを進め、市職員等の関係者に対しては研修にも努めてきました。また、民生委員・児童委員、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等を対象に障害者虐待防止法についての講演会を実施したり、虐待等防止啓発パネル展のなかで障害者虐待防止の啓発を市内施設で実施しています。障害のある人の権利を守るために権利擁護事業も推進してきましたが、実際に行動に移すための方法や障害のある人への差別や偏見に関する具体的な救済方法の開発・周知などは方策を検討する段階にあります。

◆ 市職員等の研修について

新規採用職員を対象として、障害や障害のある人への理解を促進するための人権連続研修を実施するとともに、課長級以上の全ての管理職員や、新任課長級・課長代理級・係長級を対象に、同内容をテーマの一つとする人権研修を実施しました。

3. 第3期摂津市障害福祉計画の目標と実績の比較

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者数の現状をみると、入所者数の削減比率（対平成17年度の入所者数）は平成25年10月には5.5%となっています。入所者数は平成17年10月から平成25年10月までで70人前後で推移しています。

表 福祉施設の入所者数の現状と第3期計画^②の目標

(単位：人、%)

	基準年	第1期の実績			第2期の実績			第3期の実績		平成26年度末の目標（第3期計画）
		平成17年10月	平成18年10月	平成19年10月	平成20年10月	平成21年10月	平成22年10月	平成23年10月	平成24年10月	
入所者数	73	72	70	69	71	70	72	72	69	64
平成17年10月以降の削減数	—	1	3	4	2	3	1	1	4	9
平成17年10月の入所者数に対する削減した人数の比率	—	1.4%	4.1%	5.5%	2.7%	4.1%	1.4%	1.4%	5.5%	12.3%

* 平成26年度末の施設入所者数の目標は、地域移行者や新たに施設に入所される方も加味して、平成17年10月に対して9人（12.3%）削減することとしていました。

施設入所から地域生活への移行者数の現状をみると、平成18年度から平成25年度までに累計で12人が移行しています。

表 地域生活への移行者数の現状と第3期計画の目標

(単位：人)

		第1期の実績		第2期の実績			第3期の実績		平成26年度末の目標（第3期計画）
		平成18・19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
地域生活移行者数 (施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した数)	年間	4	0	0	2	0	5	1	平成18～26年度の間に16人の移行を目指（内、平成23～26年度では10人を目指）
	平成18年からの累積	4	4	4	6	6	11	12	

^② 以降、表中では第3期摂津市障害福祉計画のことを第3期計画や第3期と表しています。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成 25 年度に福祉施設から一般就労に移行した人数は 9 人で平成 17 年度の 4.5 倍となっています。障害者雇用納付金制度の改正により、常時雇用している労働者数が 200 人を超える 300 人以下の中小企業事業主にも平成 22 年 7 月から納付金制度の適用が拡大されたこともあり、一般就労への移行が促進されています。

表 福祉施設から一般就労への移行の現状と第 3 期計画の目標

(単位：人、倍)

基準年	第 1 期の実績				第 2 期の実績			第 3 期の実績		平成 26 年度末 の目標（第 3 期計画）
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
福祉施設を退所し、 一般就労に移行した 人数（年間）	2	2	1	0	2	4	5	8	9	12
平成 17 年度に対して 何倍か	—	1 倍	0.5 倍	0 倍	1 倍	2 倍	2.5 倍	4 倍	4.5 倍	6 倍

第 3 期摂津市障害福祉計画では福祉施設利用者数に占める就労移行支援事業利用者数の比率の増加をめざしてきました。本市の就労移行支援事業利用者数は平成 23 年度から平成 25 年度にかけて 40 人弱で推移しています。

表 就労移行支援事業の利用者数の現状と第 3 期計画の目標

(単位：人、%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末 の目標（第 3 期計画）
福祉施設利用者数	316	340	344	340
就労移行支援事業利用者数	36	39	35	32
福祉施設利用者数に対する 就労移行支援事業利用者数 の比率	11.4%	11.5%	10.2%	9.4%

第 3 期摂津市障害福祉計画において、就労継続支援事業利用者数に占める就労継続支援（A 型）事業利用者数の比率の増加をめざした結果、就労継続支援（A 型）事業利用者の比率は年々増加し、平成 25 年度には目標値の 4.0% を上回る 7.2% となっています。

表 就労継続支援（A 型）利用者数の現状と第 3 期計画の目標

(単位：人、%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末 の目標（第 3 期計画）
就労継続支援（A 型）事業 利用者数（①）	1	2	5	3
就労継続支援（B 型）事業 利用者数	55	63	64	74
就労継続支援（A 型+B 型） 事業利用者数（②）	56	65	69	77
就労継続支援（A 型）事業 利用者数の比率（①）／ （②）	1.8%	3.1%	7.2%	4.0%

(3) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

第3期摂津市障害福祉計画では就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の増加をめざしていました。しかしながら、実際の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額をみると、平成23年度の10,727円から年々減少し、平成25年度には9,715円となっています。かつて本市は府下でも工賃の平均額が高い特性がありましたが、平成25年度には府平均（10,345円）より630円低い水準となっています。近年、本市では就労継続支援（B型）事業所数が増加傾向にあり、新規参入の事業所を含めて工賃水準の向上という面で課題を残しています。

表 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の現状と第3期計画の目標

（単位：円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度末 の目標（第3 期計画）
工賃の平均額	10,727	10,483	9,715	13,180

4. 第3期摂津市障害福祉計画の見込量と実績の比較

(1) 訪問系サービス・短期入所（ショートステイ）

● 訪問系サービスの見込量と実績

身体障害者では重度訪問介護、同行援護の月平均利用時間が増加傾向にあります。見込量と実績値を比較すると、身体障害者、知的障害者、精神障害者では概ね実績値が見込量を上回る傾向にあります。障害児の居宅介護については過去の伸び率を参考に大幅に見込量を増加させましたが、実態としてはそこまでの伸びが表れませんでした。

市内では社会福祉協議会を中心に障害特性に合わせてより繊細に居宅介護が提供されており、また、近年は三島障害保健福祉圏域等にある事業所が本市の利用者にサービスを提供する場合も多く見られています。

障害者総合支援法の施行によって平成26年4月1日から重度訪問介護の対象者が拡大されていることにも配慮する必要があります。

表 訪問系サービスの第3期計画の見込量と実績

(単位：上段・月平均利用時間、下段・実利用者数)

障害種別	サービス種別	単位	平成24年度			平成25年度		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	居宅介護	時間分	1,802	1,584	87.9%	1,904	1,371	72.0%
		人分	53	64	120.8%	56	59	105.4%
	重度訪問介護	時間分	967	1,007	104.1%	967	1,291	133.5%
		人分	2	3	150.0%	2	4	200.0%
	同行援護	時間分	160	186	116.3%	170	200	117.6%
		人分	16	23	143.8%	17	23	135.3%
	重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	—	0	0	—
		人分	0	0	—	0	0	—
	知的障害者	居宅介護	260	271	104.2%	280	230	82.1%
		人分	26	34	130.8%	28	30	107.1%
		行動援護	10	0	0.0%	30	0	0.0%
		人分	2	0	0.0%	3	0	0.0%
精神障害者	重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	—	0	0	—
		人分	0	0	—	0	0	—
	居宅介護	時間分	360	407	113.1%	378	361	95.5%
		人分	40	45	112.5%	42	48	114.3%
	行動援護	時間分	10	0	0.0%	10	0	0.0%
		人分	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	—	0	0	—
		人分	0	0	—	0	0	—
障害児	居宅介護	時間分	702	504	71.8%	884	431	48.8%
		人分	27	20	74.1%	34	21	61.8%
	行動援護	時間分	0	0	—	0	0	—
		人分	0	0	—	0	0	—
	重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	—	0	0	—
		人分	0	0	—	0	0	—

資料：摂津市障害福祉課

● 短期入所（ショートステイ）の見込量と実績

短期入所の実績値をみると、障害児では、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて実利用者数・月平均利用日数が増加傾向となっています。

市内では「市立みきの路」において 5 床、桜苑で 2 床を確保しています。「市立みきの路」の短期入所では女性が利用できる部屋を平成 22 年 11 月から 2 室に拡大しました。また平成 23 年 4 月より児童の利用も可能となり、障害児の利用の拡大に効果が出ています。

表 短期入所（ショートステイ）の第 3 期計画の見込量と実績

（単位：上段・月平均利用日数（泊数）、下段・実利用者数）

障害種別	単位	平成24年度			平成25年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人日分	96	34	35.4%	104	40	38.5%
	人分	12	17	141.7%	13	10	76.9%
知的障害者	人日分	102	75	73.5%	126	61	48.4%
	人分	16	23	143.8%	18	22	122.2%
精神障害者	人日分	5	2	40.0%	6	25	416.7%
	人分	1	2	200.0%	1	2	200.0%
障害児	人日分	24	11	45.8%	30	15	50.0%
	人分	8	7	87.5%	10	9	90.0%

資料：摂津市障害福祉課

（2）日中活動系サービス

● 日中活動系サービスの見込量と実績

身体障害者では就労継続支援（A型）と就労継続支援（B型）の実績値が増加傾向にあり、知的障害者では生活介護、自立訓練、就労継続支援（A型）の実績値の伸びが顕著です。

精神障害者では実利用者数は見込値と実績値にあまり差がみられませんが、月平均利用日数は実績値が見込値を下回る傾向が見受けられます。精神障害者の平成 24 年度と平成 25 年度の実績値を比較すると、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）では月平均利用時間が減少傾向となっています。

第 4 期障害福祉計画に関する国的基本指針では「就労移行支援事業の利用者の増加」がめざされていることから、本市としては新たな確保方策を検討する必要があります。

なお療養介護の実績値については見込量を上回る傾向が続いています。

表 日中活動系サービスの第3期計画の見込量と実績

(単位：上段・月平均利用日数、下段・実利用者数)

障害種別		単位	平成24年度			平成25年度		
サービス種別			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	生活介護	人日分	574	576	100.3%	602	571	94.9%
		人分	40	44	110.0%	42	41	97.6%
	自立訓練	人日分	66	17	25.8%	88	14	15.9%
		人分	3	3	100.0%	4	2	50.0%
	就労移行支援	人日分	30	11	36.7%	30	0	0.0%
		人分	2	2	100.0%	2	1	50.0%
	就労継続支援(A型)	人日分	20	20	100.0%	20	27	135.0%
		人分	1	1	100.0%	1	2	200.0%
	就労継続支援(B型)	人日分	180	104	57.8%	180	118	65.6%
		人分	10	7	70.0%	10	7	70.0%
知的障害者	生活介護	人日分	2,379	2,654	111.6%	2,416	2,789	115.4%
		人分	130	145	111.5%	132	149	112.9%
	自立訓練	人日分	40	2	5.0%	60	61	101.7%
		人分	2	2	100.0%	3	6	200.0%
	就労移行支援	人日分	270	152	56.3%	288	137	47.6%
		人分	15	24	160.0%	16	20	125.0%
	就労継続支援(A型)	人日分	15	0	0.0%	15	35	233.3%
		人分	1	0	0.0%	1	2	200.0%
	就労継続支援(B型)	人日分	864	860	99.5%	900	844	93.8%
		人分	48	47	97.9%	50	48	96.0%
精神障害者	生活介護	人日分	532	421	79.1%	546	414	75.8%
		人分	38	40	105.3%	39	40	102.6%
	自立訓練	人日分	48	13	27.1%	48	13	27.1%
		人分	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	就労移行支援	人日分	136	136	100.0%	170	94	55.3%
		人分	8	13	162.5%	10	14	140.0%
	就労継続支援(A型)	人日分	15	1	6.7%	15	16	106.7%
		人分	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	就労継続支援(B型)	人日分	30	46	153.3%	150	30	20.0%
		人分	2	9	450.0%	10	9	90.0%
療養介護		月間利用実人員数(人分)	2	10	500.0%	3	10	333.3%

資料：摂津市障害福祉課

(3) 居住系サービス

● 居住系サービスの見込量と実績

平成 25 年度の共同生活援助（グループホーム）の月間利用実人員数をみると、身体障害者では 2 人、精神障害者では 15 人の実績で平成 24 年度以降の変化はほとんどありません。一方、知的障害者では平成 25 年度が 42 人で平成 24 年度の 32 人から 10 人増加しています。知的障害者に利用が増えているのは平成 24 年に旧ケアホームが開設されたことに伴うものです。市内ではこのような各種法人によるサービスがあり、また他には近隣市の共同生活援助（グループホーム）を利用されている人もいます。

障害者総合支援法に基づいて平成 26 年 4 月から「共同生活介護」が「共同生活援助」に一元化されたことや、障害者の高齢化・重度化また地域における住まいの場の確保、地域移行への意識の高まり等の観点から、共同生活援助（グループホーム）の確保方策を検討する必要があります。

施設入所支援の実績をみると、概ね見込量通りの推移であり、身体障害者と知的障害者は順調に実績値の減少がみられます。

表 居住系サービスの第 3 期計画の見込量と実績

障害種別		平成24年度			平成25年度		
サービス種別		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体 障 害 者	共同生活援助 (グループホーム)、 共同生活介護 (ケアホーム)	1	1	100.0%	1	2	200.0%
	施設入所	11	13	118.2%	11	11	100.0%
知 的 障 害 者	共同生活援助 (グループホーム)、 共同生活介護 (ケアホーム)	33	32	97.0%	36	42	116.7%
	施設入所	55	62	112.7%	54	58	107.4%
精神 障 害 者	共同生活援助 (グループホーム)、 共同生活介護 (ケアホーム)	15	15	100.0%	15	15	100.0%
	施設入所	1	1	100.0%	0	1	-

資料：摂津市障害福祉課

(4) 相談支援

● 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量と実績

計画相談支援で作成されるサービス等利用計画はサービスの支給量やサービス提供事業所の調整のみならず、障害児者の将来像を明確にし、どのような生活を送っていくかを利用者と相談支援事業所が一緒に考え作成するものです。計画相談支援の月平均利用者数は平成24年度の36件から平成25年度には42件まで増加しています。サービス等利用計画については平成27年4月から障害福祉サービス等の全ての支給決定に先立ち作成する必要があることから、それまでの間に段階的に利用実績を上げていくことが求められています。

なお、障害者総合支援法の施行によって、第4期障害福祉計画の地域移行支援には、施設に入所している障害者及び精神科病院に入院している精神障害者だけではなく、「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」も対象となることに留意する必要があります。

表 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の第3期計画の見込量と実績

(単位：月平均利用者数)

サービス種別	単位	平成24年度			平成25年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
計画相談支援	人分	68	36	52.9%	118	42	35.6%
地域移行支援		4	2	50.0%	4	1	25.0%
地域定着支援		4	6	150.0%	4	1	25.0%

資料：摂津市障害福祉課

● 相談支援事業の見込量と実績

平成22年11月に摂津市障害者総合支援センターを開設し、三障害に対応できる体制と就業の相談も含めた総合相談窓口を整備しました。この摂津市障害者総合支援センターを本市の基幹相談支援センターに位置づけています。

また障害者地域自立支援協議会には「はあねす」「あしすと」などの相談支援事業所等や「障害者就業・生活支援センター」を加えた部会として相談支援部会を設置し、行政も加わって相談支援体制の充実に努めています。

表 相談支援事業の第3期計画の見込量と実績

(単位：実施箇所数)

サービスの内容等	単位	平成24年度			平成25年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害者相談支援事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%
基幹相談支援センター	有無	有	有	—	有	有	—
市町村相談支援機能強化事業		有	有	—	有	有	—
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		無	無	—	無	無	—

資料：摂津市障害福祉課

● 成年後見制度利用支援事業の見込量と実績

表 成年後見制度利用支援事業の第3期計画の見込と実績

(単位：年間実利用者数)

サービスの内容等	単位	平成24年度			平成25年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度利用支援事業	人分	3	0	0.0%	3	2	66.7%

資料：摂津市障害福祉課

● 市内の相談支援事業所の状況

表 市内の指定相談支援事業所の現況

事業所名	対象者
摂津市障害者総合相談支援センター	障害のある児童、身体・知的・精神障害のある人及びその家族
摂津障害者生活支援センター はあねす	主に身体障害のある人及びその家族
あしすと	主に精神障害のある人及びその家族

* 平成26年7月

資料：摂津市障害福祉課

(5) 地域生活支援事業

● コミュニケーション支援事業の実績

コミュニケーション支援事業をみると、手話通訳派遣事業の年間実利用者数は平成24年度の7人から平成25年度には9人まで増加しています。

表 コミュニケーション支援事業の第3期計画の見込量と実績

サービスの内容等	単位	平成24年度			平成25年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話通訳派遣事業 要約筆記派遣事業	年間実利用者数(人分)	8	7	87.5%	9	9	100.0%
		0	0	—	0	0	—
手話通訳者設置事業	年間実設置者数(人分)	1	1	100.0%	1	2	200.0%

資料：摂津市障害福祉課

● 日常生活用具給付等事業の見込量と実績

日常生活用具給付等事業をみると、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改造費）の実績値が増加傾向にあります。

表 日常生活用具給付等事業の第3期計画の見込量と実績

(単位：年間給付等件数)

サービスの内容等	単位	平成24年度			平成25年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護訓練支援用具	件	5	5	100.0%	6	2	33.3%
自立生活支援用具		20	13	65.0%	22	10	45.5%
在宅療養等支援用具		20	11	55.0%	22	17	77.3%
情報・意思疎通支援用具		20	23	115.0%	22	18	81.8%
排泄管理支援用具		1,600	1,600	100.0%	1,620	1,719	106.1%
居宅生活動作補助用具（住宅改造費）		4	1	25.0%	5	7	140.0%

資料：摂津市障害福祉課

● 移動支援事業の見込量と実績

移動支援事業をみると、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、身体障害者と知的障害者では年間延べ利用時間・実利用者数が増加しています。一方、精神障害者と障害児では年間延べ利用時間・実利用者数ともに減少しています。

表 移動支援事業の第 3 期計画の見込量と実績

(単位：上段・年間延べ利用時間、下段・実利用者数)

障害種別	単位	平成24年度			平成25年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	時間分	6,600	7,500	113.6%	6,924	7,740	111.8%
	人分	40	47	117.5%	42	52	123.8%
知的障害者	時間分	4,224	7,968	188.6%	4,356	9,240	212.1%
	人分	32	76	237.5%	33	80	242.4%
精神障害者	時間分	480	360	75.0%	600	60	10.0%
	人分	1	6	600.0%	2	5	250.0%
障害児	時間分	11,040	9,888	89.6%	11,592	5,424	46.8%
	人分	40	52	130.0%	42	43	102.4%

資料：摂津市障害福祉課

● 地域活動支援センターの見込量と実績

地域活動支援センターをみると、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて実績値の変動はありません。平成 25 年度の実人数は 16 人で見込量（19 人）よりも少なくなっています。

表 地域活動支援センター事業の第 3 期計画の見込量と実績

単位	平成24年度			平成25年度		
	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%
実人数 (人分)	18	16	88.9%	19	16	84.2%

資料：摂津市障害福祉課

● 日中一時支援事業の見込量と実績

日中一時支援事業をみると年間実利用者数・年間利用日数ともに増加傾向にあります。

平成 22 年 11 月に開設した摂津市障害者総合支援センターにおいて、新たに日中一時支援を実施しました。

表　日中一時支援事業の第 3 期計画の見込量と実績

(単位：上段・年間実利用者数、下段・年間利用日数)

サービスの 内容等	単位	平成24年度			平成25年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
日中一時支援 事業	人分	210	245	116.7%	220	257	116.8%
	日数	420	957	227.9%	440	1,181	268.4%

資料：摂津市障害福祉課

● 訪問入浴サービス事業の見込量と実績

訪問入浴サービス事業をみると、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて実利用者数・年間利用回数ともに減少しています。

表　訪問入浴サービス事業の第 3 期計画の見込量と実績

(単位：上段・実利用者数、下段・年間利用回数)

サービスの 内容等	単位	平成24年度			平成25年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
訪問入浴 サービス事業	人分	10	7	70.0%	11	3	27.3%
	回	500	396	79.2%	550	233	42.4%

資料：摂津市障害福祉課

なお、障害者総合支援法の施行により地域生活支援事業の必須事業には「障害者に対する理解を深めるための研修・啓発」「障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援」「市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修」「意思疎通支援を行う者の養成（手話奉仕員の養成を想定）」が追加されたことも踏まえて、今回の計画づくりを進めました。

(6) 障害児支援サービス

児童の支援は第3期障害福祉計画策定時に通所・入所の利用形態の別により一元化され、通所支援に関しては、児童福祉法に基づいて実施することとなりました。

児童発達支援の実績値は増加傾向にあるものの、平成25年度の実利用者数は110人で見込量（120人）までは達していません。

医療型児童発達支援の実績値をみると、月平均利用日数総数・実利用者数が平成24年度から平成25年度にかけて増加し、各年度とも見込量を上回っています。

放課後等デイサービスの平成25年度の実績値をみると、実利用者数は減少しているものの月平均利用日数総数は平成24年度の2.0倍となっています。

保育所等訪問支援は平成26年度から開始しています。

計画相談支援と障害児相談支援の実績値をみると、計画相談支援は見込んでいた人数よりも下回っており、障害児相談支援は、概ね見込んだ人数となっています。計画相談支援や障害児相談支援については、平成27年3月末までにサービスを利用するすべての児童に拡大していくことが必要となっています。

表 障害児支援サービスの第3期計画の見込量と実績^③

サービス種別	単位	平成24年度			平成25年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援	月平均利用日数 総数（人日分）	740	414	55.9%	750	490	65.3%
	実利用者数 (人分)	115	96	83.5%	120	110	91.7%
医療型児童発達 支援	月平均利用日数 総数（人日分）	72	112	155.6%	81	125	154.3%
	実利用者数 (人分)	8	10	125.0%	9	12	133.3%
放課後等 デイサービス	月平均利用日数 総数（人日分）	50	390	780.0%	70	777	1110.0%
	実利用者数 (人分)	5	126	2520.0%	7	106	1514.3%
保育所等訪問 支援	月平均訪問回数 (回)	0	0	—	0	0	—
計画相談支援	月平均利用人数 (人分)	10	1	10.0%	15	1	6.7%
障害児相談支援	月平均利用人数 (人分)	32	30	93.8%	40	43	107.5%

資料：摂津市障害福祉課、子育て支援課

^③ 計画相談支援は、児童福祉法に基づく障害児支援サービスの範囲には含まれていませんが、障害児の相談支援体制と関係が深いため、「表 障害児支援サービスの第3期計画の見込量と実績」として掲載しています。

第2部 障害者施策に関する長期行動計画

第1章 基本理念と基本的考え方

1. 基本理念

この計画は、障害のある市民が「権利の主体」として、かつ社会の一員として生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の考え方とすべてのライフステージにおいて主体性、自主性、自由という人として当たり前の生き方の回復、獲得をめざす「リハビリテーション」の考え方を基本的な理念とします。

そして、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合い、障害のある市民一人ひとりが自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送る能够ないように支援する共生のまちづくりをめざします。

特にこれからの中づくりとして、活動や生き方の制限の原因を個人の障害の存在に求めるのではなく、地域や職場、学校など日常生活の場での合理的な配慮や社会的な支援の不十分さに求めることを市民全体が理解し、変革に向けて行動することを目標とします。

【 基本理念の継承 】

『誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり』

2. 基本目標

後期計画の目標
<p>(1) 心豊かに共に支え合う地域福祉の確立とすべての人が尊重しあう心のバリアフリーの推進 個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築の視点や地域の中に考えを広げていく必要性、障害のある人の権利と尊厳、心のバリアフリーなどに留意します。</p>
<p>(2) 地域において安全で安心して暮らせる生活支援と基盤の確立 「障害者権利条約」における「地域社会で生活する平等の権利」や地域における切れ目のない支援、地域生活移行への対応等に留意します。</p>
<p>(3) 自己実現をめざす意欲を育む社会環境及び支援体制の確立 自立、社会参加を困難にする社会的な要因を排除する観点から、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な支援を計画します。実態に即した支援の充実や障害のある人の楽しみ・余暇活動・居場所づくりへの配慮に重点をおきます。就労支援等に対応したシステムの構築に留意します。</p>
<p>(4) 共に生きるまちづくりをめざすセーフティネット体制の確立 社会資源とつながりを築くことが困難な人に対して支援のあり方を検討していきます。相談支援体制の充実に留意します。</p>
<p>(5) 差別のない社会の実現 障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされることが求められています。市民全体が障害者をとりまく諸課題を共通の課題と認識し、一人ひとりがその解決に向けて主体的に行動していくことを推進します。</p>
<p>(6) 多様な主体による協働の推進 障害者への「合理的な配慮」を推進するためには、障害者の自立と社会参加という課題をより社会全体で考える必要があります。社会のあらゆる場面で障害者がいきいきと生活できるように、当事者や行政だけでなく、地域住民、関係団体、企業、サービス提供事業者、NPOなどの多様な主体の参画と協働により障害者施策を進めていくことが重要です。</p>

3. 重点課題

- 障害のある人の権利と尊厳を保障する取り組みの強化、障害や障害のある人に対する理解の促進と社会全体の変革を求めていきます。
 - ・ 障害のある人には障害のない人と平等に権利や機会が保障されています。
 - ・ 地域生活や社会参加に必要な配慮を行うこと、合理的配慮を欠く対応が差別にあたることなどを明らかにしながら、具体的な取り組みを位置づける必要があります。
 - ・ 施策の点検や計画づくりへの当事者の参画機会の充実がより一層求められています。
 - ・ 合理的な配慮を社会全体で取り組むための福祉教育、実際の行動について周知していく必要があります。
- 障害者の定義について「社会モデル」的観点からみた対応に留意します。
 - ・ これまで本市として取り組んできた発達障害、難病に関わる施策が法の中でも規定されています。
 - ・ 障害児支援の法の枠組みが変更された中において、ライフステージに応じた一貫した支援、中長期的な支援について引き続き留意します。
- その人らしい自立した生活を選択できる質の高い支援をめざします。
 - ・ 自立、社会参加を困難にする社会的な要因を排除する観点から、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な質の高い支援の基盤整備を今後もめざしていく必要があります。
 - ・ 障害のある児童に対する保健、福祉、教育などの支援の連携を強化していきます。
 - ・ 地域の中で障害のある人が当たり前にいきいきと暮らせる社会をより一層つくりだすために、地域の中で市民の合理的な配慮が求められています。
 - ・ 全国的な問題となっている、重度障害のある人や医療的ケアを必要とする人への支援、触法障害者への対応を検討する必要があります。
- 相談支援体制の充実、情報の入手、活用の推進に向けた支援施策の充実を検討します。
 - ・ 施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行支援において、入所・入院中からの相談支援、地域生活への適応訓練などの充実を図り、地域での住まいや日中活動などの確保にとどまらないきめ細かな支援体制の確保が求められています。
 - ・ 本市で進めてきた地域でのセーフティネットについて今後も継続して進めていく必要があります。民生委員・児童委員や地域住民による気づき、専門機関への連絡・相談など地域福祉の視点からの取り組みも含めて対応していきます。
 - ・ 計画相談支援が創設され、障害福祉サービスの利用の際にはケアマネジメントの考え方がより一層取り入れられるようになります。本市では平成 22 年に「摂津市障害者総合支援センター」での相談窓口を開設するなど相談支援体制の充実に努めてきた経緯を生かしながら、市役所の障害福祉課や相談支援事業者の連携によってさらなる相談支援体制の充実をめざしていきます。

- バリアフリー化の推進と防災・災害時支援を検討します。
 - ・ 阪急摂津市駅の新設や周辺道路状況の変化にともないバリアフリー化を推進します。
 - ・ 防災・災害時に対する市民意識の高まりを受けて防災・災害時支援の検討を行います。
- 障害のある人の楽しみという視点から多様な社会参加の場の創造や開かれた居場所づくり、余暇活動の充実を検討します。
 - ・ 与えられる居場所、与えられた活動ではなく、障害のある人自身が自分の楽しみや生きがいを地域の中で見つけられるような社会をめざします。
 - ・ 市民の日常生活の中に障害のある人が楽しめるような機会、場所、仕組みの充実をめざしていく必要があります。
 - ・ 障害のある児童の放課後・長期休暇時の対策の充実を引き続き図る必要があります。
- 労働と福祉施策の一体化による就労支援の充実に努めます。
 - ・ 就職に向けた訓練、就職の開拓・マッチング、就職当初のフォロー、就職後の生活面・就労面のサポート、離職時の再チャレンジまで切れ目のない支援と連携することで希望者が円滑に福祉施設から一般就労へと移行できるように支援します。
 - ・ 市役所での雇用創出や職場での配慮を促す啓発活動などを展開する必要があります。

4. 計画の施策体系

施 策 体 系

1. 生活環境の整備改善

- (1) 移動と施設利用の利便性の向上のために
- (2) 情報アクセスの整備とコミュニケーション支援の充実のために
- (3) より安全な生活を送るための防犯・防災体制の整備のために

2. 雇用・就労の充実

- (1) 障害のある人の雇用の拡大のために
- (2) 雇用・就労に向けた相談・支援の拡充のために
- (3) 職場における定着支援のために
- (4) 日中活動の場の充実のために

3. 保健・医療の充実

- (1) 保健サービスの充実のために
- (2) 医療サービスの充実のために
- (3) 地域リハビリテーションの充実のために

4. 療育・教育の充実

- (1) 療育・幼児教育の充実のために
- (2) 学校教育の充実のために
- (3) 生涯学習教育の充実のために
- (4) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実のために

5. 生活支援の充実

- (1) 相談支援機能の充実のために
- (2) 地域生活の支援策の充実のために
- (3) 児童の地域生活の支援のために
- (4) 地域生活への移行のために
- (5) サービス提供体制の充実のために

6. 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進

- (1) 障害や障害のある人についての啓発活動の推進のために
- (2) 交流の促進のために
- (3) 地域福祉活動の推進のために
- (4) 障害者虐待の防止のために
- (5) 権利擁護施策の推進のために
- (6) 障害のある人の参画による施策の推進体制の整備のために

第2章 施策の行動目標

1. 生活環境の整備改善

【全体像・方針】

障害のある人が地域で暮らすために、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間、街なかなど生活空間のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすいようにバリアを始めから無くしていくユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災等を踏まえ、このような大震災においても、障害のある人が円滑に避難でき、安心して避難生活が送れるような体制を検討していきます。

(1) 移動と施設利用の利便性の向上のために

● 交通バリアフリー基本構想に基づく事業の推進（道路交通課）

(通称) 千里丘ガードの道路拡幅工事が完了し、市道千里丘三島線においては、拡幅計画区域の西側の歩道整備が完了し、引き続き東側の用地取得に取り組むとともに、用地取得完了区域から道路整備に着手します。

歩道段差を解消し、歩行者ならびに自転車等の通行の円滑化を図り、視覚障害者用誘導ブロックを設置することにより、より安全な歩行空間の整備を図っています。今後も市内道路のバリアフリー化を推進するためには、地域や路線に偏りのない計画を立てる必要性があります。

「摂津市交通バリアフリー基本構想」を基に定めた「摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、高齢者や身体障害のある人などが円滑に移動できる安全な道路整備を進めます。

● 公共的施設のバリアフリー化の推進（各施設所管課）

既存のバリアを取り除くだけでなく、設計段階から誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を事業に取り入れていく必要があります。また、市立集会所や公民館、公園、学校などみんなが集まる場所のバリアフリー化を進め、すべての人が利用しやすい基盤づくりを進めます。

民間施設についても整備に当たっては「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての市民が安心して利用できるように指導します。また、既存の民間施設についても改善を促します。

● 駐車・駐輪場の整備の推進（道路交通課）

放置自転車等対策指導員の活用を図るとともに、市民に対する啓発に努め、歩道への不法駐輪・駐車など通行を妨げる行為の解消に努めます。また、住宅開発等による市民ニーズの変化に応じて、自転車・自動車駐車場の整備に努めます。

通勤、通学及び買物時間などの不法駐輪（駐車）の生じやすい時間帯を中心に、場所ごとに必要とする放置自転車等対策指導員の適正な配置数を検討し、啓発活動に努めます。

自動車駐車場の使用料金について、近隣民間駐車場の利用状況及び利用料金を参考として、適正な料金体系を検討します。

● 公共交通機関のバリアフリー化の推進（都市計画課）

「摂津市交通バリアフリー基本構想」の整備目標に沿って、阪急正雀駅及びＪＲ千里丘駅のバリアフリー化工事が実施されました。ＪＲ千里丘駅西口のエレベーターの設置工事についても、平成26年度の供用に取り組みました。

● 移動手段の確保の取り組みの推進（道路交通課）

本市においては、市民の日常的な移動手段として路線バスが重要な役割を担っていますが、バス路線が網羅できていない地域もあり、このような地域の市民の移動手段をどのように確保していくのかが重要な政策課題となっています。

周辺道路状況の変化に伴い、地域や事業者と連携しながら、地域ニーズを踏まえた最適な交通網の編成と利便性の向上を図ります。

（2）情報アクセスの整備とコミュニケーション支援の充実のために

● 広報や施策情報の充実（障害福祉課）

視覚障害のある人への情報提供を促進するために点字広報や「声の広報」の充実に努めます。

デイジー図書への移行については、実施に向けて関係機関と調整を進めています。

聴覚障害のある人とのコミュニケーションにおいては、電子ファイルやEメールなども利用しながら、施策に関する意見の把握等も行います。

● 意思疎通支援の充実（障害福祉課）

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害等のある人に手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。市役所福祉事務所では手話通訳者の配置を継続します。

人材としては手話講習会、点字講習会を実施し奉仕員の養成に努めます。手話奉仕員の増員と要約筆記のニーズ把握や手話講習会に参加後も継続して学習ができるような工夫を取り組みます。

(3) より安全な生活を送るための防犯・防災体制の整備のために

● 「地域防災計画」による安全の確保（防災管財課）

「地域防災計画」をもとに災害時に障害のある人等の安全を確保するための対策を図ります。また、小学校区ごとの連合自治会での自主防災組織において、消防訓練や防災訓練を実施し、防火・防災意識の普及啓発に努めます。

「地域防災計画」は減災の考え方を基本とし、防災教育を含む地域防災力の向上と職員の災害対応力の強化を柱としており、平成26年度末に改定を予定しています。

● 災害時要援護者に対する支援（保健福祉課、高齢介護課、障害福祉課、防災管財課）

安否確認等の支援活動に役立てる災害時要援護者支援制度の周知や未登録者の登録勧奨を行います。また、関係各課ほか、民生委員・児童委員や自治会などの地区組織と連携し、地域において要援護者を支援する仕組みづくりを進めていきます。

● 福祉避難所での生活の確保（保健福祉課、高齢介護課、障害福祉課、防災管財課）

平成26年12月現在、「ふれあいの里」「市立みきの路」を含む計7か所を福祉避難所に指定していますが、他にも民間での社会福祉施設が整備されてきたことから、福祉避難所の指定について見直しを行っていきます。また、大阪府と連携を図りながら、福祉避難所において生活相談や介助などの支援対策を実施できるように検討していきます。

● 情報伝達の充実（障害福祉課、消防本部）

消防緊急情報システムについては、データの更新等、運用の改善に努めます。

聴覚障害のある人からFAXによる119番の緊急通報があった場合には、手話奉仕員の派遣等の迅速な対応に努めるほか、障害のある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

平成28年度に、「吹田市・摂津市消防指令センター」が運用を開始する予定であり、FAXによる119番通報に加え、Eメールによる通報を受信できるようになります。障害のある人がより通報しやすい環境整備に努めます。

● 保健・医療・福祉との連携の推進（高齢介護課、障害福祉課、保健福祉課）

常時介護や医療的ケアを要する人に対して災害時に適切な対応が行えるように、保健・医療・福祉の各関係機関や施設が連携して取り組んでいきます。災害時要援護者の対策は、関係機関との連携のもとに推進します。

● 災害ボランティアの育成の推進（防災管財課、保健福祉課）

今後は、新たな担い手の確保と災害時に市と社会福祉協議会が即座に対応できる連携体制の構築が課題となっています。

社会福祉協議会においては、平成24年度から災害ボランティア講座を開催し、災害ボランティアの育成に努めています。災害ボランティアに対し、出前講座等の実施を検討します。

● 防犯意識の普及啓発の推進（産業振興課、自治振興課）

障害のある人が悪徳商法やひったくりなどの被害にあわないように、広報や様々な学習活動などを通して、防犯活動を促進し、被害を未然に防ぐ取り組みを推進します。

また、本市には全国に先駆けて平成 20 年 7 月 1 日に「摂津市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪行為による死亡や障害等の被害に遭った際の相談をはじめ、総合的な支援を行っています。

● AED（自動体外式除細動器）の普及推進（消防本部）

心臓突然死からの救命率を改善すると期待されている AED（自動体外式除細動器）が市役所、全公民館、体育館などの市内公共施設をはじめ、小中学校、幼稚園・保育所など多くの施設で設置が完了しました。今後、利用者の申し込みに応じて、AED を使用した一次救命処置講習会（シミュレーション実習）を実施していきます。AED（自動体外式除細動器）を使用した一次救命処置は 2～3 年間隔で再講習を受講するのが望ましく、再講習の受講をいかに促していくかを検討していきます。

2. 雇用・就労の充実

【全体像・方針】

障害のある人がそれぞれの適性と個性を發揮しながら希望する仕事に従事できるように、市民や事業者において障害者雇用の理解が深まるような啓発活動に努めます。

また、企業においては各種の制度・サービス・啓発活動などを介して職場の中で障害のある人に対する合理的な配慮を行えるような支援を推進します。

さらに、一般的な就労を推進するための職場開拓や雇用・就労に向けた相談・支援、職場定着の支援に加えて、「はたらく」ことを通じて社会の一員として実感がもてるような日中活動の場の充実や生活の支援も進めます。

(1) 障害のある人の雇用の拡大のために

● 市役所や企業における雇用率制度に基づく雇用の促進（産業振興課、人事課）

民間企業、国、地方公共団体は、雇用率制度によって、障害のある人を一定の割合以上雇用しなければならないとされています。

「障害者雇用促進法」の改正により、精神障害のある人も雇用率制度の算定対象となり、また対象事業主の範囲が拡大されていることから、このような状況を周知する必要があります。

本市では障害のある人に適した職域開発、職場環境の改善等に努め、身体障害のある人を対象とした採用試験を今後も適宜実施し、法定雇用率を安定的に達成できるよう努めます。市立施設の指定管理者についても障害のある人の雇用を推進するように働きかけを行います。身体障害のある人に加え、知的障害や精神障害のある人についても非常勤職員としての任用を行うなど、障害のある人の雇用拡大に向けた環境整備を推進します。

● 市役所における職場実習等（障害福祉課、人事課）

市役所も市内の一事業所として障害のある人の就労支援の一環として職場実習の場を提供していく必要があります。

平成23年度から実施している福祉事務所における職場実習を拡充し、全序的に受け入れが可能となるよう調整を進めます。

市施設の管理業務等をNPO法人等に委託することによって、障害者雇用の促進を図っています。

● 障害者雇用への理解の促進（学校教育課、教育支援課、障害福祉課）

市民や事業者に対して、障害者雇用の理解を深めるように、障害者雇用月間等を利用して、広く啓発活動を推進します。

障害があっても仕事ができるという認識を育む教育を学校教育の場においても推進します。

● 競争入札に際する配慮（財政課）

大阪府では公共工事等の発注時に入札参加資格の等級区分評点で障害のある人を積極的に雇用する企業には加点しています。さらに「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」第9条の規定に基づき、「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（大阪府障がい者優先調達推進方針）」を定めています。本市においても同様の制度を導入しており、関係企業に向けて制度の周知を行うとともに、平成26年度に制定の「摂津市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」に基づき、今後も障害者優先調達の一層の推進を図っていきます。

● 障害者雇用助成金の支給の広報（障害福祉課）

障害のある人を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給期間終了後も継続して雇用している常用労働者300人以下の事業主に対して助成金を支給しています。

（2）雇用・就労に向けた相談・支援の拡充のために

● 障害者就業・生活支援センターでの相談（障害福祉課）

障害者就業・生活支援センターは、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を必要とする障害のある人に対し、関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言その他の支援を行う機関です。本市では摂津市社会福祉事業団が運営しており、平成22年11月から「摂津市障害者総合支援センター」の機能の一つとして市の中心部に位置しています。また、同センターにある総合相談支援センターと連携し就労・生活の一体的なサポートを展開していきます。

● 障害者職業能力開発センター“せっつくすのき”でのニーズ対応（障害福祉課）

摂津市社会福祉事業団が運営する「障害者職業能力開発センター“せっつくすのき”」が、障害のある人の就労に向けた訓練や新たな就労先の開拓に取り組んでいます。期間を1年間とした訓練のほかに、短期職業訓練を引き続き実施するなど障害のある人の多様な職業能力の開発ニーズに対応できるように努めています。

● 就労への移行支援や就労機会を提供する事業所の充実（障害福祉課）

就労移行支援では一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。就労継続支援（A型）は、サービス提供事業所において雇用契約に基づき働きながら一般就労もめざす事業です。

身体・知的障害のある人が利用する就労関係施設は、一定充足できました。精神障害のある人については、市内に就労関係の通所施設が少ない状況です。本市の現状では事業所数が限られている就労移行支援と就労継続支援（A型）については近隣市との連携によってサービス提供事業所の確保に努めます。

● 地域就労支援事業の充実（産業振興課）

公共職業安定所が中心となって、関係機関からなる個別の支援チームを作り、就職に向けた準備から職場定着まで一貫した支援を行っています。

平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行されました。市、茨木公共職業安定所、摂津市商工会、障害者就業・生活支援センター、大阪府総合労働事務所、ポリテクセンター関西などが企画している「摂津市障がい者就職フェア」や各種資格取得のための能力開発講座などの事業の充実を図ります。

● トライアル雇用の推奨（産業振興課）

公共職業安定所の職業紹介で障害のある人を短期の試行雇用で受け入れることにより、事業主に対し奨励金を支給し、事業主の障害者雇用のきっかけをつくるトライアル雇用事業について周知を行います。

（3）職場における定着支援のために

● 障害者就業・生活支援センターでの総合的支援（障害福祉課）

就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する場として茨木市と共同で取り組んでいます。「摂津市障害者総合支援センター」の機能の一つとして市の中心部に位置しています。今後は企業や関係機関によるネットワークのさらなる拡大・強化を図りながら、就労に向けた相談・支援の拡充に努めます。また、平成20年度からは国の事業に移行し、「生活支援ワーカー」の配置を含め、職員を2名から順次整え、平成26年には5名の体制となっています。今後も職員の増員を図りながら、生活面での支援にも一層努めていきます。

(4) 日中活動の場の充実のために

● 就労への移行支援や就労機会を提供する事業所に関して（障害福祉課）

有期限のサービスを実施している事業所の運営の難しさや、一般就労との行き来を可能とするサービスの不足など、制度上の問題については、法の見直しによる制度改正などを注視しながら必要な施策を検討します。平成25年4月から施行された「障害者総合支援法」でも、制度上の問題が改善されておらず、引き続き、必要な施策を検討します。

なお、市内には身体障害や知的障害のある人が利用する就労継続支援の施設は徐々に広がりを見せています。

● 授産活動活性化のための支援の充実（障害福祉課）

国や大阪府の施策などを活用し、生産活動の活性化や経営改善、販路開拓など、安定した運営を実現するための支援策の充実に努めます。

市としても引き続き障害者優先調達推進法の推進を図るために、市主催行事等の際に授産製品を購入したり、軽作業の発注を行ったりするなど授産活動の支援に努めます。

表 福祉施設における月平均工賃

実績				
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
12,057円	10,177円	10,727円	10,483円	9,715円

資料：摂津市障害福祉課

3. 保健・医療の充実

【全体像・方針】

障害のある人が地域の中で健康づくりに取り組めるように保健サービスの充実に努めます。また、障害のある人ができる限り身近な地域で、適切な医療・リハビリテーションが受けられるよう、医療機関や大阪府との連携を強化し、医療サービスの充実を図ります。

(1) 保健サービスの充実のために

● 母子保健事業の充実（保健福祉課）

～障害の早期発見、母子保健事業の充実のために～

4か月児健診や1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を通して、疾病の早期発見、早期の療育につなげるとともに、子どもの成長や発達、栄養、育児及び歯科保健に関する健康相談、保健指導の充実を図ります。また、生後4か月までに全戸訪問を実施する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しており、産後の体調や育児の相談・指導を早期からできるような体制の維持に努めます。

障害や発達に課題のある子どもに対しては、早期に適切な支援や援助が受けられるよう、健診や相談、訪問指導などにより、「くまさん教室」等のフォロー教室や必要に応じて療育につながるように連携を図り、支援を進めていきます。

● 健康せっつ21の推進（障害福祉課、保健福祉課）

～健康意識の普及、疾病の早期発見・早期治療、生活習慣の改善～

障害のある人が基本健診をはじめ各種健診を受診しやすいように配慮するとともに、健診後の保健師や栄養士による健康相談・指導などの体制の整備・充実を図ります。また、そのためには障害に応じた個別的な対応が必要であることから、障害担当の専門スタッフの配置にも努めるとともに、当事者が通所する施設や相談支援事業所と連携し、個別指導計画等の中に個々の生活習慣リスクの把握や生活習慣改善目標の明確化を目的とした健康についての評価（ヘルスアセスメント）を盛り込むように働きかけていきます。そしてその個別指導計画に基づいた生活習慣の改善に取り組めるように支援していきます。

● 難病患者に対する取り組みの推進（障害福祉課）

難病患者の在宅での療養生活を支えるために、ホームヘルプサービス、短期入所及び日常生活用具給付などの在宅サービスの充実に努めます。また、大阪府が進める地域における保健・医療・福祉が連携した総合的な支援体制の整備に協力していきます。「障害者総合支援法」の施行に伴い、平成25年4月から難病患者等の方々が対象に含まれるようになりました。そのことにより、今まで以上に大阪府茨木保健所及び基幹相談支援センターと連携を密にして、計画相談支援を通し、個々の病状に応じて在宅サービスの充実が図れるように取り組んでいきます。

(2) 医療サービスの充実のために

● 訪問看護事業の充実及びかかりつけ医の推進（障害福祉課、保健福祉課）

今後も重度障害者訪問看護利用料助成事業の拡充に努めます。特に、在宅酸素療法を行う児童や重度障害のある児童についても訪問看護事業で対応できるように市内の訪問看護ステーションにも働きかけていきます。

また、医師会・歯科医師会・薬剤師会が取り組んでいるかかりつけ医（医療機関、歯科診療所、薬局）の推進に協力・支援していきます。

● 自立支援医療の給付（国保年金課、障害福祉課）

障害の軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療等を継続します。引き続き制度の周知を図り、被保険者の負担を軽減することにより、治療を受けやすい環境整備に努めます。

● 精神障害のある人に対する取り組み（障害福祉課）

大阪府茨木保健所と連携して市役所で実施している嘱託医による相談等の取り組みを充実していきます。

(3) 地域リハビリテーションの充実のために

● ふれあいリハサロンの推進（高齢介護課、保健福祉課）

校区等福祉委員会と協議しながら、地域福祉活動拠点や小学校、公民館、集会所などを利用して実施されている「ふれあいサロン」「ふれあいリハサロン」などに障害のある人が参加できるような取り組みを検討していきます。

障害のある人が参加できるようなプログラムについては、先進事例や専門職の意見などを参考に、地域と協働で検討していきます。

● 健康体操普及の取り組み（保健福祉課）

養成講座を修了したメンバーが中心となって地域において健康体操の取り組みが進むように行行政としても支援していきます。

特に障害のある人が参加しやすいように健康体操の内容や企画を工夫してもらえるように働きかけていきます。

● 機能訓練の充実（障害福祉課、保健福祉課）

地域で自立した生活を営めるように、生活介護事業所に理学療法士を配置するなど、身体機能・生活能力の向上などを支援する機能訓練の推進に努めます。

- 専門職による相談・指導の充実（障害福祉課、保健福祉課）

市立保健センターと連携し、保健師、栄養士、作業療法士及び理学療法士などの専門スタッフにより、健康相談・指導をはじめ、住宅改修・改造、日常生活用具の利用の指導や介護予防の相談・指導などの充実に努めます。

市内小学校区ごとに実施している地域リハビリテーションにおいて、作業療法士、理学療法士、保健師が出向き体操の実施や血圧測定、健康相談を継続的に行います。

- 高次脳機能障害のある人に対する取り組み（障害福祉課）

大阪府障害者医療・リハビリテーションセンターにおける高次脳機能障害支援プログラムを広く紹介し利用を促します。

- 府との連携（障害福祉課、保健福祉課）

治療から地域生活までの一貫したリハビリテーションが提供されるよう、大阪府や大阪府障害者医療・リハビリテーションセンターとの連携に努めます。

4. 療育・教育の充実

【全体像・方針】

保健、福祉、教育などの関係機関との連携強化により、障害のある児童のライフステージに応じた支援体制を充実します。さらに適切に支援できるよう、一貫した相談支援体制と療育の充実を図ります。

障害のある人が自ら楽しみや生きがいを見つけられるような、多彩な余暇活動や自己実現の機会の充実に努めます。

(1) 療育・幼児教育の充実のために

● 家庭児童相談室の機能の充実（子育て支援課）

保健福祉課と連携して健診等で発達に課題のある乳幼児を早期に発見し、家庭児童相談室の「くまさん教室」で早期に支援を行うことで、保護者の育児不安を解消し、親子の関わりを丁寧にフォローしていきます。

市立児童発達支援センターや学校、保育所、幼稚園等の関係機関と連携を行いながら、保護者からの相談に対応していきます。

● 巡回相談の充実（教育支援課、こども教育課）

保育所、幼稚園、小中学校に対しては巡回相談を実施し、課題を早期にとらえ、適切な支援を行えるよう、関係機関とも連携して取り組んでいきます。また、保育所、幼稚園から小学校、また小学校から中学校への就学支援も行います。

保育所、幼稚園、小中学校と連携し、発達に課題のある乳幼児、児童・生徒への適切な支援を行い、発達に関する支援をさらに充実させます。

● 保育所等訪問支援（子育て支援課）

発達に課題のある子どもが、保育所等の集団生活に適応するために専門的な支援を必要とする場合には、「保育所等訪問支援」を実施し、保育所等の安定した利用を促進するもので、平成26年度から事業を開始しました。

今後も専門的な支援を継続して実施するように努め、利用対象者の拡大を図っていきます。

● 市立児童発達支援センターの機能の充実（子育て支援課）

児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の児童やその家族への相談、児童を預かる施設への援助・助言などを合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設とされています。

関係機関や事業所との連携を図り、障害児相談連絡会を活用しながら、発達に課題のある児童と保護者に対する相談・サポート体制の充実に努めます。

● 障害児保育等の充実（こども教育課）

障害のある子どもそれぞれの個性を尊重し、個別指導計画を立て一人ひとりの状況に応じた保育内容の充実に努めるとともに、障害のある子どもとない子どもが共に生活し、互いを理解しあえるような保育に取り組んでいきます。

障害のある子どもの増加と障害の多様性への対応とともに、巡回指導を実施し、関係機関と連携して障害児保育・幼児教育の充実に努めます。

保育士・幼稚園教諭の研修に取り組み、支援内容と保護者支援の向上を図ります。

また、個別指導計画・支援計画を作成し、就学前から小学校への円滑な接続を図ります。

● 児童発達支援事業の充実（子育て支援課）

児童発達支援事業は、未就学の児童を対象とし、日常生活における基本的な動作や、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うこととされています。児童やその家族に対する支援を行う身近な療育の場としてさらなる充実に努めます。

● 自閉症、発達に課題のある児童の療育体制の充実（子育て支援課、保健福祉課）

子ども家庭センター等関係機関との連携のもと、医療の提供や療育、相談など、家族を含む総合的な支援体制の充実を図っていきます。

健診や巡回相談などにより早期に発見し、家庭児童相談室の「くまさん教室」でフォローし、さらに必要に応じて児童福祉法に基づく通所事業を紹介して療育へつなげていきます。サービスの利用にあたっては、相談支援事業所が児童や家族の状況を聞き取って、適切な療育が提供できる通所事業所を紹介していきます。

大阪府では、保健・福祉・医療・教育などの関係機関がネットワークの構築を図りながら、乳幼時期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援体制の整備を図る発達障がい児者総合支援事業を実施してきました。三島地域では高槻市の自閉症児療育センター will が大阪府の発達障がい児療育拠点として設置されており、本市からも児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定を受けて通所されています。

今後も関係機関が連携を図り、早期発見に努めるとともに、医療機関や専門機関へつないでいく体制の充実に努めます。

(2) 学校教育の充実のために

● 特別支援教育の充実（教育支援課）

発達障害を含めて障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、育つ環境をつくり、多様な障害種別に対応する支援教育を推進します。支援学級に在籍する児童を中心とした支援教育だけではなく、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの児童・生徒への支援も含めたいわゆる特別支援教育についての理解や取り組みを全小中学校で浸透させていきます。引き続き特別支援教育の体制の充実に努めます。

○ 特別支援教育コーディネーターの養成

学校や巡回相談など、それぞれの特別支援教育体制を整備しサポートするため、引き続き、市全体で、特別支援教育コーディネーターの養成や特別支援教育サポート委員会の開催を推進します。特別支援教育コーディネーターを求めるニーズが高まっていることから、人員の養成に努めます。

各校で特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、校内委員会を校務分掌に位置付け、学校全体で組織的に取り組めるように支援していきます。

○ 個別の教育支援計画や個別指導計画

支援学級の一人ひとりのニーズに応じた指導目標や内容、方法などを示した「個別指導計画」を作成していきます。さらに、障害のある人のライフステージに沿った一貫した支援を確保していくためには、乳幼児期からの情報が蓄積され、当事者や家族の了解の下に学校やサービス提供事業者等がその情報を把握することが重要であることから、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うための「個別の教育支援計画」の作成に努めます。

○ 教職員の教育技術の向上

教育センターの機能を充実し、研修や各学校間の連携等により教職員の障害に対する理解を促進し、関係機関と役割分担しながら的確な支援を行います。

○ 学校・地域・家庭の連携強化

支援学校、家庭児童相談室、教育支援課、障害児療育機関、学校（園）代表などで構成する特別支援教育サポート委員会等の取り組みを生かして、本市における特別支援教育を総合的に推進します。

● 教育施設の改善及び設備の充実（教育総務課）

障害のある児童・生徒がより快適で安全な環境の中で教育が受けられるように、スロープ、トイレなど学校施設の改善及び施設の充実に努めます。

平成23年度には、摂津小学校においてエレベーターの設置を行いました。各学校においてエレベーターの設置の必要性が高まっていますが、学校耐震化等の課題が山積する中で、財政負担も多額となることから、優先順位を見極めながら整備に努めます。

感染症流行の予防に引き続き努め、教育の場、集団生活の場として望ましい学校園環境を維持し、感染症発生時には関係機関との連携により迅速に対応します。

● 交流教育・福祉教育の充実（学校教育課）

小学校の総合的な学習や中学校の職場体験および社会貢献学習の中で地域の高齢の人や障害のある人とのふれあい体験、ボランティア体験などの福祉体験学習が定着し、広がりが見られるようになってきています。今後は中学校区ごとの9年間を見通した系統性のある交流教育・福祉教育の充実に努めます。

また、支援学校に在籍している児童が居住地の学校と交流し、地域とのつながりが保てるよう取り組みを進めます。交流教育・福祉教育を地域に開かれた学校の取り組みとして保護者や市民に内容の周知を図るなど情報の発信に努めます。

さらに小中一貫教育推進会議において、総合的な学習の時間の取り組みや人権教育の取り組みを中学校区ごとに整備していく方向です。

（3）生涯学習教育の充実のために

● 生涯学習の充実（生涯学習課、障害福祉課、文化スポーツ課）

障害のある人が利用しやすい施設の整備に努めるとともに、教材や機材の提供の充実に努め、鑑賞や学習機会の拡充を図ります。

市民と行政が一体となって生涯学習が行われるまちづくりを進める「せっつ生涯学習大学」の修了生や、郷土の歴史や文化財について学習し後世の人々に継承する「ふるさと摂津案内人」などを活用し、生涯学習出前講座（市民編・行政編）や各種イベント、講座への参画を促して活動の充実を図るとともに、障害のある人と一緒に学習や文化活動を促進できるような、指導者のスキルアップに努めます。

また、各種講座やイベントの実施に当たっては、企画段階から障害のある市民の参加を得ることにより、障害のある市民が参加しやすい事業内容にしていくことに努めます。

施設の老朽化に伴う補修を進めるにあたり、耐震化及びバリアフリー化をあわせて実施します。各公民館では階段や和式トイレでの手すりの設置などを実施していきます。

公民館の活動、各種講座やイベントの実施に当たっては、誰もが気軽に楽しく参加できる開催方法や、障害や障害のある人に関する学習を行うような事業内容を検討していきます。

講座開催にあたり、行政機関（各課）との協力体制の連携を図ります。

● 図書サービスの充実（生涯学習課）

視覚障害のある人の録音図書サービスとして平成22年度にはデイジー録音機器を整備しました。音声技術向上のための研修を充実したり、隔月にテープ図書（声のおたより）の作成・発行やテープ雑誌（広報せつつ）の作成、市民図書館に寄せられたリクエスト図書の作成を行うなど、引き続きサービスの向上に努めます。

図書や図書館のイベントなどの情報を市広報やホームページでの周知だけでなく、関係部署や施設、団体などにもPRを行うようにして、障害のある人も含めて誰でも参加できるよう取り組みます。

（4）スポーツ・文化活動、余暇活動の充実のために

● スポーツ振興事業の推進（障害福祉課、文化スポーツ課）

本市においては、地域住民の交流と親睦を図るため、小学校区ごとの体育祭を実施しており、このような地域を通して障害のある人と地域住民が交流できるように競技メニューを配慮するなど、障害のある人が参加しやすい体制づくりを関係団体等に働きかけていきます。

また、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめる場を地域につくり、定着させるために、総合型地域スポーツクラブ「NPO法人せつつブルーウィングス」の活動を支援します。

「風船バレーボール大会」や「エアロビクス教室」など、引き続き障害のある人のニーズを把握しながら実施します。

● 文化、芸術、レクリエーション活動の推進（生涯学習課、障害福祉課、文化スポーツ課）

「市民福祉まつり」や「輪い輪いまつり」などの障害者団体が中心となった取り組みについて、関係機関との連絡調整等を行い、円滑に行事が実施できるよう支援していきます。

また、特に公民館等での創作活動や発表の場の機会の充実を図るなど地域に根付いた取り組みを支援していきます。公民館活動の周知に努めます。「市立ひびきはばたき園」の利用者の作品展・音楽鑑賞会（つくっ展と輝けコンサート）を毎年実施しています。

各種教室・講座の開催に当たっては市民ニーズにより対応できるよう多方面から検討するとともに、開催案内等の情報提供はインターネットを利用するなど多様な媒体を活用しています。

5. 生活支援の充実

【全体像・方針】

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、また、施設や病院から地域生活へ移行した人が円滑に地域で暮らせるように、引き続き、必要なサービス基盤とサービスの質の確保に取り組みます。

高齢期の障害者の生活支援については高齢者保健福祉分野のサービスをはじめとしてあらゆるサービスとの連携の可能性を模索し、その対応策を検討していきます。

(1) 相談支援機能の充実のために

● 相談支援事業の充実（子育て支援課、障害福祉課）

市役所の窓口のほかには、平成25年度4月に施行された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づいて基幹相談支援センターや支給決定プロセスの見直しに伴う計画相談支援、地域移行・地域定着支援等の相談支援体制の充実を図ります。

詳しくは障害福祉計画にて施策の展開を図ります。

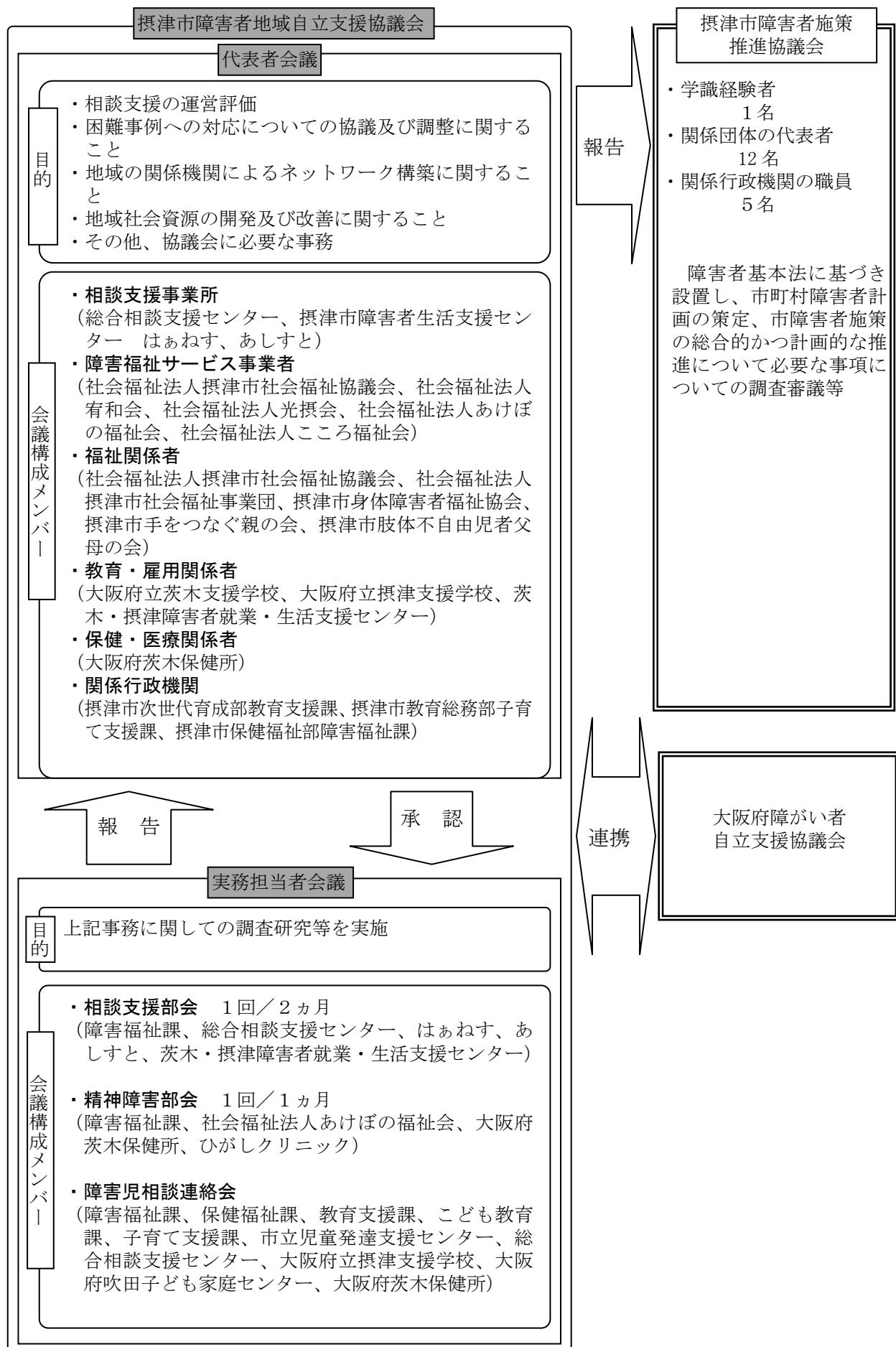
● コミュニティーソーシャルワーカー（C S W）等、地域における活動との連携

（保健福祉課）

コミュニティーソーシャルワーカー（C S W）と地域包括支援センターはそれぞれの役割を分担しながら、一体的に活動を行っています。

コミュニティーソーシャルワーカー（C S W）は、高齢者に限らず、制度の狭間や複数の福祉課題を抱える地域住民の課題解決のために個別対応とコーディネートを行っています。障害のある人にとって身近な相談窓口の周知が課題となっており、地域活動の場を利用するなど広報を充実し、周知に努めています。

図 障害者地域自立支援協議会等の構成



(2) 地域生活の支援策の充実のために

● 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の推進（障害福祉課）

障害者が必要なときに必要な福祉サービスを利用できるように、摂津市障害福祉計画において障害福祉サービス等の確保策を具体的に示し、訪問系サービスや短期入所（ショートステイ）、日中活動系サービス、地域生活支援事業などの供給主体の確保と質の向上に努めます。日中活動系サービスとは障害のある人が地域での生活を充実するために昼間に通所施設等で利用するサービスのこと、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、日中一時支援事業、地域活動支援センターなどの種類があります。希望するすべての人に日中活動系サービスを保障できるように、引き続き日中活動の場の充実に努めます。

また医療的ケアの充実や高齢期の障害者の生活支援については高齢者保健福祉分野のサービスをはじめとしてあらゆるサービスとの連携の可能性を模索しその対応策を検討していきます。

各種サービスの具体策については障害福祉計画にて施策の展開を図ります。

(3) 児童の地域生活の支援のために^④

● 児童の障害福祉サービス等の利用に係る相談支援の充実（子育て支援課、障害福祉課）

児童のサービス利用に関する相談支援を「市立児童発達支援センター」「摂津市障害者総合支援センター」で実施します。

サービスの利用者全員が障害児支援利用計画の作成を受ける必要があり、利用者が適切なサービスの利用ができるように、相談支援の質の確保に取り組んでいきます。

なお、児童の入所サービスについては子ども家庭センターが専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成の対象外となっています。

● 児童の放課後・長期休暇に対応する施策の充実のために（子育て支援課、障害福祉課）

放課後や夏休みなど学校の長期休業日については、学童保育のほか、平成24年度から制度化された放課後等デイサービスなどを活用して対応していきます。

○ 日中一時支援事業（障害福祉課）

「市立みきの路」と「摂津市障害者総合支援センター」の「ぱたぱた」において、知的障害のある人と障害のある児童を対象に日中一時支援を実施しています。

^④ 本ページ及び次ページに記載している事業の他、児童の地域生活の支援のための障害福祉サービスとして、訪問系サービスや移動支援事業、日常生活用具などの給付等を実施しています。これらの事業の内容は障害福祉計画にて施策の展開を図ります。

○ 学童保育室、放課後子ども教室などの充実（子育て支援課）

学童保育室では児童の放課後や学校の長期休業日に、保護者の就労支援等を目的として実施しています。子ども・子育て支援新制度に伴い、設備及び運営に関する基準の条例を制定し、水準の向上や職員の研修機会確保などについても盛り込んでいます。

また、放課後子ども教室（わくわく広場）は、子どもたちの居場所づくりとして実施しており、全小学校において、地域の方にボランティアとして見守りをしてもらって運営しています。学校をはじめ関係機関と連携を図りながら、取り組みを継続します。

○ 放課後等デイサービス（子育て支援課）

放課後や夏休みなどの学校の長期休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業です。事業所数が増加してきていることから、市立児童発達支援センターをはじめとする関係機関と連携し、適切なサービスが提供できるよう支援をしていきます。

● 宿泊を伴う預かり（短期入所支援）（障害福祉課）

「市立みきの路」において障害のある小学生・中学生を受け入れています。利用者のニーズに即して利用方法や対象者の変更を図り、ニーズに応えられる基盤の整備に努めます。

（4）地域生活への移行のために

地域移行支援の相談支援によって、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する一体的なサービスが計画されるようになります。相談支援事業者を支援します。

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を進めていくために、退院のさらなる促進をめざす国や大阪府の取り組みに本市としても協力していきます。

(5) サービス提供体制の充実のために

● サービス提供事業者と人材の確保（障害福祉課）

本市においては、市立の福祉施設と社会福祉協議会が中心となって障害のある人への福祉サービス等を提供してきましたが、近年は、訪問系サービスや通所サービスについても民間サービス提供事業者の参入が進んできました。今後は、民間事業者を中心にサービス提供事業者の確保に努めるとともに、人材の確保にも努めます。

ホームヘルパー、ガイドヘルパー、グループホーム世話人、障害者ケアマネジメント従事者、ピアカウンセラーなどの養成研修の充実を大阪府に要望するとともに、市としてもガイドヘルパー養成研修を充実したり、事業者に養成研修を積極的に受講するように働きかけたりします。

人材養成に当たっては、専門知識の取得のみならず、障害のある人やその家族からたとえ訴えがなくともわずかなサインを見逃さず、具体的な生活実態の把握から課題を探ってニーズをくみ取り、それに応えることができるよう働きかけるという、専門職としての力量を高めていくことが重要です。特に日中活動の場で常に当事者と接しているサービス提供事業所や職員の力量を高めていくことが大きな課題と思われます。当事者やその家族のニーズを反映した「個別支援計画」の作成やモニタリングなどの徹底により、専門職の力量が高まるよう事業者に働きかけるとともに、事業者が研修や技術の向上について積極的に取り組めるよう行政としても支援していきます。

また、手話奉仕員や点訳を行う人材については引き続き講習会の開催により養成を図ります。視覚・聴覚重複障害のある人を支援する人の養成についても、手話奉仕員を中心に大阪府の研修会等への参加を働きかけます。

● サービスの質の確保（障害福祉課）

市立の各施設においては、現在、「苦情解決実施要綱」を定め、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員（施設の外部の市民）を設置し、苦情について対応していますが、今後、福祉サービスの第三者評価を積極的に活用するように取り組んでいきます。

指定事業者・指定施設に対し、常に利用者的人権に配慮し、利用者主体のサービスを提供するように大阪府の指導に市の立場からも協力していきます。

制度やサービス内容の伝達としては「障害者総合支援法」の施行に伴う新たな制度やサービス内容を市民に周知するため、障害者団体をはじめとする関係機関とも連携して、伝達や開示の方法について検討していきます。このような取り組みにより、情報伝達の機会を増やし、行政、サービス提供事業所や利用者がサービスの評価等についてお互いに意見を交換する仕組みの確立をめざします。

また、障害者地域自立支援協議会やサービス調整会議の機能を利用して、サービスを必要とする人がサービスの存在やその内容を知っているのかどうか、そして、実際のサービスが利用者のニーズに合致しているのか、利用しやすいサービスになっているのかを常に点検していく必要があります。

● 発達障害のある人等に対する福祉サービス（障害福祉課）

それぞれの障害特性やライフステージに応じた発達支援について、相談機関の整備や日中活動の場の確保などを促します。

摂津市障害者総合相談支援センターとの連携をとり、障害特性に応じた個別支援計画を作成していきます。

6. 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進

【全体像・方針】

障害のある人が「権利の主体」として基本的人権が当然に保障され、自己選択・自己決定による生き方を実現できるように、障害や障害のある人に関する理解を促進し、あわせて「改正障害者基本法」に規定されている「障害のある人への合理的な配慮」について広く市民に普及・浸透を図ります。特に、障害の概念が多様化している昨今では、一般的にはまだまだよく知られていない精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病などについて、市民の理解が得られるような配慮が必要です。

また、障害のある人の尊厳を保持するために、障害のある人の人権を侵害する虐待への対応や権利擁護の仕組みの充実、障害者差別解消法による対応を図ります。

(1) 障害や障害のある人についての啓発活動の推進のために

● こころの健康ボランティア講座の推進（障害福祉課）

大阪府茨木保健所、社会福祉協議会ボランティアセンターと共に実施している「こころの健康ボランティア講座」などを今後も継続して実施し、障害のある人に対する差別や偏見をなくし、正しい知識の普及啓発に取り組み、共に生きる社会の構築に努めます。

また、地域において共同生活援助（グループホーム）等の設置に際し地域住民の理解が進むよう、共同生活援助（グループホーム）等を設置する法人等が日常的に地域交流に取り組むよう働きかけます。

● ふれあいキャンペーン等の推進（障害福祉課）

障害者週間に障害者団体と協力してJR千里丘駅や複合施設等でふれあいキャンペーン等の啓発活動を実施しています。

また、障害者団体が積極的に取り組んでいるイベント等についても支援に努めます。

● 市職員等、関係者に対する研修の充実（人事課）

市のすべての業務において人権侵害の防止や解決を図るため、新規採用職員に対する人権連続研修をはじめ、全職員に対して計画的に研修を実施し、人権意識が高く、幅広い視野を持った職員を育成します。

今後も継続して新規採用職員の人権連続研修のテーマの一つとして障害や障害のある人への理解を促進するための研修を実施し、必要に応じて他の階層及び全職員に対して同様の研修を実施し、障害や障害のある人への理解を促進していきます。

● 障害者差別の解消に向けた取り組み（障害福祉課）

障害者差別解消法の施行に向けて、同法による制度・省令の動向等を注視しながら「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止を具体化するために市民への啓発活動に努めます。

(2) 交流の促進のために

● 交流の場の創出（障害福祉課）

地域の各種活動やイベントにおいて障害のある市民が参画できる環境づくりに努めるとともに、障害者団体や施設のイベントなどについて、市民に対する参加の呼びかけを積極的に行うなど、交流の促進を図ります。

地域において市民が相互に交流し、理解を深めることができるように、障害のある市民が自治会行事をはじめスポーツ、レクリエーション、文化活動など多様なコミュニティ活動に参加できるように校区福祉委員会等に協力を呼びかけ、支援体制の整備に努めます。

(3) 地域福祉活動の推進のために

● ボランティアセンターの充実（保健福祉課）

社会福祉協議会と協働して、ボランティア活動に対する周知と理解を図るために、地域活動や行事などの機会を通じてボランティア活動の場づくりを支援するとともに、情報提供や研修会、講演会の開催などに取り組みます。

ボランティアリーダーの育成を図るとともに、ボランティアグループの交流や、知識や技術の向上や相互の連携強化を図っていきます。

平成24年度に開設した地域福祉活動支援センターにてボランティアセンターの機能の充実を図ります。

● 小地域ネットワーク活動の推進（保健福祉課）

校区等福祉委員会を中心とした「小地域ネットワーク活動」等の地域住民の参加と協力による地域福祉活動を支援し、交流や見守り、声かけ訪問活動など障害のある人に対する各種の取り組みを支援します。

地域福祉活動を推進する拠点として、中学校区に地域福祉活動拠点の整備を進めており、現在4か所の拠点を整備しています。

(4) 障害者虐待の防止のために

● 障害者虐待防止センターの設置等、市の体制の充実（障害福祉課）

「障害者虐待防止法」の成立によって、虐待発見時の通報義務、家庭や福祉施設への立ち入り調査、対象者の一時保護などが市の責務として規定されており、平成24年10月に障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、一時保護のための居室の確保をしました。今後も障害者虐待に対し適切に対応するとともに障害福祉サービス事業者等への啓発に努めています。

● 施設での虐待の防止と苦情への対応（障害福祉課、子育て支援課）

本市では「市立ひびきはばたき園」「市立児童発達支援センター」及び「市立みきの路」をはじめ、障害者（児）福祉施設が多数あります。各施設においては、現在、「苦情解決実施要綱」を定め、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員（施設の外部の市民）を設置し、苦情について対応しています。また福祉サービスの第三者評価を積極的に活用するように取り組んでいきます。

指定事業者・指定施設に対し、常に利用者の人権に配慮し、利用者主体のサービスを提供するように大阪府の指導に市の立場からも協力していきます。

（5）権利擁護施策の推進のために

● 地域福祉権利擁護事業の推進（高齢介護課、障害福祉課）

高齢者の成年後見制度の周知、利用支援については、地域包括支援センターを相談窓口として、介護保険の地域支援事業を活用して、市長申立てや後見人報酬の費用助成を行っています。高齢者虐待の防止と早期発見・対応のための関係機関の連携については、「摂津市高齢者虐待防止ネットワーク」を平成18年度に設立し、平成21年度からひとり暮らし高齢者等の安否確認や認知症高齢者、家族への支援、介護予防事業の推進などの課題への対応も含めた「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク」として再編しました。

ネットワークについては、定期的に連絡会を開催し、情報共有や意見交換を行うことで強化を図っており、介護施設における権利擁護研修会の実施や組織横断的な認知症支援プロジェクトの立ち上げなどの取り組みに結びついています。

今後、成年後見制度を必要とする人が増加することが見込まれるため、対応のノウハウを積み上げていきます。

また、平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止ネットワーク会議を立ち上げて必要な取り組みを行っています。

虐待を単に高齢者や障害のある人、児童、女性などの問題として捉えるのではなく、社会の問題として認識し、さらに幅広く対応できるよう、既存のネットワーク間の連携のあり方について検討します。

表 日常生活自立支援の内、障害のある人による利用状況

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約件数	知的障害者	10人	11人	11人	10人
	精神障害者	5人	10人	8人	8人
	計	15人	21人	19人	18人
相談件数	知的障害者	5人	16人	7人	4人
	精神障害者	17人	16人	7人	3人
	計	22人	32人	14人	7人

資料：摂津市社会福祉協議会

(6) 障害のある人の参画による施策の推進体制の整備のために

● 計画の進行・管理の取り組みの推進（障害福祉課、子育て支援課）

本計画の進行管理については、障害のある人や関係者をはじめとした市民参画によることが重要であることから、当事者や関係団体に対するヒアリング等、毎年度市民参加の下で計画の進捗状況を報告し、点検・評価を行う場を設定するなど体制の整備に努めます。また、障害者施策推進協議会においても同様に計画の進捗状況の点検・評価を行っていきます。

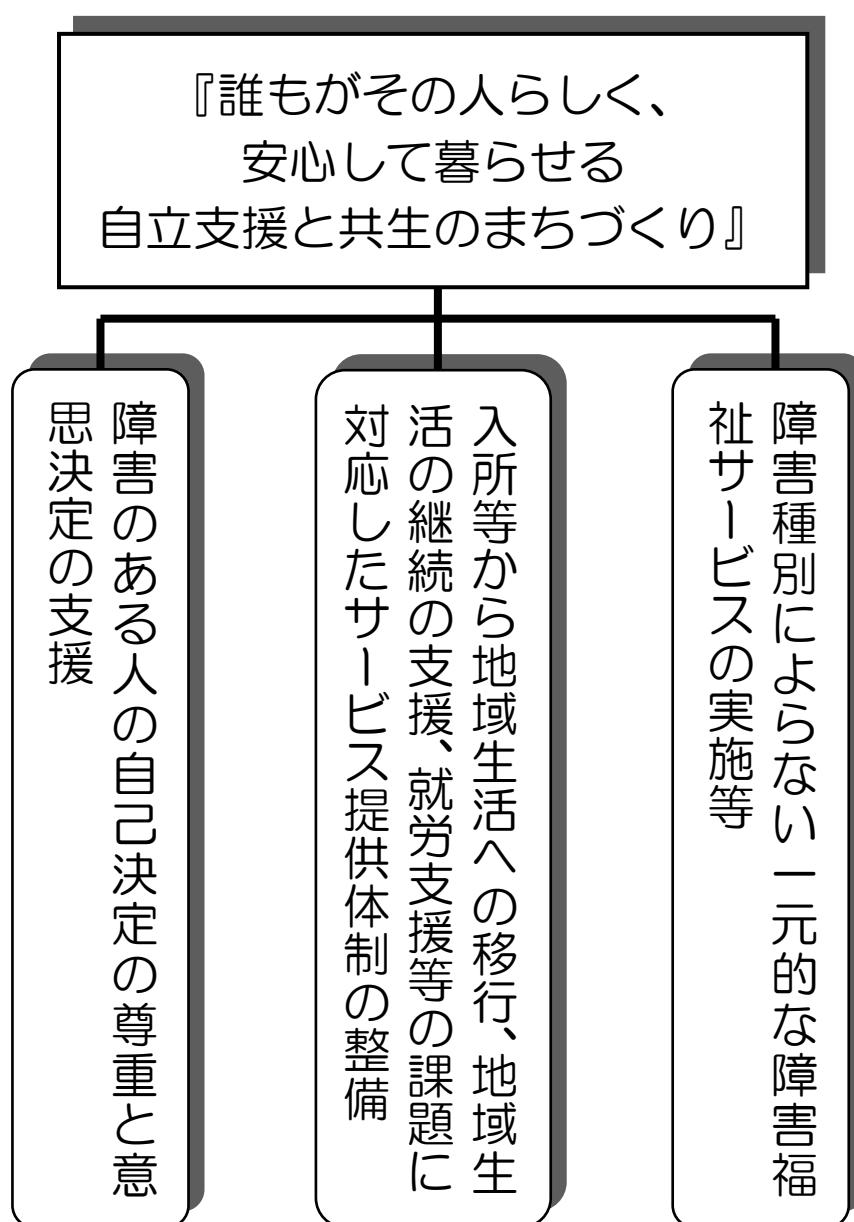
庁内においても、福祉を基本に据えた各種施策の立案、推進を図る行政の福祉化を進めます。

第3部 第4期障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の基本的な方向性

本市では、本計画の上位計画である「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画」の中で「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を理念として掲げ、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己決定の尊重の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送れるように支援する共生のまちづくりを進めてきました。

本計画では、基本理念を定めるに当たり、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画」の実施計画として理念を引き継ぐべきものと考えています。加えて、本計画は、障害者総合支援法の施行による制度改正と本市の障害福祉サービス等の課題に対応すべきものであり、摂津市障害福祉計画で定めてきた次のような基本理念を発展的に引き継ぐものとします。



○ 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の程度や支援の必要性の有無にかかわらず、また、どのような暮らしの場にあっても、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任で自分らしい生き方を追求し、自己実現を図ることが最大限尊重されるべきです。

共生社会を実現するために、障害者が自らその居住する場所やサービス等を選択する自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくために、第4期障害福祉計画である本計画でも障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等の提供基盤の整備を推進します。

○ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

本市では従来からの通所施設によるサービス提供に加えて、訪問系サービスや共同生活援助（グループホーム）のサービス提供量が増加するなど、地域生活の支援には提供基盤の広がりが見られるようになりました。その一方で、障害者の高齢化・重度化や親亡き後の課題、また学校卒業後や親元からの自立など、それぞれの節目の課題なども踏まえると、相談支援やサービスとのつなぎ、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等に関してサービス提供体制を整え、また地域生活支援の基盤となる機能を充実し、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現することがより一層重要となっています。

○ 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

かつての障害福祉の制度は障害の種別や年齢により複雑に組み合わさり、精神障害者のサービスは障害福祉の分野にすら含まれずに、補助額やサービスの内容に障害別の格差が生まれていました。しかしながら近年の法制度改正により制度の一元化が図られ、市町村が実施主体の基本となつたことで、障害の種別を超えた総合的な支援が可能となりました。

第4期の障害福祉計画である本計画では、必要なサービスを受けられるように障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等並びに障害児まで拡大してサービスの充実を図ります。なお、発達障害者及び高次脳機能障害者については従来から精神障害者に含まれているものとして法に基づく給付の対象として対応します。

第2章 成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

本市における平成 25 年度末の施設入所者数は 64 名となっています。国の基本指針や大阪府の考え方などに基づき、平成 29 年度末において、8 名以上の地域移行をめざし、あわせて入所者数の削減目標は 3 人以上とします。

【国及び府の基本指針】

● 地域移行者数

- ・平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活に移行することを基本として成果目標を設定する。

● 入所者の削減数

- ・平成 29 年度末時点での施設入所者を平成 25 年度末時点における施設入所者から 4 %以上削減することを基本として成果目標を設定するものとする。

表 第 4 期計画における福祉施設の入所者数及び地域移行者数の目標

	平成25 年度末	平成29年度末の目標 (第 4 期計画)	考え方
入所者数	64人	61人以下	平成25年度末施設入所支援決定者数の 4 %以上を削減
入所者数の削減数（累積）	—	3人以上	
地域移行者数	—	8人以上	平成25年度末施設入所支援決定者数の12%以上に該当

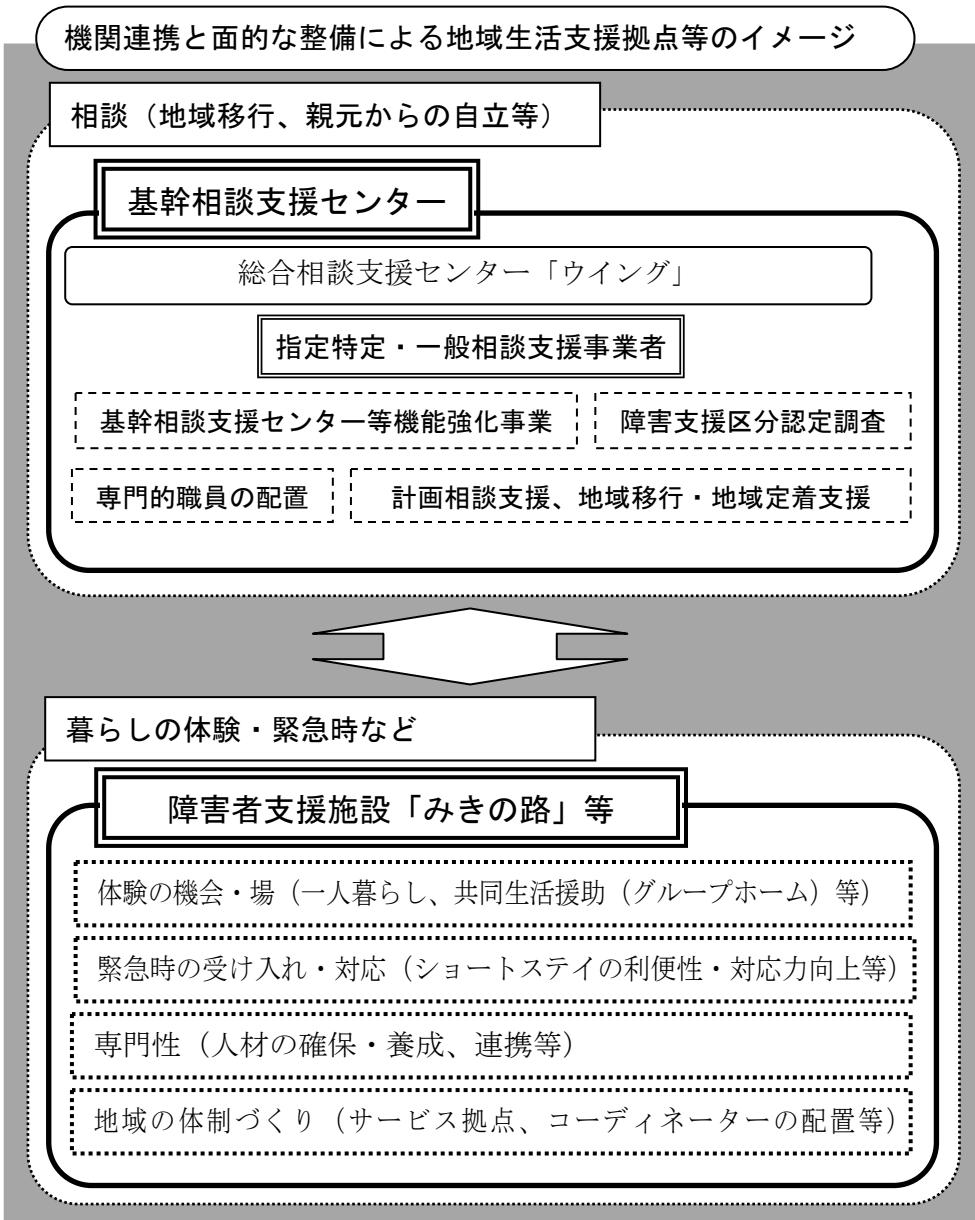
2. 障害者の地域生活の支援

障害者の高齢化・重度化や親亡き後の対応、地域生活の継続などを見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、入所施設等を含めて、社会資源を活用した地域生活支援の拠点づくりを推進します。本市における地域生活支援拠点等では、基幹相談支援センターである総合相談支援センターや、居住支援機能のある「市立みきの路」が同一法人をめざすことなど、このような機関連携の強化等によって、児童から成人まで切れ目のない福祉サービスを全市的に面として整備することとします。

【国及び府の基本指針】

- ・地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

図 地域生活支援拠点等のイメージ



3. 福祉施設から一般就労への移行

【国及び府の基本指針】

● 福祉施設から一般就労への移行

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることが望ましいものとする。
- ・大阪府の基本的な考え方として、国基準を下回る目標設定ではあるが、平成 29 年度における一般就労への移行実績 1,500 人以上（平成 24 年度の 1.5 倍以上）を府域の目標として設定。この目標値を市町村ごとに按分した数値を下限とする。

● 就労移行支援事業の利用者数

- ・平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者数から 6 割以上増加させることが望ましいものとする。
- ・大阪府の基本的な考え方として、国基準に沿った目標設定とし、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者数から 6 割以上増加させることを府域の目標として設定。この数値を下限とする。

● 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

- ・平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることが望ましいものとする。

表 目標値（福祉施設から一般就労への移行）

項目	数値	考え方
平成 24 年度の年間一般就労移行者数	8 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者
【数値目標】 目標年度の年間一般就労移行者数	14 人 1.75 倍	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者

表 目標値（就労移行支援事業の利用者数）

項目	数値
平成 25 年度末の利用者数	35 人
【数値目標】	平成 29 年度末における利用者数
	平成 25 年度末の利用者数に対する平成 29 年度末の利用者数の増加比率

表 目標値（就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所の割合）

項目	数値
【数値目標】 平成 29 年度の就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	5 割以上

4. 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

【府の独自設定、府の基本指針】

- ・平成 25 年度の実績額に、34.2% 増した額を下回らない額（但し、その額が 3,000 円に満たない場合は、3,000 円を下回らない額）を基本として、市町村ごとに目標を設定することが望ましいものとする。

表 目標値（就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額）

項目	数値	考え方
平成 25 年度の工賃の平均額	9,715 円	平成 25 年度の市内事業所の工賃の平均額実績（大阪府平均 10,345 円）
【数値目標】 目標年度の工賃の平均額	13,038 円	平成 29 年度の市内事業所の工賃の平均額

第3章 見込量及びその見込量の確保の方策

1. 訪問系サービス・短期入所（ショートステイ）

(1) 見込量

表 訪問系サービスの見込量

(単位：上段・月平均利用時間、下段・実利用者数)

障害種別		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス種別			(時間分)	(人分)	(人分)
身体障害者	居宅介護	(時間分)	1,584	1,645	1,707
		(人分)	62	65	68
	重度訪問介護	(時間分)	1,448	1,448	1,448
		(人分)	5	5	5
	同行援護	(時間分)	210	220	230
		(人分)	24	25	26
	重度障害者等包括支援	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
知的障害者	居宅介護	(時間分)	230	240	250
		(人分)	30	31	32
	重度訪問介護	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
	行動援護	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
	重度障害者等包括支援	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
精神障害者	居宅介護	(時間分)	413	421	430
		(人分)	48	50	52
	重度訪問介護	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
	行動援護	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
	重度障害者等包括支援	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0

障害種別		単位	平成 27 年度		
サービス種別			平成 28 年度	平成 29 年度	
障 害 児	居宅介護	(時間分)	475	485	494
		(人分)	22	23	24
	同行援護	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
	行動援護	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
	重度障害者等包括支援	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0

表 短期入所（ショートステイ）の見込量

(単位：上段・月平均利用日数（泊数）、下段・実利用者数)

障害種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害者	(人日分)	60	66	72
	(人分)	10	11	12
知的障害者	(人日分)	120	132	144
	(人分)	20	22	24
精神障害者	(人日分)	12	12	12
	(人分)	2	2	2
障害児	(人日分)	20	22	24
	(人分)	10	11	12

（2）見込量確保の方策

① 訪問系サービスの提供基盤の整備

- 増加すると予想される訪問系サービスのニーズに対して、見守り支援を含めたサービスが提供できつつあり、今後もサービスの確保を図ります。

② 重度の障害のある人への対応

- 重度の障害のある人に対応するため、三島障害保健福祉圏域での対応も視野に入れて、サービス提供事業所の確保に努めます。
- 重度の障害のある人に対して単独でサービスを実施できる事業所は確保しにくいくことから、指定特定・一般相談支援事業所を中心に複数のサービス提供事業所がチームを組んで重度障害者等包括支援に取り組めるように、関係機関やサービス提供事業所と協議を進めます。
- 緊急あるいは突発的なニーズにも的確に対応できるように、事業者によって必要なサービス提供者の確保・調整を行える仕組みとするなど、重度の障害のある人への適切なサービスの確保を図ります。

事業名	事業内容
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害がある人で、常時介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護、その他の厚生労働省令で定めるサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。市内にサービス提供事業所があります。三島障害保健福祉圏域での対応を継続します。
同行援護	重度視覚障害者（児）の移動支援として、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行うものです。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。市内にサービス提供事業所があります。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする障害のある人等で、その介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護、その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に行います。一定の要件を満たす者が自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組みを構築し、緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応できるようにします。平成26年11月現在で指定を受けているサービス提供事業所がなく、単独で事業を実施できるサービス提供事業所が市内にないことから関係機関やサービス提供事業所と協議を進めます。

③ 訪問系サービスの質の確保

- 医療的ケアに対応できる人材の育成を図るために、一定の研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を行えること等について各種情報を事業所に提供します。
- また、在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。

④ 短期入所（ショートステイ）の確保

- 近年、短期入所（ショートステイ）の基盤が拡大しています。短期入所（ショートステイ）の実施に当たっては、利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図るように事業者に働きかけていきます。
- 緊急時に受け入れが適切に行えるように、通常時から体験的な利用を促し、短期入所の利用方法の理解の浸透を図ります。
- 医療的ケアが必要な人の在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。

事業名	事業内容
短期入所 (ショートステイ)	介護給付として、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2. 日中活動系サービス

(1) 見込量

表 日中活動系サービスの見込量

障害種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
サービス種別					
身体障害者	生活介護	月平均利用日数(人日分)	644	756	771
		実利用者数(人分)	57	69	71
	自立訓練	月平均利用日数(人日分)	15	24	24
		実利用者数(人分)	2	3	3
	就労移行	月平均利用日数(人日分)	8	8	8
		実利用者数(人分)	1	1	1
	就労継続支援 (A型)	月平均利用日数(人日分)	27	27	27
		実利用者数(人分)	2	2	2
	就労継続支援 (B型)	月平均利用日数(人日分)	126	144	162
		実利用者数(人分)	7	8	9
知的障害者	生活介護	月平均利用日数(人日分)	3,040	3,240	3,340
		実利用者数(人分)	155	165	170
	自立訓練	月平均利用日数(人日分)	108	108	126
		実利用者数(人分)	6	6	7
	就労移行	月平均利用日数(人日分)	330	340	350
		実利用者数(人分)	33	34	35
	就労継続支援 (A型)	月平均利用日数(人日分)	35	35	52
		実利用者数(人分)	2	2	3
	就労継続支援 (B型)	月平均利用日数(人日分)	882	918	954
		実利用者数(人分)	49	51	53
精神障害者	生活介護	月平均利用日数(人日分)	451	462	473
		実利用者数(人分)	41	42	43
	自立訓練	月平均利用日数(人日分)	22	22	36
		実利用者数(人分)	2	2	3
	就労移行	月平均利用日数(人日分)	180	190	200
		実利用者数(人分)	18	19	20
	就労継続支援 (A型)	月平均利用日数(人日分)	16	16	16
		実利用者数(人分)	1	1	1
	就労継続支援 (B型)	月平均利用日数(人日分)	50	50	60
		実利用者数(人分)	5	5	6
療養介護		月間利用実人員数(人分)	11	12	12

(2) 見込量確保の方策

- 日中活動の場の確保・充実のため、市独自で重度通所者の加算制度や事業所の開設補助にかかる支援を行います。
- 医療的ケアを必要とする利用者が増加しており、ケア体制の充実に向けた体制強化が求められています。
- また、今後、就労支援の取り組みが進む中で、就労したもの、諸事情により職場定着を図ることができなかった場合や支援学校卒業生の増加に伴う受け皿として、これまで以上に通所施設が果たす役割も大きくなると想定されます。制度上の問題については、国における制度改革等の動向を注視しながら必要な施策を検討します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、市内の事業所に市の業務を委託します。

事業名	事業内容
生活介護	<p>「市立みきの路」「市立ひびきはばたき園」などでは常に介護を必要とする人に対して、昼間に、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創意的な活動または生産活動の機会を提供する生活介護を実施しています。「とりかい白鷺園」「いやし園」においても、基準該当生活介護を実施しています。</p> <p>生活介護を利用しながら居宅で暮らす人が増えています。サービスには送迎への対応や入浴施設の確保等も含むことから新規の施設整備に向けて、事業者の施設の動向を把握しつつ、利用者ニーズに対応できる施設の確保を促進します。</p>
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	<p>自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。三島障害保健福祉圏域において、サービス提供事業所の確保に努めます。</p>
就労移行支援	<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。三島障害保健福祉圏域において、サービス提供事業所の確保に努めます。</p> <p>就労移行支援では国の方針に基づいて利用者の一般就労への移行を促進します。</p>
就労継続支援 (A型・B型)	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>相談支援事業所や障害者就業・生活支援センター、支援学校との協働により、A型事業所に対応します。</p> <p>就労継続支援の事業所数が増加傾向にあり、新規及び既存の事業所の質の確保に努めます。</p>
療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。今後、大阪府に対して医療的ケアを可能とする通所施設及び療養介護の実施を求めるものとします。府内における事業所の新設について、情報を早期に把握し、個別のニーズにすぐに対応できる状況を維持していきます。</p>

3. 居住系サービス

(1) 見込量

表 居住系サービスの見込量

(単位：月間利用実人員数)

障害種別		単位 (人分)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス種別					
身体障害者	共同生活援助 (グループホーム)		2	2	3
	施設入所		11	11	10
知的障害者	共同生活援助 (グループホーム)		45	50	55
	施設入所		58	57	56
精神障害者	共同生活援助 (グループホーム)		16	17	18
	施設入所		0	0	0

(2) 見込量確保の方策

① 共同生活援助（グループホーム）等の充実

- 施設から地域生活へ移行する場合や、地域生活を継続する場合、地域で暮らす障害のある人が親元を離れ、自立生活を行う場合などに備えて、地域において様々な居住の場を提供するため、引き続き共同生活援助（グループホーム）等の充実を図る必要があります。特に、共同生活援助（グループホーム）等の体験入所について要望があることから、施設入所者に限定せず、地域で生活している人も含めた「自立訓練事業」の確保について引き続き検討していきます。
- 「市立みきの路」が市内に2か所目のグループホームを設置するなど、近年は共同生活援助（グループホーム）等の整備が促進されました。今後の基盤整備に当たっては地域の理解が得られにくい場合も見受けられることから、啓発活動によって障害に対する地域の理解を促します。
- 新たな制度ではサテライト型住居が創設されており、1人で暮らしたいというニーズに応えつつ食事や余暇活動等は本体のグループホームに参加するといった柔軟な運用について利用が促進されるように事業内容を啓発します。

事業名	事業内容
共同生活援助 (グループホーム)	市内事業者によるグループホームの整備が引き続き検討されています。 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

② 居住支援の充実

- 本市において、新たに建て替えされた市営住宅は全戸バリアフリーで、さらに車椅子対応の住宅が2戸あります。
- 「市立みきの路」については、居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）に取り組みます。日中活動系サービスとの組み合わせにより、一層生活が充実したものとなるように、入所施設に対する情報提供やアドバイスに努めていきます。
- また「市立みきの路」等を含めた地域生活支援拠点では地域生活を支援する観点から居住支援機能の役割を担い、基幹相談支援センターである総合相談支援センターとの連携によって切れ目のない一体的な福祉サービスを展開することとします。

事業名	事業内容
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	指定一般相談支援事業者が障害のある人や家主などの相談に応じながら、不動産業者に対して物件のあっせん依頼、家主等との入居契約の手続き支援などを行います。
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。「市立みきの路」については、居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）に取り組みます。

③ 地域移行のための支援の充実

- 退院促進のための国や府の取り組みを生かし、障害者地域自立支援協議会の部会において地域移行支援・地域定着支援に取り組みます。
- 施設や病院からの地域生活への移行を進めるために、試行的に共同生活援助（グループホーム）等を体験する取り組みの検討を進めています。

事業名	事業内容
地域活動支援センターI型	退院後間もない精神障害のある人等が、気軽に利用できる「場」です。ミーティングや様々なプログラムによる集団活動を行い、仲間やスタッフと交流しながら、社会体験を増やすことによって、積極的に生きていく力を高めます。社会復帰や社会参加を進めるための支援を行います。
地域移行支援の個別給付化	入所・入院等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う支援が制度上、個別給付化されています。指定一般相談支援事業者等との連携を密にして地域移行を促進します。

4. 利用者本位の相談・サービス提供体制

(1) 見込量

表 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量

サービス種別		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害種別					
計画相談支援	身体障害者	月平均利用者数(人分)	38	39	41
	知的障害者		62	65	67
	精神障害者		25	26	27
	障害児		5	5	5
	合計		130	135	140
地域移行支援	身体障害者	月平均利用者数(人分)	0	0	0
	知的障害者		1	1	1
	精神障害者		1	1	1
	障害児		0	0	0
	合計		2	2	2
地域定着支援	身体障害者	月平均利用者数(人分)	0	0	0
	知的障害者		3	3	3
	精神障害者		1	1	1
	障害児		0	0	0
	合計		4	4	4

表 相談支援事業の見込量

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無

(2) 見込量確保の方策

① 相談支援体制の充実

- 三障害の総合的な相談支援体制と地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置しました。基幹相談支援センターが中心となり、相談支援体制の充実を図ります。
- 発達障害児（者）や高次脳機能障害者などへの相談支援を検討します。
- 指定特定相談支援事業者の指定及びそれに伴う監査・指導を行うことにより、相談支援の充実を図ります。福祉サービスを受けているすべての方に計画相談また、支援ができるよう体制を整えます。

事業名	事業内容
障害者相談支援事業 (障害者地域自立支援協議会の運営等)	障害のある人等からの相談に応じ、障害のある人等の福祉に関する様々な問題に必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障害のある人等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。相談支援事業を実施するに当たっては、障害者地域自立支援協議会での、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行うこととする施設であり、市から実施の委託を受けた者が設置できるとされています。 本市では基幹相談支援センターである総合相談支援センターにおいて、障害のある人の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担っています。
発達障害児（者）や高次脳機能障害者、ひきこもりの人に対する相談支援の検討	医療との関わりが深い相談が想定されることから、病院との連携強化に努めます。 民間の法人による相談支援と市の相談支援との連携強化に努めます。

② 支給決定プロセスの見直しに伴う計画相談支援の実施

- サービス等利用計画の対象者が大幅に拡大していることから指定特定相談支援事業者の確保と適切な計画の作成のために事業者との連携の強化に努めます。

事業名	事業内容
計画相談支援	<p>支給決定プロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするようになり、これまで重度障害のある人等に限定されていたサービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大され、すべての介護給付を利用する方にサービス等利用計画が必要となりました。また、サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は市町村が指定することになっています。</p> <p>市としては、指定特定相談支援事業者の適切な指定の実施及び事業者との連携の強化に努めます。</p>

③ 地域移行・地域定着支援

事業名	事業内容
地域移行・地域定着支援	<p>地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行うものです。</p> <p>また、地域定着支援は、居宅で一人暮らししている障害のある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談などの支援を行うものです。</p> <p>基幹相談支援センターを中心に個別給付化された地域移行、地域定着支援を適切に実施するように努めます。</p>

5. 地域生活支援事業

(1) 見込量

表 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量（再掲）^⑤

サービス種別		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害種別					
計画相談支援	身体障害者	月平均利用者数 (人分)	38	39	41
	知的障害者		62	65	67
	精神障害者		25	26	27
	障害児		5	5	5
	合計		130	135	140
地域移行支援	身体障害者	月平均利用者数 (人分)	0	0	0
	知的障害者		1	1	1
	精神障害者		1	1	1
	障害児		0	0	0
	合計		2	2	2
地域定着支援	身体障害者	月平均利用者数 (人分)	0	0	0
	知的障害者		3	3	3
	精神障害者		1	1	1
	障害児		0	0	0
	合計		4	4	4

表 相談支援事業の見込量（再掲）

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無

^⑤ 計画相談支援は地域生活支援事業ではありませんが、相談支援体制と関係が深いため、「表 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量」として再掲しています。

表 成年後見制度（成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業）の見込量

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数（人分）	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

表 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業の見込量

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有

表 意思疎通支援事業の見込量

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	年間実利用件数 (人分) *	10	10	11
要約筆記者派遣事業		0	0	0
手話通訳者設置事業	年間実設置者数 (人分)	1	1	1

* 派遣事業利用者数（団体派遣は対象外）

表 日常生活用具給付等事業の見込量

(単位：年間給付等件数)

サービスの内容等	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	(件)	3	4	5
自立生活支援用具		10	12	14
在宅療養等支援用具		18	20	22
情報・意思疎通支援用具		20	22	24
排泄管理支援用具		1,750	1,800	1,850
居宅生活動作補助用具(住宅改造費)		4	5	6

表 手話奉仕員養成研修事業の見込量

(単位：年間実養成講習修了者数)

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	登録者数 (人分)	2	2	2

表 移動支援事業の見込量

(単位：上段・年間延べ利用時間総数、下段・年間実利用者数)

障害種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害者	(時間分)	7,900	8,060	8,220
	(人分)	55	58	61
知的障害者	(時間分)	9,700	10,200	10,700
	(人分)	88	92	97
精神障害者	(時間分)	25	30	35
	(人分)	5	6	7
障害児	(時間分)	5,200	5,200	5,200
	(人分)	40	40	40

表 地域活動支援センター事業の見込量

(単位：上段・実施箇所数、下段・年間実利用者数)

サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター 事業 I 型	(箇所)	1	1	1
	(人分)	50	55	60

表 日中一時支援事業の見込量

(単位：上段・年間実利用者数、下段・年間利用日数)

サービスの内容等	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	(人分)	270	285	300
	(日数)	1,350	1,425	1,500

表 訪問入浴サービス事業の見込量

(単位：上段・年間実利用者数、下段・年間利用回数)

サービスの内容等	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	(人分)	4	4	5
	(回)	240	240	300

(2) 見込量確保の方策

地域生活支援事業は、障害のある人及び障害のある児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、本市の実態や利用者の状況に応じた柔軟な形態で市が効率的・効果的に実施するものです。とりわけ社会的障壁の除去につながる事業を拡大することでコミュニケーションが取りにくくの方などの社会参加を促します。

事業名	事業内容
相談支援事業 再掲	障害のある人、障害のある児童の保護者または介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 【参照】 「4. 利用者本位の相談・サービス提供体制」
理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深める研修・啓発事業として障害者週間に街頭啓発等を実施します。また障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを障害者団体での交流によって支援します。
成年後見制度（成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業）	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用する必要があると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用に際して費用の補助を実施しています。後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、法人後見の活動を支援するために、成年後見制度法人後見支援事業の実施を検討します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害等のある人に手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。市役所福祉事務所に手話通訳者を配置しています。
手話奉仕員養成研修事業	手話講習会入門コース、基礎会話コースをそれぞれ昼夜開講します。
日常生活用具給付等事業	重度の身体障害や知的障害のある人が自力で日常生活を営むための用具についてニーズに応じて適切な給付等に努めます。 補装具や日常生活用具をはじめ、介護者の負担の軽減にも資する福祉用具について、品目を追加し制度の充実に努めます。また、大阪府立介護実習・普及センターを活用して福祉用具の情報提供や利用促進を図ります。
移動支援事業	外出及び社会参加が困難な障害のある人に対し、ガイドヘルパーを派遣します。 サービス提供事業者の確保並びに質の向上に取り組みます。

地域活動支援センター事業Ⅰ型 再掲	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を加え、相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において、入浴サービスを提供します。それまでの週1回のサービスを平成19年4月から週2回に拡充しています。
日中一時支援事業 再掲	「市立みきの路」と摂津市障害者総合支援センターの「ぱたぱた」において、知的障害のある人と障害のある児童（「市立みきの路」は中学生以上）を対象に日中一時支援を実施しています。 放課後等デイサービスの基盤が確保されており、今後は既存の事業所の質の確保に努めます。
声の広報等発行事業	市が発行する広報等の内容をカセットテープに吹き込んだ上で視覚障害のある人に送付し、地域生活において必要な情報を定期的に提供します。また、今後はデイジー（デジタル音声情報システム）録音機器による録音を進めていきます。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害のある人に対し、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障害のある人が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

6. 障害児支援サービス

(1) 見込量

表 障害児支援サービスの見込量

サービスの内容等	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	月平均利用日数総数（人日分）	539	560	580
	実利用者数（人分）	125	130	135
医療型児童発達支援	月平均利用日数総数（人日分）	86	86	86
	実利用者数（人分）	10	10	10
放課後等デイサービス	月平均利用日数総数（人日分）	1,069	1,112	1,155
	実利用者数（人分）	146	152	158
保育所等訪問支援	月平均訪問回数（回）	25	29	33
計画相談支援 ^⑥	月平均利用人数（人分）	5	5	5
障害児相談支援	月平均利用人数（人分）	56	58	60

(2) 見込量確保の方策

① 児童の居宅・通所サービス

- 障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく本市の子ども・子育て支援事業計画との緊密な連携を図る必要があります。また支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、通所支援事業所、入所施設、障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図る必要があります。特別な支援が必要な児童の支援体制については医療的ケアが必要な重症心身障害児等の支援基盤の整備を図るとともに、福祉、医療、教育等の関係機関において、共通の理解に基づき総合的な支援体制の構築を図ります。
- 児童に関する各サービスの確保方策については、第2部の第2章の内、「4. 療育・教育の充実」の「(1) 療育・幼児教育の充実のために」と「5. 生活支援の充実」の「(3) 児童の地域生活の支援のために」に掲載しています。

^⑥ 計画相談支援は、児童福祉法に基づく障害児支援サービスの範囲には含まれていませんが、障害児の相談支援体制と関係が深いため、「表 障害児支援サービスの見込量」として掲載しています。

事業名	事業内容
児童発達支援センター	市立児童発達支援センターは専門的な対応や地域の発達に課題のある児童やその家族への相談、発達に課題のある児童を預かる施設への援助・助言を行う施設として地域の中核的な療育支援の場として位置づけています。
児童発達支援事業	発達に課題のある児童やその家族に対する支援を行う身近な療育の場として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。あわせて治療等を行う場合は「医療型児童発達支援」となります。
放課後等デイサービス	就学している発達に課題のある児童・生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって発達に課題のある児童・生徒の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の発達に課題のある児童、または今後利用する予定の発達に課題のある児童が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

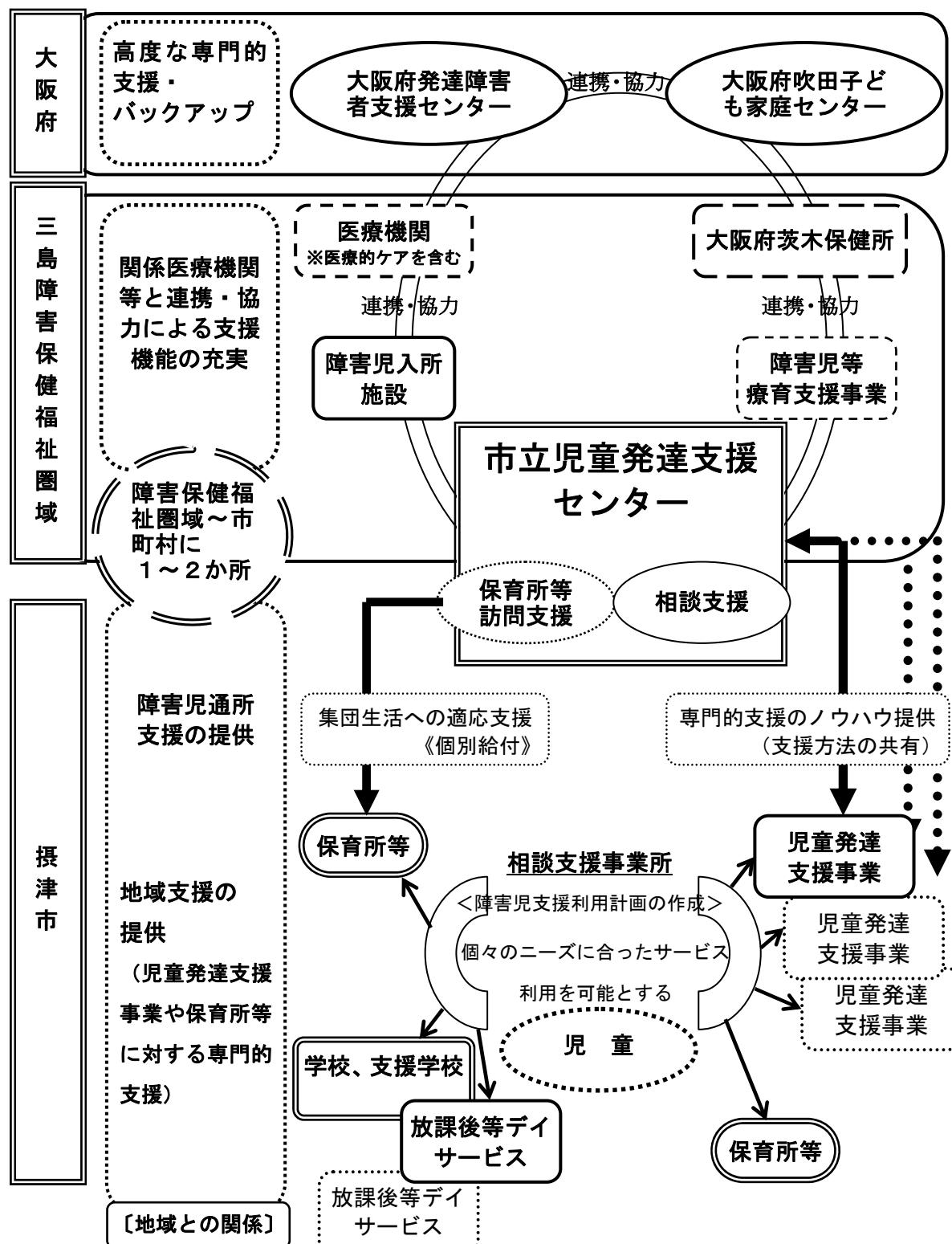
② 児童の居宅・通所サービスの利用に係る相談支援の充実

- 「児童福祉法」の中で対応することとなった児童のサービス利用に関する相談支援について市立児童発達支援センター、摂津市障害者総合支援センターで実施しています。
- 児童の計画相談や障害児相談支援はサービス利用者のすべてを対象として導入されています。利用者が安心してサービスを受けられるように、引き続き相談支援専門員の質の確保に努めます。

事業名	事業内容
児童の居宅・通所サービスの利用に係る相談	児童については、新たに、「児童福祉法」に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成することとしています。児童の居宅サービスのみを利用するものは障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」において作成し、通所サービスのみの利用及び居宅サービスと通所サービスを併用して利用するものは「児童福祉法」に基づく「指定障害児相談支援事業者」において作成します。

図 本市を取り巻く障害児支援体制（今後のイメージ）

市立児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で支援の必要な児童を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることが期待されています。



7. 障害福祉計画の進捗管理及び評価について

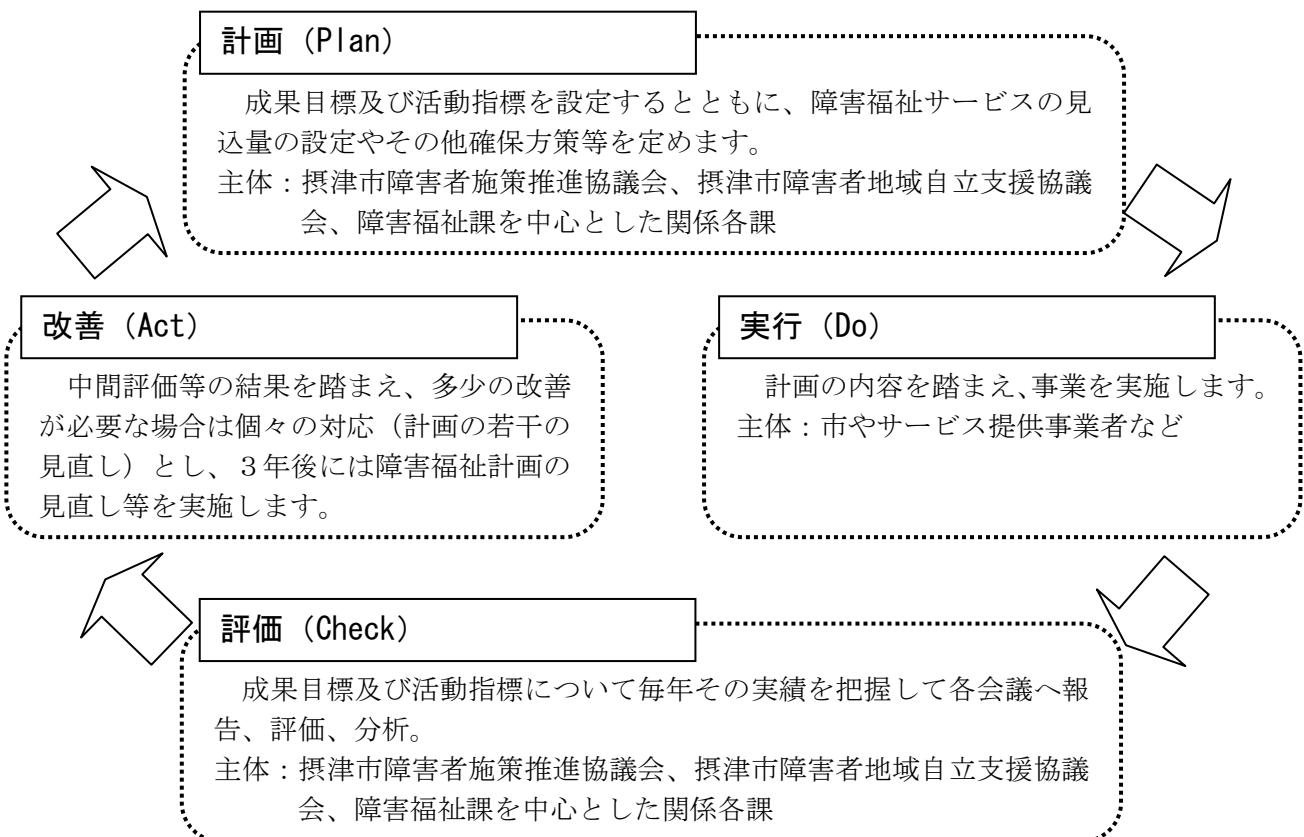
平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（P D C Aサイクル）が定められています。

そのため、第4期障害福祉計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけではなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことが求められます。

● P D C Aサイクルによる計画の進捗状況の管理及び評価

本市ではすでに毎年の進捗点検と3年に一度の計画策定を実施してきました。第4期障害福祉計画ではこれまでの作業を生かしながら、より一層実行しやすくする方策を検討します。

図 摂津市障害福祉計画におけるP D C Aサイクルのイメージ



資 料

1. 計画策定の経緯

日 程		会議の名称等	報告・議事内容等
平成二十六年	5月 15 日 (木) 14:00～14:50	第1回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●摂津市障害者地域自立支援協議会設置要綱の改正について ●実務担当者（相談支援部会）からの報告 ●第3期摂津市障害福祉計画の平成25年度実績について ●第4期摂津市障害福祉計画策定について
	6月 9 日 (月) 14:00～15:30	第1回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●委員の変更について ●摂津市障害者地域自立支援協議会からの報告について ●第3期摂津市障害福祉計画の平成25年度実績について ●第4期摂津市障害福祉計画策定について
	7月 8 日 (火) ～7月 20 日 (日)	障害福祉に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の意向の把握
	9月 1 日 (月) 13:30～14:10	第2回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第4期摂津市障害福祉計画策定について
	9月 12 日 (金) 14:00～15:30	第2回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第4期摂津市障害福祉計画策定について
	10月 29 日 (水) ～11月 5 日 (水)	障害者関連団体ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ●摂津市内の障害者の当事者団体及び関連団体、事業者の意向の把握
平成二十七年	1月 22 日 (木) 13:30～14:40	第3回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第4期摂津市障害福祉計画策定について
	1月 27 日 (火) 14:00～15:00	第3回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画」中間見直し、第4期摂津市障害福祉計画の素案について
	2月 9 日 (月)～ 2月 22 日 (日)	パブリックコメントの募集	<ul style="list-style-type: none"> ●市のホームページ、市役所や公共施設等で計画素案を公表
	3月 2 日 (月) 13:30～14:30	第4回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●実務担当者（相談支援部会）からの報告 ●第4期摂津市障害福祉計画策定について
	3月 3 日 (火) 14:00～14:40	第4回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画」中間見直し、第4期摂津市障害福祉計画の案について

2. 摂津市障害者施策推進協議会

● 摂津市障害者施策推進協議会条例

昭和 51 年 6 月 28 日

条例第 19 号

最近改正 平成 25 年 3 月 29 日条例第 14 号

[注] 平成 17 年から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平 17 条例 36・平 24 条例 15・平 25 条例 14・一部改正）

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に特別の事項を調査審議させるため、5 人以内の専門員を置くことができる。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（平 17 条例 36・平 24 条例 15・一部改正）

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平 17 条例 36・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日条例第 7 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成 17 年 6 月 29 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 15 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

● 摂津市障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和 51 年 6 月 28 日

規則第 13 号

最近改正 平成 20 年 3 月 17 日規則第 6 号

[注] 平成 20 年から改正経過を注記した。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、摂津市障害者施策推進協議会条例（昭和 51 年摂津市条例第 19 号）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第 2 条 摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会議において必要と認めたときは、専門員又は会議の議事に關係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第 3 条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

（平 20 規則 6 ・一部改正）

（委任）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 8 月 31 日規則第 16 号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 17 日規則第 6 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

● 摂津市障害者施策推進協議会委員名簿

平成 26 年 6 月 9 日現在 (順不同・敬称略)

区分	氏名	団体又は役職名
学識経験者	加藤 博史	龍谷大学短期大学部教授
関係団体の代表者	山下 弘子	摂津市身体障害者福祉協会
	稲田 通子	摂津市手をつなぐ親の会
	馬渡 恵美子	摂津市肢体不自由児者父母の会
	田中 清	あけぼの福祉会
	武田 登	摂津市社会福祉協議会
	葭中 勉	摂津市人権擁護委員
	大浦 元孝	摂津市医師会
	宮尾 洋志	摂津市医師会
	下村 良浩	摂津市歯科医師会
	阪田 雅克	摂津市商工会
関係行政機関の職員	村上 弘二	摂津市人権協会
	林 夏生	ダイキン工業労働組合淀川支部
	鈴木 正彦	吹田子ども家庭センター所長
	高山 佳洋	茨木保健所所長
	村田 泰弘	茨木公共職業安定所長
	若狭 孝太郎	摂津市教育委員会次世代育成部次長 兼教育センター所長
	堤 守	摂津市保健福祉部長

3. 摂津市障害者地域自立支援協議会

● 摂津市障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第89条の2に規定する障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される摂津市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応についての協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他協議会に必要な事務

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等を代表する者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第6条 協議会は、必要に応じ第2条各号に掲げる事務に関し調査、研究等を行うため、実務担当者会議を開催する。

2 実務担当者会議は、別表に掲げる団体等の実務担当者をもって構成する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区 分	団体等の名称
指定相談支援事業所	摂津市障害者総合相談支援センター
	摂津障害者生活支援センター はあねす
	あしすと
障害福祉サービス事業者	社会福祉法人摂津市社会福祉協議会
	社会福祉法人宥和会
	社会福祉法人光摂会
	社会福祉法人あけぼの福祉会
	社会福祉法人こころ福祉会
福祉関係者	社会福祉法人摂津市社会福祉協議会
	社会福祉法人摂津市社会福祉事業団
	摂津市身体障害者福祉協会
	摂津市手をつなぐ親の会
	摂津市肢体不自由児者父母の会
教育・雇用関係者	大阪府立茨木支援学校
	大阪府立摂津支援学校
	障害者就業・生活支援センター
保健・医療関係者	大阪府茨木保健所
関係行政機関	摂津市次世代育成部教育支援課
	摂津市教育総務部子育て支援課
	摂津市保健福祉部障害福祉課

4. 摂津市の障害福祉に関するアンケート調査（調査概要）

● 調査対象

平成 26 年 6 月現在、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方、「自立支援医療」の利用者、「特定疾患医療受給者証・小児慢性特定疾患医療受診券」をお持ちの方の中から無作為抽出の方法で選びました。

● 調査方法

配布は郵送法及び通所施設内からの手渡し。回収は郵送法。18 歳未満（障害のある児童）と 18 歳以上で調査票の内容を分けて配布。

● 調査期間

平成 26 年 7 月 8 日（火）～7 月 20 日（日）

● 回収結果

配布数は 18 歳未満（障害のある児童）では 130 件、18 歳以上では 887 件で合計すると 1,017 件です。有効回収票数は 18 歳未満（障害のある児童）では 60 件（46.2%）、18 歳以上では 415 件（46.8%）で、合計が 475 件（46.7%）です。

分野	調査結果の概要
(1) 現在の生活と 日常生活の介 助について	<ul style="list-style-type: none">● 主な介助者の年齢 身体障害者・知的障害者・特定疾患医療受給者では「60 歳代」（33.3%、32.9%、37.2%）が最も多く、次いで「70 歳以上」（22.9%、30.1%、23.3%）となっています。精神障害者では「70 歳以上」が 43.1% で最も多く、次いで「60 歳代」（19.6%）となっています。
(2) 障害福祉サー ビス等につい て	<ul style="list-style-type: none">● 今後利用したい障害福祉サービス等（複数回答） 身体障害者・特定疾患医療受給者では「補装具・日常生活用具の給付」（19.0%、15.6%）、知的障害者では「移動支援（ガイドヘルプ）」（43.2%）、精神障害者では「相談支援」（31.7%）がそれどれ多くなっています。
(3) 相談支援、情 報提供につい て	<ul style="list-style-type: none">● 市役所での相談や相談支援事業者の認知度 知的障害者・精神障害者・障害児では「知っている」が「知らない」を上回っていますが、身体障害者・特定疾患医療受給者では「知らない」が「知っている」を上回っています。● 必要としている情報（複数回答） 身体障害者・知的障害者・精神障害者・特定疾患医療受給者ともに「必要に応じて相談ができるさまざまな窓口のこと」（40.0%、43.2%、49.5%、34.4%）が最も多く、次いで身体障害者・精神障害者・特定疾患医療受給者では「障害福祉サー ビスの利用手続きや利用方法のこと」（29.0%、42.6%、30.0%）、知的障害者では「障害福祉サービスを提供する事業所のこと」（29.7%）となっています。
(4) 仕事と収入に ついて	<ul style="list-style-type: none">● 今後の就労意向 身体障害者では「会社や団体の正規の職員として働きたい（続けたい）」（21.0%）、知的障害者では「障害者（児）施設等に通いたい（続けたい）」（53.2%）、精神障害者では「パート、アルバイト、臨時雇いとして働きたい（続けたい）」（21.8%）、特定疾患医療受給者では「仕事をしたくない」（21.1%）がそれどれ多くなっています。次いで、身体障害者では「仕事をしたくない」（18.1%）、知的障害者・特定疾患医療受給者では「パート、アルバイト、臨時雇いとして働きたい（続けたい）」

	<p>(9.9%、16.7%)、精神障害者では「障害者（児）施設等に通いたい（続けたい）」(20.8%) となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人が働くために必要な環境や支援（複数回答） <p>身体障害者・知的障害者・精神障害者では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」(37.6%、36.0%、47.5%)、特定疾患医療受給者では「職場の障害者理解」(35.6%) がそれどれ多くなっています。次いで、身体障害者・精神障害者では「職場の障害者理解」(34.3%、37.6%)、知的障害者では「職場での介助や援助等が受けられること」(27.9%)、特定疾患医療受給者では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」(31.1%) となっています。</p>
(5) 日中の過ごし方と進路について（障害児）	<ul style="list-style-type: none"> ● 進学・進級時の不安（複数回答） <p>学校等に通っている障害児の内、「今までの療育・教育内容を引き継いでもらえるか」(47.6%) が最も多く、次いで「新しい先生と上手くやっていけるか」(42.9%)、「自分の行きたい学校がどれかわからない」(26.2%) となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後やってみたいこと（複数回答） <p>障害児の内、「友だちといっしょに遊びたい」(60.0%) が最も多く、次いで「家族と出かけたい」(55.0%)、「家で過ごしたい」(33.3%) となっています。</p>
(6) 人権尊重について	<ul style="list-style-type: none"> ● ふだんの生活で経験した不適切な対応やいやな思い（複数回答） <p>身体障害者・精神障害者・特定疾患医療受給者では「いやな思いをしたことがない」(37.1%、28.7%、41.1%)、知的障害者では「まちでの周りの人の視線や言動」(32.4%) がそれどれ多くなっています。次いで身体障害者では「まちでの周りの人の視線や言動」(15.7%)、知的障害者では「学校での生活」・「いやな思いをしたことがない」(ともに 25.2%)、精神障害者では「近所づきあい」(26.7%)、特定疾患医療受給者では「近所づきあい」・「まちでの周りの人の視線や言動」・「家庭での生活」(ともに 10.0%) となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人に対する市民の理解 <p>身体障害者・知的障害者・特定疾患医療受給者・障害児では「あまり深まったとは思わない」(33.3%、36.9%、32.2%、41.7%)、精神障害者では「深まったとは思わない」(40.6%) がそれどれ多くなっています。次いで身体障害者・精神障害者・特定疾患医療受給者では「ある程度深まったと思う」(31.0%、24.8%、25.6%)、知的障害者・障害児では「深まったくとは思わない」(31.5%、31.7%) となっています。なお「あまり深まったくとは思わない」と「深まったくとは思わない」の合計では、障害児(73.4%) が最も多く、次いで知的障害者(68.4%)、精神障害者(64.4%) となっています。</p>
(7) 将来の暮らし方について	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立生活に必要なこと（複数回答） <p>身体障害者・知的障害者・精神障害者・特定疾患医療受給者とともに「経済的な負担の軽減」(57.1%、44.1%、60.4%、55.6%) が最も多くなっています。次いで身体障害者では「障害者に適した住居の確保」(34.3%)、知的障害者では「地域住民等の理解」(34.2%)、精神障害者では「相談対応等の充実」(41.6%)、特定疾患医療受給者では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(31.1%) となっています。</p>

<p>(8) 施策全般について</p>	<p>● 今後充実してほしい施策（複数回答）</p> <p>身体障害者では「障害のある人が外出しやすいまちをつくる」(37.6%)が最も多く、次いで「災害や緊急のときに避難しやすいまちをつくる」(33.3%)「障害のある人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」(31.9%)となっています。</p> <p>知的障害者では「親亡き後の障害のある人の権利を守る仕組みを充実する」(54.1%)が最も多く、次いで「グループホーム等を整備する」(32.4%)、「障害のある人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」(31.5%)となっています。</p> <p>精神障害者では「親亡き後の障害のある人の権利を守る仕組みを充実する」(47.5%)が最も多く、次いで「一般企業で障害のある人の雇用を増やすよう促す」(40.6%)、「障害のある人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」(37.6%)となっています。</p> <p>特定疾患医療受給者では「障害のある人が外出しやすいまちをつくる」(30.0%)が最も多く、次いで「保健・医療体制を充実する」(27.8%)、「介護サービスを充実する」・「災害や緊急のときに避難しやすいまちをつくる」(ともに26.7%)となっています。</p> <p>障害児では「親亡き後の障害のある人の権利を守る仕組みを充実する」(66.7%)が最も多く、次いで「一般企業で障害のある人の雇用を増やすよう促す」(50.0%)、「障害のある人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」(46.7%)となっています。</p>
-------------------------	--

5. 障害者関連団体ヒアリング調査の結果概要

● 調査対象

摂津市内の障害者の当事者団体及び関連団体、事業者等

● 調査方法

郵送によって調査票を配付後、面談によるヒアリング調査を実施しました。

● ヒアリング調査期間

平成 26 年 10 月 29 日（水）～平成 26 年 11 月 5 日（水）

● 回収結果

11 団体中 10 団体から回答がありました。

● 集計方法

回答者が一つの問に対して複数の記述を回答している場合は複数回答の扱いとしてカテゴリ別に分類しました。

(1) 生活環境の整備改善

分類	回答数
福祉避難所の問題	9
地域における避難誘導、安否確認のあり方について	3
道路や駅のバリアフリー化	3
災害時要援護者支援システムの充実や地域の支援ネットワークの必要性	3
緊急情報の提供について	2
市内循環バスの利便性の向上	1
障害者にあわせた取り組みの必要性	1
こころのバリアフリーに向けた啓発活動の推進	1

(2) 雇用・就労の充実

分類	回答数
就労訓練や就労につなげる具体的な取り組みの必要性	6
具体的な雇用枠の確保	4
一般就労を辞めた後のフォローの必要性	3
雇用定着につなげる支援の必要性	3

(3) 保健・医療の充実

分類	回答数
障害者を受け入れ可能な医療機関の確保や緊急時の受け入れ体制の充実	9
障害者医療制度の充実	4
入院時、または通院の介助について	4
療養型の病床や医療的ケアへの対応について	3
発達障害、高次脳機能障害、重複障害などへの対応について	3
小児科の医療の充実	2

(4) 療育・教育の充実

分類	回答数
子どもたちが余暇を過ごせる場所の確保	5
ライフステージごとの支援の経過が伝わる媒体や一貫した支援の必要性	4
障害のある児童に対する相談支援	3
教育機関や福祉、保健、医療機関などとの連携の強化	2
放課後や長期休暇時の支援の必要性	1
移動支援の充実	1
家族に対しての支援について	1

(5) 生活支援の充実

分類	回答数
障害児支援の充実	17
共同生活援助（グループホーム）等の充実	8
報酬単価・補助金の課題や質の確保について	6
相談支援事業の充実	5
日中活動系サービスの充実	5
サービスの情報提供の充実	4
地域移行の支援の充実	3
市立みきの路での支援の充実	3
高齢の障害者に関する問題	3
移動支援事業の充実	3
緊急時の対応や短期入所の充実	3

(6) 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進

分類	回答数
障害や障害のある人に対する理解の促進	7
各施設における利用者の人権の尊重	3
障害や障害のある人に対する啓発活動の必要性	2

**摂津市障害者施策に関する長期行動計画
(第3次) 後期計画 [中間見直し]**

第4期摂津市障害福祉計画

平成27(2015)年3月

発行 摂津市保健福祉部障害福祉課
大阪府摂津市三島一丁目1番1号
TEL 06-6383-1111 (大代表)
072-638-0007 (代表)
FAX 06-6383-9031

裏表紙イラスト：摂津市マスコットキャラクター「セッピイ」



本冊子は再生紙を使用しています。